

小矢部市 都市計画マスタープラン

平成 27 年 12 月
小矢部市

ごあいさつ



小矢部市は、富山県西部に広がる砺波平野の西端に位置しており、風格ある散居村の景観をなす田園地帯の周囲を、古戦場として有名な倶利伽羅峠に代表される丘陵地が取り囲み、北陸道の宿場町、そして小矢部川の水運のまちとして栄えてきました。

本市は、北陸自動車道をはじめ多くの都市間連携を担う道路が市域内で結節するなど、今も交通の要衝として優位な地点に位置しています。一方、人口減少や中心市街地からの人口流出、商工業の販売額、出荷額の伸び悩みに対し、居住人口の維持や交通利便性を活かした企業誘致など、本格的な少子高齢化社会の到来に向け、従来からの都市構造の問題点を改善し、これからの時代にふさわしい新たなまちづくりを進めていくことが課題となっております。

このような本市を取り巻く環境の変化や市の課題に適切に取り組むために、将来を見据えたまちづくりの方向性と、地域の実情と市民の意向を反映して、都市計画に関する基本的な方針を示す「小矢部市都市計画マスタープラン」の見直しを行いました。

基本テーマを、“豊かな自然と共生し、魅力と活力にあふれた 安全・安心で住みよい交流都市”として、「コンパクトなまちづくり」「定住環境の整備」「交通機能の強化」「都市基盤整備と維持管理」「安全で安心なまちづくり」など、8つの目標を掲げております。

この目標の実現化に向けましては、市民、事業者、行政が知恵と力を合わせて取り組むことが不可欠です。今後、より一層、市民の皆さまとの協働による開かれたまちづくりを推進し、活力ある魅力的な小矢部市の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

終わりに、都市計画マスタープランの策定にあたり、ご提言やご審議をいただきました小矢部市都市計画審議会委員、策定検討委員会委員の皆さまを始め、貴重なご意見等をお寄せいただきました市民の皆さま方に心から感謝申し上げます。

平成 27 年 12 月

小矢部市長 **桜井 森夫**



稲葉山より市域を望む

目 次

【序論】

第1章 計画の前提	1
1. 小矢部市都市計画マスタープランの概要	1
(1) 都市計画マスタープラン策定の趣旨	1
(2) 都市計画マスタープランの役割	1
(3) 計画の位置づけ	2
(4) 計画目標年次と区域	2
(5) 計画の構成	3
2. 上位・関連計画等の概要	4
(1) 国における上位・関連計画	4
(2) 県における上位・関連計画	6
(3) 小矢部市における関連計画	10
(4) 主要プロジェクトの動向	16
3. 時代の潮流	18
(1) 人口減少時代の到来	18
(2) 超高齢社会の到来	18
(3) 地球環境問題への対応	19
(4) 防災意識の高まり	19
(5) 交流人口の増大	19
(6) 厳しい財政状況	20
第2章 小矢部市の現状	21
1. 位置及び地勢等	21
(1) 位置	21
(2) 地勢	21
(3) 気象	21
(4) 沿革	22
2. 人口・世帯動向	23
(1) 総人口、世帯数	23
(2) 年齢別人口	23
(3) 人口動態	24
(4) 地区別人口・世帯数	24
(5) 昼夜間人口及び通勤・通学流動	26
(6) 都市計画区域、用途地域指定区域内人口	27
3. 産業構造	28
(1) 就業人口	28
(2) 農業	28

(3) 工業	29
(4) 商業	29
4. 交通体系	30
(1) 道路	30
(2) 鉄道・バス	30
5. 土地利用	32
(1) 地目別面積の推移	32
(2) 土地利用構成	32
(3) 法規制状況	33
(4) 開発動向	35
6. 都市基盤整備状況	37
(1) 都市計画道路	37
(2) 面整備状況	38
(3) 都市計画公園・緑地	39
(4) 公共下水道	39
第3章 市民意向調査結果の概要	40
1. 実施概要	40
2. アンケート調査結果	41
(1) 今後の土地利用の方針	41
(2) 土地利用のあり方について	42
(3) 都市基盤整備について	47
(4) 景観形成について	49
(5) 環境問題について	50
(6) 防災について	51
(7) 小矢部市の将来像	52
第4章 都市づくりの基本的課題と見直しの方針	53
【全体構想編】	
第5章 将来都市像	55
1. 都市づくりの理念と目標	55
(1) 都市づくりの理念	55
(2) 都市づくりの目標	57
2. 将来の見通し	58
3. 将来都市構造	59
(1) 将来都市構造の基本的な考え方	59
(2) 都市構造の構成	60
(3) 都市拠点	61
(4) 都市軸	63
(5) ゾーン	65

第6章 都市整備の方針	68
1. 土地利用の方針	68
(1) 土地利用の基本方針	68
(2) 土地利用区分と配置方針	69
2. 市街地整備の方針	76
(1) 市街地整備の方針	76
3. 都市施設整備の方針	78
【道路・交通施設】	78
(1) 基本的な考え方	78
(2) 道路整備の基本方針	78
(3) 道路配置方針	79
(4) 公共交通の整備方針	80
【公園・緑地】	84
(1) 公園・緑地整備の基本方針	84
(2) 公園・緑地の配置方針	85
【その他都市施設】	88
(1) 下水道・河川の整備方針	88
(2) ごみ処理施設の整備方針	88
(3) し尿処理施設の整備方針	88
(4) 斎場・霊園の整備方針	88
4. 自然環境の保全及び都市環境形成の方針	89
(1) 自然環境保全の方針	89
(2) 都市環境形成の方針	90
5. 都市景観形成の方針	91
(1) 都市景観形成の基本的な考え方	91
(2) 都市景観形成の方針	91
6. 都市防災の方針	94
(1) 都市防災に関する基本的な考え方	94
(2) 都市防災の方針	94

【地域別構想編】

第7章 地域別構想	96
1. 地域区分の設定	96
(1) 地域別構想とは	96
(2) 地域区分	96
2. 地域別まちづくりの方針	98
北エリア	98
(1) エリアの概況	98
(2) 北エリアの住民意向調査結果	100
(3) 北エリアのまちづくりの課題	102

(4) 北エリアの将来像と基本方針	103
(5) 北エリアの地域づくりの方針	104
東エリア	108
(1) エリアの概況	108
(2) 東エリアの住民意向調査結果	110
(3) 東エリアのまちづくりの課題	112
(4) 東エリアの将来像と基本方針	113
(5) 東エリアの地域づくりの方針	114
西エリア	117
(1) エリアの概況	117
(2) 西エリアの住民意向調査結果	119
(3) 西エリアのまちづくりの課題	121
(4) 西エリアの将来像と基本方針	122
(5) 西エリアの地域づくりの方針	123
南エリア	125
(1) エリアの概況	125
(2) 南エリアの住民意向調査結果	127
(3) 南エリアのまちづくりの課題	129
(4) 南エリアの将来像と基本方針	130
(5) 南エリアの地域づくりの方針	131

【計画の実現に向けて】

第8章 協働のまちづくり	134
1. 参加と協働の方針	134
(1) 参画機会の充実	134
(2) 活動支援	135
2. 運営・管理体制	136
(1) 協働体制の構築	136
(2) 運営・管理体制の構築	136

資料編 策定経緯	資料編-1
1. 計画策定の組織体制	資料編-1
2. 小矢部市都市計画マスタープラン策定の経緯	資料編-2
3. 小矢部市都市計画マスタープラン策定検討委員名簿	資料編-3
4. 小矢部市都市計画審議会委員名簿	資料編-4
5. 小矢部市都市計画マスタープラン策定ワーキング会議名簿	資料編-5

第1章 計画の前提

1. 小矢部市都市計画マスタープランの概要

(1) 都市計画マスタープラン策定の趣旨

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市町村ごとに地域の実情と市民の意向を反映し定めるものである。

平成9年3月に策定した「小矢部市都市計画マスタープラン」（以下、「本計画」という。）は、中間目標年次が平成17年、目標年次が平成27年となっており、計画自体の見直し時期にきている。

また、本市の上位計画である「第6次小矢部市総合計画」が平成21年3月に策定されており、この上位計画を踏まえ、都市づくりの方向性についても検証する必要がある。

少子高齢化や防災・環境問題などの社会情勢の変化や、多様化するまちづくりに対する市民ニーズへの対応など、上位・関連計画や本市の主要プロジェクトとの整合を図りながら、本計画の改定を行うものである。

(2) 都市計画マスタープランの役割

① 将来像の明確化

富山県の小矢部都市計画区域マスタープランや第6次小矢部市総合計画等で示された将来像の実現に向けて、本市の都市計画に関する基本的な方針を明らかにする。

② 将来の土地利用の方針

本計画は、本市における活力あるまちづくりと計画的かつ整序ある土地利用の誘導に向けて、土地利用や地域地区などの方針を示す。

③ 都市施設整備の方針

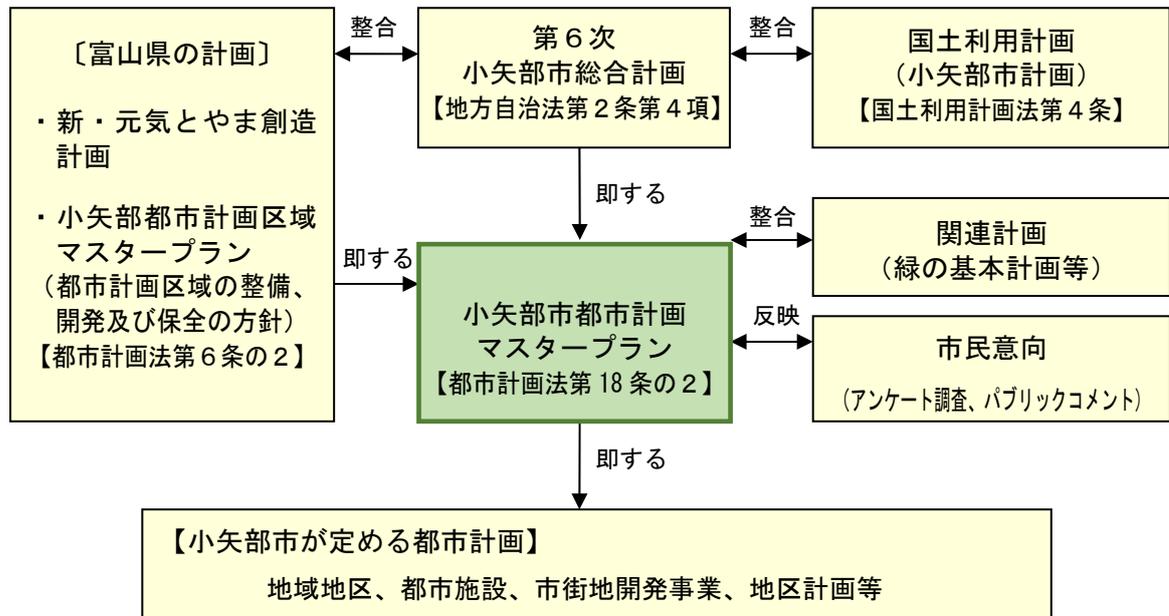
快適で利便性の高い都市生活を支えるための、道路や公園、下水道等の都市施設の整備と効率的な維持管理に向けて、都市施設整備の方針を示す。

④ 都市づくりを市民とともに進めるための指針

人口減少・少子高齢社会の到来、東日本大震災を契機とした安心・安全意識の高まりなど、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応するなかで、地域の特性を活かし、安全で暮らしやすい都市づくりを市民とともに進めるための指針とする。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、上位計画となる「第6次小矢部市総合計画」や「国土利用計画小矢部市計画」、富山県が定める「小矢部都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）」等に即しつつ、住民意向調査（アンケート調査）やパブリックコメント等を実施し、市民の意向を反映して策定するものである。



(4) 計画目標年次と区域

① 計画の目標年次

本計画の基本理念・将来像は、平成25年度（2013年度）を基準年度とし、おおむね20年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成45年度（2033年度）とする。

目標年次：平成45年度（2033年度）

なお、都市施設の整備などに関しては、おおむね10年後の将来を予測するものとし、他の上位・関連計画の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

② 計画の対象区域

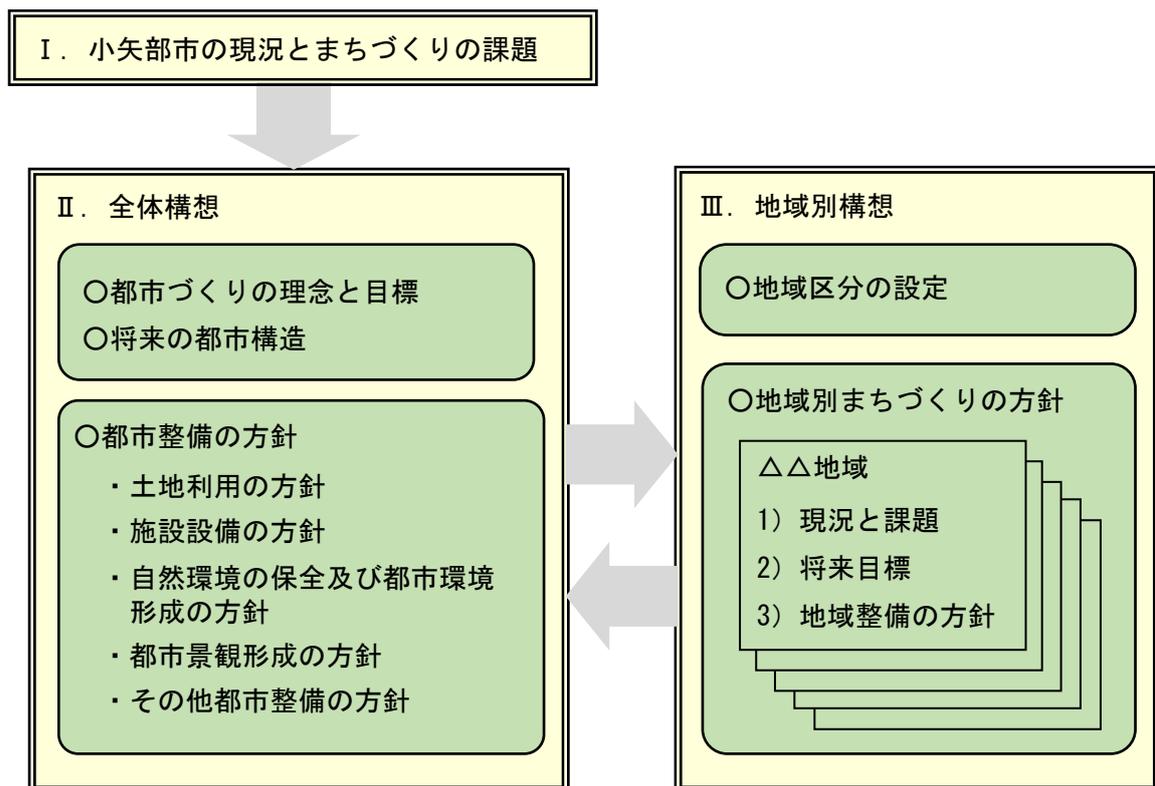
小矢部市の全域（13,407ha）とする。

(5) 計画の構成

本計画は、上位計画等を踏まえ、目標年次に対応した「全体構想」と「地域別構想」により構成する。

「全体構想」は、本市の都市づくりの理念と目標、土地利用及び都市施設のあり方等を示し、「地域別構想」は、各地域の市街地像やまちづくりの考え方、整備の内容、方策等を示すものである。

《 小矢部市都市計画マスタープランの構成 》



2. 上位・関連計画等の概要

(1) 国における上位・関連計画

① 国土形成計画（全国計画）（平成 20 年 7 月）

本計画は、国土総合開発法から改められた「国土形成計画法（平成 17 年 12 月 22 日施行）」に基づく計画であり、今後、概ね 10 カ年間（平成 20 年から 10 年程度）における国土づくりの方向性を示す計画である。

【国土形成計画の概要】

■新しい国土像実現のための戦略的目標（1）

○東アジアとの円滑な交流、連携

各広域ブロックが東アジアの各地域と直接交流・連携し、アジアの成長のダイナミズムを取り込んでいく（東アジア市場の企業戦略、観光立国、交通情報ネットワークの形成）

○持続可能な地域の形成

人口減少下における地域力（地域の総合力）の結集、地域間の交流・連携により魅力的で質の高い生活環境を維持していく（集約型都市構造への転換、医療等の機能維持、地域産業活性化、二地域居住など）

■新しい国土像実現のための戦略的目標（2）

○災害に強いしなやかな国土の形成

減災の観点も重視した災害対策や災害に強い国土構造への再構築を進め、安全で安心した生活を保障していく（総合的災害対策など）

○美しい国土の管理と継承

美しい国土を守り、次世代へと継承するため、国土を形づくる各種資源を適切に管理、回復（物質循環と生態系の維持形成、個性豊かな地域文化の継承など）

■上記の戦略的目標を推進するための横断的視点

○「新たな公」を基軸とする地域づくり

多様な主体の参画を、地域の課題やきめ細やかなサービスの供給につなげる（地縁型コミュニティ、NPO、企業、行政の協働など）

② 北陸圏広域地方計画（平成 21 年 8 月）

広域地方計画は、平成 20 年 7 月に閣議決定された「国土形成計画（全国計画）」を受け、広域ブロックの自立的発展に向け、概ね 10 年間の地域のグランドデザインをとりまとめたものである。北陸圏は、富山県、石川県、福井県から構成される。

【将来像】

将来像 1：世界に開かれた日本海側における交流の中核拠点

日本海側有数の集積を誇るものづくり産業を中心とした経済交流や個性ある自然、歴史、文化等の優れた地域資源に支えられた観光、文化・学術面での交流、他圏域とも連携した太平洋側の災害リスクや日本海沿岸地域の環境リスクの解決等に積極的に取り組み、「世界に開かれた日本海側における交流の中核拠点」となる圏域を目指す。

将来像 2：人々をひきつける「暮らしやすさ」日本一

魅力ある生活環境を有する都市圏と農山漁村や自然が共生する自立的に発展する圏域づくりを進め、「職」「住」「遊」「学」の充実により、世代・価値観に応じた多彩な生活、就業、交流の機会を誰もが享受し、豊かさを実感することのできる、「人々をひきつける『暮らしやすさ』日本一」の圏域を目指す。

【新しい将来像実現に向けた戦略目標】

目標 1：進取の気性に富んだものづくり文化で培われる国際競争力のある産業の育成

目標 2：地域文化力で育まれる国内外との交流の創出

目標 3：安全・安心で人をひきつけるゆとりといやしにあふれる暮らしの充実

目標 4：日本海側の中核拠点の形成に向けた交流機能の強化

【広域連携プロジェクト】

1. 東アジアに展開する日本海中核拠点形成
2. 北陸発エネルギー技術、環境技術拠点形成
3. 高速交通基盤を活かした北陸観光交流圏形成
4. 食料供給力増強・食の北陸ブランド展開
5. 豊かな暮らしを育む接続型都市圏形成
6. いきいきふるさと・農山漁村活性化
7. 防災技術・地域コミュニティを活かした北陸防災力強化
8. 立山・黒部や白山等山岳地域の自然環境保全
9. 次世代に継承する日本海沿岸地域の環境保全

(2) 県における上位・関連計画

① 富山県総合計画（新・元気とやま創造計画）（平成24年4月）

【計画の基本理念（目標）】

みんなで創ろう！ 人が輝く 高志の国
—活力、未来、安心のふるさと—

【目指すべき将来像 ～2020年代初頭に期待される富山県の姿～】

概ね10年後には、以下のような「元気な富山県」が実現されるよう計画を推進する。

- ・「活力」あふれる県
- ・「未来」への希望に満ちた県
- ・「安心」して暮らせる県

【5つの重点戦略】

- 重点戦略1：グローバル競争を勝ち抜く環日本海・アジア戦略
- 重点戦略2：少子高齢化・人口減少社会における活力創造戦略
- 重点戦略3：災害に強い「日本一の安全・安心県」戦略
- 重点戦略4：環日本海地域の「環境・エネルギー先端県」戦略
- 重点戦略5：いつまでも、みんな元気「健康先進県」戦略

【地域別の特性と取組みの方向】

○ 砺波地域（砺波市、小矢部市、南砺市）

一般機械等の産業、伝統産業や特色ある農林水産業が展開されるとともに、歴史・文化、伝統芸能、散居村等の観光資源に恵まれており、全線開通した東海北陸自動車道の活用等により、交流人口の増加が期待される魅力あふれる地域。

<取組みの方向>

- ・電子部品、金属製品、一般機械産業や井波彫刻など伝統産業等の振興
- ・チューリップ球根、干柿等の特産物のブランド力の強化など農林水産業の振興
- ・観光の振興（五箇山合掌造り集落、となみチューリップフェア、利賀芸術公園等の活用等）
- ・東海北陸自動車道を活かした企業誘致など地域振興の推進
- ・伝統文化の保存・継承（五箇山の合掌造り集落、麦屋まつり・こきりこ祭り、出町子供歌舞伎、源平火牛まつり等）

② 富山県土地利用基本計画書（平成 25 年 3 月）

【県土利用の基本方向】

- ・ 県土が限られた資源であることを前提として、必要に応じて再利用を行うなど、その有効利用を図りつつ、適切に維持管理する。
- ・ 県土の利用目的に応じた区分ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うこと。
- ・ 土地利用転換の圧力が低下しているという状況を、県土利用の質的向上をより一層積極的に推進するための機会ととらえ、県土利用の質的向上を図ること。
- ・ 県土利用の総合的なマネジメントを能動的に進めることによって、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐこと、すなわち「持続可能な県土管理」を行うこと。

【地域類型別の土地利用の基本方向】

○砺波地域（砺波市、小矢部市、南砺市）

<都市>

本地域は、今後、東海北陸自動車道の活用等による東海・飛騨地方、石川県、福井県との交流拡大や、豊かな自然、恵まれた観光資源を活かした入込客の増加等による発展が期待されている。

このため、今後もさらなる広域的な連携を図るため、公共交通も含めた周辺都市への交通ネットワークの強化と、健全な市街地形成を支える都市基盤の整備を推進する。また、歴史的まち並みや散居村などの景観の維持・保全及び継承に努め、美しい景観づくりを推進する。

<農山漁村>

豊かな穀倉地帯である本地域の保全・発展を図るため、大区画ほ場整備による農業生産の効率化・省力化、中山間地域の鳥獣による農産物被害の防止などを推進し、優良農地の確保や耕作放棄地の発生防止に努める。

また、砺波平野に広がる散居村の美しい田園景観の保全に努めるとともに、個性豊かな魅力ある農山村づくりを推進する。



③ 小矢部都市計画区域マスタープラン（平成 25 年 3 月）
（小矢部都市計画 整備、開発及び保全の方針）

■富山県の都市計画の基本理念

～みんなで創ろう！人が輝く 高志の国～

- ・快適で活力ある都市づくり
- ・地域の個性を活かした魅力ある都市づくり
- ・安全で安心して暮らせる都市づくり
- ・広域的な交流・連携を支える都市づくり

■小矢部市の都市計画の基本理念

～魅力・安心・充実 しあわせ おやべ～

- ・教育と歴史文化がかおる都市づくり
- ・健康と福祉にいだかれる都市づくり
- ・産業と経済の活力ある都市づくり
- ・都市空間と交流にあふれる都市づくり
- ・環境と安全安心につつまれる都市づくり
- ・人がふれあう市民協働の都市づくり

■地域毎の市街地像

○ 石動地域

石動駅北側では、中心市街地整備と併せて商業の活性化を図り、本区域の核にふさわしい拠点形成を目指す。駅南側については、駅前広場及びアクセス道路などの整備と併せて、居住機能や商業・業務機能などを計画的に配置し、調和のとれた利便性の高い市街地形成を図る。

また、中心市街地周辺部の低密度な住宅地については、面的整備の促進及び宅地化の促進によって、良好な居住環境の創出を目指す。

○ 津沢地域

高速道路の整備に伴い、津沢地域の都市的土地利用の需要が考えられることから、今後とも都市機能の集積などによって、中心市街地の拠点性向上を図る。

また、市街地及びその周辺部における適正な土地利用誘導によって、良好な居住空間の創出を図る。更に、一般国道 471 号の配置によって石動との連絡性の向上を図り、石動地域と一体的な発展を目指す。

○ 農村地域

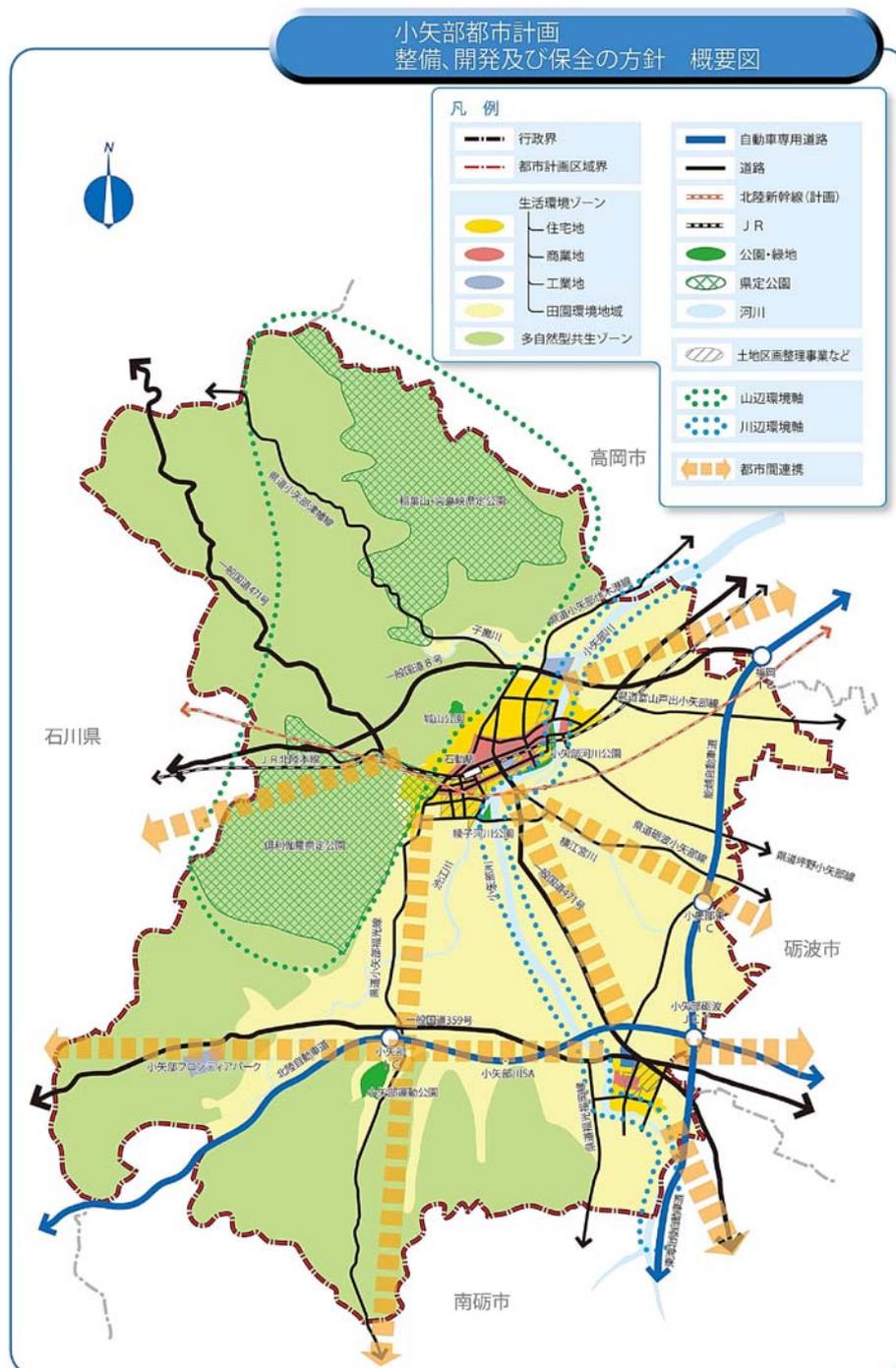
散居村の景観が広がる広大な田園地帯については、今後とも水と緑に恵まれた環境と景観の保全を図る。そのため、無秩序な都市的土地利用の拡散を抑制

するとともに、地域内の住宅、工場については緑の配置に配慮するなど、散居村との景観の調和に努める。

○ 丘陵地域

本区域内の丘陵地は、本区域の自然環境の骨格を形成する緑地であり、重要な景観要素ともなっていることから、優れた環境や景観の保全を図るとともに観光やレクリエーションの場としての活用も図る。

また、山裾に広がる集落地については、道路整備により、中心市街地及び周辺都市との連絡性向上を図り、生活環境の向上と各集落のコミュニティが健全に維持されるよう努める。



(3) 小矢部市における関連計画

① 第6次小矢部市総合計画（平成21年3月）

■市の将来像

魅力・安心・充実 しあわせ おやべ

■まちづくりの基本テーマ

- (1) 魅力…住んでみたい 魅力かがやく まちづくり
- (2) 安心…住み続けたい 安心感あふれる まちづくり
- (3) 充実…住んで良かった 充実感ただよ まちづくり

■まちづくりの目標

- (1) 人をはぐくむ教育と歴史文化がかおるまち
- (2) 人がやすらぐ健康と福祉にいだかれるまち
- (3) 人でにぎわう産業と経済の活力あるまち
- (4) 人がゆきかう都市空間と交流にあふれるまち
- (5) 人にやさしい環境と安全安心につつまれるまち
- (6) 人がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち

■まちづくりの基本指標

目標人口 33,000人（平成30年）

■土地利用の基本方針

公共の福祉優先の原則に立ち、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を活かしつつ、健康で文化的な生活環境の確保と市域の土地の均衡ある発展を図ることを基本理念とする。

■政策の目標（本計画に関連する項目のみ）

魅力ある市街地等の形成	石動・津沢の中心市街地を核に都市機能を高め、景観に配慮した魅力的なまちづくりを進める。
道路ネットワークの充実	高速交通に対応した基幹道路や生活道路網を整備し、安全で快適な交通の確保に努める。
公園・緑地の充実	身近な安らぎ、スポーツやレクリエーション、交流の場としての公園を市民の財産として充実させる。
住宅・宅地の充実	安心で安全な住まい、ゆとりある生活につながる住まいなど、快適な住環境づくりに努める。

交通体系の充実	生活を支える身近な交通網の整備充実と、年齢や障害にかかわらず誰もが安全で快適に移動できるよう、人に優しい公共交通サービスの提供に努める。
生活環境の整備	市民が将来にわたって衛生的な生活環境で快適に住めるまちづくりに努める。
防災・危機管理体制の充実	みんなが安全で安心して暮らせるよう、災害等に強いまちづくりを進める。

■重点プロジェクト（本計画に関連する項目のみ）

第6次総合計画では、「重点プロジェクト」として12のプロジェクトを設定しており、そのうち本計画に関連するプロジェクトを以下に示す。

◇企業立地推進プロジェクト

中国やロシアなど環日本海諸国の著しい経済的発展による物流の増大や、東海北陸自動車道の全線開通というチャンスをもつ、小矢部市の持つ、高速交通網の要衝に位置するという立地の優位性や多様で豊富な地域資源を活かしてキャッチし、活発な企業立地につなげる。

◇定住促進プロジェクト

小矢部市の優れた環境と住みよさを広くアピールするとともに、良質な住宅地や温かな心配りといった定住環境の整備を進め、観光や農山村資源の活用による交流人口の拡大を、UIターンなどを通じ、若者から中高年層まで幅広く、小矢部市への定住者の増加から人口増につなげる。

◇生活基盤づくりプロジェクト

小矢部市の優れた自然環境を活かしながら、土地区画整理事業や公園・緑地の整備による魅力ある市街地の形成、鉄道やバスをはじめとする地域交通と道路網の充実、上下水道といった生活環境の整備などを進め、誰もが住みよい、住みたいと感じるまちづくりを目指す。

◇環境共生プロジェクト

森林を守り育て、豊かな水と緑に囲まれた環境づくりを進めるとともに、地球環境を守るため、エネルギーの有効活用などを通じて温暖化の防止に努め、自然と人との共生を目指す。

◇安全・安心なくらしプロジェクト

災害に強いまちづくり、犯罪が起きにくい地域環境づくりを進めるとともに、消防・救急対応能力を充実・強化し、災害に強く、市民が等しく安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。

■おやべ夢構想

第6次総合計画の基本構想の目標年度である平成30年度までには、その達成が困難と思われるものであっても、さらに長期的な展望に立って取り組むべき課題として、8つの構想を「おやべ夢構想」として位置付けており、そのうち本計画に関連する構想を以下に示す。

◇「メルヘンの街おやべ構想」

35あるメルヘン建築などのハード面だけではなく、メルヘン米、メルヘンパーク、メルヘンに関連したお菓子などのソフト面も含めて、市民をあげてメルヘンのまちづくりを進めていく。

◇「小矢部 I C 周辺 “ショッピングゾーン” 構想」

小矢部 I C 周辺に大型ショッピングを誘致し、この施設を核となるショッピングゾーンとして整備を行い、市外・県外との交流人口の拡大を目指す。

◇「石動駅周辺 “賑わいゾーン” 構想」

石動駅周辺について、駅南土地区画整理事業にあわせて、歩行者の南北自由通路に加え、車が常に行き来できるよう南北一体道路を整備し、駅前商店街と駅南地区がスムーズに人や車が行き交うことが出来る賑わいゾーンとして整備し、市街地の活性化を図る。



② 国土利用計画（小矢部市計画）（平成 22 年 12 月）

■土地利用のテーマ

- ① 魅力あるまちなみ・地域の維持及び創出
生活利便性の高い地域に居住環境の整備を進め、魅力あるまちなみや地域の維持及び創出を図り、小矢部市への定住を促進する。
- ② 安全・安心な生活環境の維持及び創出
自然環境の保全や災害対策の推進等により、安全・安心な生活基盤づくりに努め、環境にやさしく快適な住空間の維持及び創出を図る。
- ③ 地域特性を活かした土地利用の推進
自然環境や歴史的財産等、本市固有の資源を保全及び維持し、郷土への愛着心を醸成する。また、高速交通の結節点に位置する本市の特性を活かした土地利用を推進する。

■土地利用の基本方針

【土地需要の量的調整】

1) 都市的土地利用

- ・土地の高度利用、低・未利用地の有効利用を促進することにより、その合理化及び効率化を図る。
- ・状況の変化に的確に対応した「用途地域の見直し」を行い、計画的な開発への指導・誘導を進める。
- ・住宅地の拡大を市街地周辺において推進することにより、都市的土地利用の計画的な増加を図る。

2) 自然的土地利用

- ・農林業的土地利用を含む自然的土地利用について、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る。
- ・農用地や森林から宅地等への転換にあたっては、計画的かつ慎重に行い、自然的土地利用の無秩序な量的減少を抑制する。

【土地需要の地域配分】

1) 賑わいある中心市街地の再生

- ・石動駅周辺を中心とした地域では、賑わいの再生、定住の促進を図るため、駅南区画整理事業の進捗と合わせて石動駅南北の一体的な整備を進める。

2) 高速交通網に対応した市街地の形成

- ・市内道路網、石動及び津沢市街地での道路整備にあわせ、市街地周辺の幹線道路沿道地域での計画的な市街地の形成を図る。

3) うるおいのある生活環境の形成－「自然空間」と「歴史空間」の形成

- ・丘陵地や河川等の「自然空間」や桜町遺跡、源平合戦の北陸道、散居村の景観等の「歴史空間」の計画的な保全・活用を図る。

4) 元気に生きるまちの形成

- ・交流の核となる「歴史・文化」を有する地域においては、交流拠点としての一層の整備を進める。
- ・工場や商業施設の立地性に優れた地域においては、引き続き優先的に誘致を図り、産業活性化を推進する。
- ・自然との調和に配慮しつつ、スポーツ・レクリエーションに親しめるシステムづくりや拠点施設の整備を進める。

【土地利用の質的向上】

1) 安全で安心できる土地利用

- ・森林の保全・育成による治山・治水・砂防対策を計画的に進め、森林の持つ土地保全機能の向上を図る。
- ・低地に位置する住宅地においては、雨水排水路の整備や周辺の河川改修の推進を引き続き進める。

2) 快適に生活できる土地利用

- ・用途地域及びその周辺において、道路、下水道、公園等の都市基盤整備を引き続き進める。
- ・用途地域の周辺では自然的土地利用の維持及び確保に努め、「緑」に囲まれた良好な住宅地の整備を促進する。

3) 健康な暮らしを支える土地利用

- ・中山間地域における緑資源の確保、歴史的資源の保存と活用、地域の個性を活かした景観形成を進める。

【土地の重層的利用】

土地利用区分においては、単一の目的に限定した利用区分ではなく、当該土地が有している様々な特性に着目し、その多様な機能を明確にしつつ、それぞれ相乗効果を発揮できる土地利用を推進する。

③ 小矢部市定住促進計画（平成 22 年 3 月）

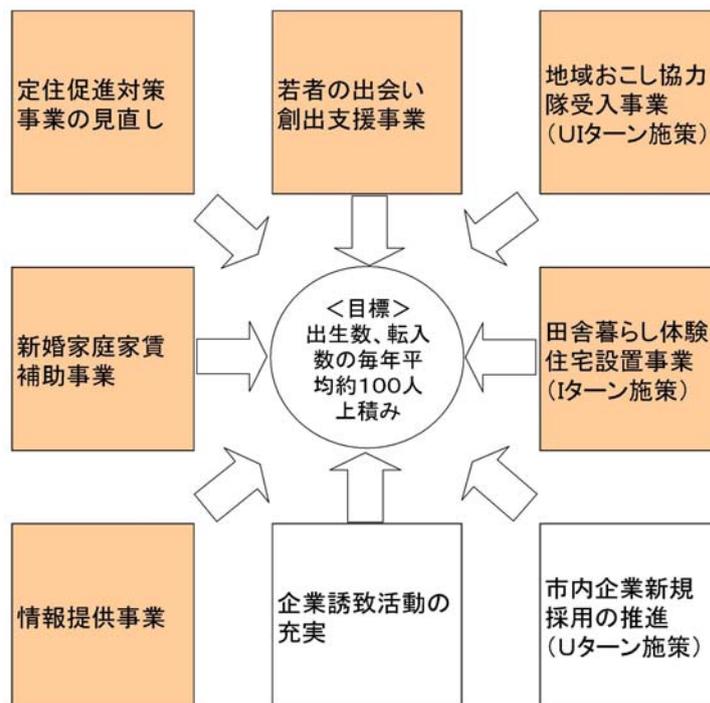
【方向性】

小矢部市の優れた環境と住みよさをこれまで以上に広くアピールするとともに、良質な住宅地や温かな心配りといった定住環境の整備を進め、観光や農山村資源の活用による交流人口の拡大、また、U I ターンも含め、若者を中心に定住者の増加から人口増につなげる。

【施策の基本的考え方】

積極的かつ多角的に人口増対策を取り組み、特に若者、新婚世帯、ファミリー世帯、子どもを持つ親世代の人口減少に歯止めをかけるため、次の 6 事業（着色事業）に重点を置く。

＜人口増対策に関する体系図＞



(4) 主要プロジェクトの動向

① 第6次小矢部市総合計画における主要事業

第6次小矢部市総合計画では、下記に示すような主要事業が掲げられている。

(主にハード整備関連の事業を掲載、○：重点プロジェクト)

魅力ある市街地等の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業等による石動駅南地区の新市街地整備 ○地域の個性を生かした都市景観づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・石動、津沢市街地の一体的整備を図るための交通アクセスの整備 ・第2千歩島線等の都市計画道路の整備 ・広域的な交通体系の整備による交流軸の形成
道路ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・国道8号、359号、471号の整備促進 ・社内上野本線を始めとした県道の整備促進 ・道の駅及び歴史国道の整備促進 ○幅員の狭い道路の改善 ○歩道のバリアフリーの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路網の充実 ・立地企業へのアクセス道路の整備
公園・緑地の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや高齢者が身近で安全に楽しめる公園の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や時代のニーズに応じた形態への再整備 ○綾子河川公園の整備促進 ○城山公園の再生整備 ○花木の整備計画の策定・推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の基本計画」に基づいた計画的な公園整備
住宅・宅地の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢化に対応した歩いて暮らせる街づくりの推進 ○花と緑のある健康で明るい環境づくりの推進
交通体系の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○南北自由通路導入による石動駅周辺環境の整備充実（パーク&ライド） <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や身障者等に配慮した石動駅施設の充実 ・利用しやすいバス停の整備及び改良 ・高速路線バスの運行による市内での停留所の設置
生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の計画的な整備と推進 ○計画的な下水道整備 ○広域圏によるごみ処理施設の整備促進
防災・危機管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に即した避難所の配置と耐震化等の推進 ・備蓄倉庫の整備充実 ○活断層をはじめとする災害危険箇所の実態把握と監視体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地等の危険区域の崩落防止対策の促進 ・災害時の輸送路や広域応援体制に対応できる道路網の整備 ・市街地の雨水排水施設の整備 ・国・県・市管理の河川の計画的改修の促進 ・災害に強く自然にも配慮した護岸整備の促進

【重点プロジェクトの主な施策内容】（本計画に関連する項目のみ）

◇企業立地推進プロジェクト

誘致基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致に適した産業用地の確保 ・物流基地の整備促進
---------	--

◇定住促進プロジェクト

観光受入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市内観光地における物品販売所の整備 ・道の駅を拠点とする観光案内機能の充実
------------	---

◇生活基盤づくりプロジェクト

市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・石動駅南地区の新市街地整備
美しい景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の個性を生かした都市景観づくりの推進
親しみのある公園づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者が身近で安全に楽しめる公園の充実
公園・緑地の管理整備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・綾子河川公園の整備促進 ・城山公園の再生整備 ・花木の整備計画の策定・推進
良好な住宅環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に対応した歩いて暮らせるまちづくりの推進 ・花と緑のある健康で明るい環境づくりの推進
市道の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幅員の狭い道路の改善 ・歩道のバリアフリーの促進
鉄道の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・並行在来線の運行内容の充実 ・南北自由通路導入による石動駅周辺環境の整備充実（パーク&ライド）
バス運行体制の維持・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市営バスの経路・ダイヤの充実とサービス向上 ・ノンステップバスの導入
安定した水の供給と下水道事業等計画的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道の管路等の効率的更新と下水道の計画的整備 ・合併処理浄化槽の普及促進
ごみの収集・処理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の適正な収集による快適な生活環境の確保 ・広域圏によるごみ処理施設の整備促進

◇環境共生プロジェクト

エネルギーの有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの利用促進
循環型まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の再資源化・減量化の推進 ・市民によるリサイクル活動の推進 ・バイオマスタウン構想の策定・推進

◇安全・安心なくらしプロジェクト

災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・活断層をはじめとする災害危険箇所の実態把握と監視体制の強化
------------	--

3. 時代の潮流

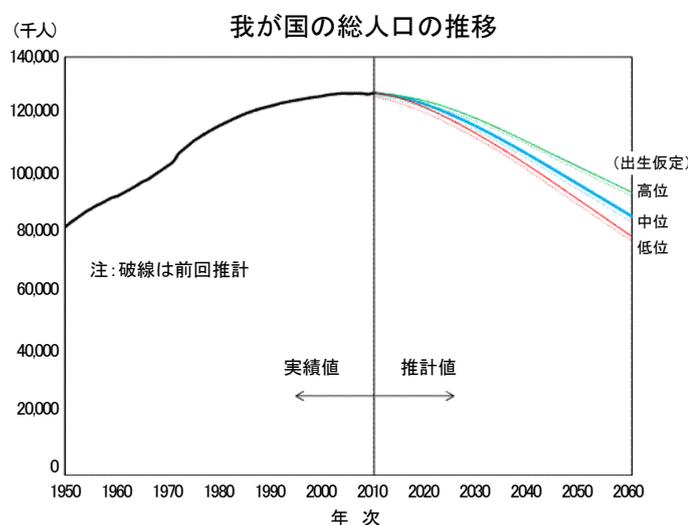
(1) 人口減少時代の到来

国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）』によると、今後、我が国の人口は、平成 22 (2010) 年の 1 億 2,806 万人から平成 72 (2060) 年には 8,674 万人まで減少すると推計しており、50 年間で 4,132 万人（当初人口の 32.3%）の減少が見込まれるとしている。

これは本市においても例外ではなく、全国的な傾向と同様に人口減少が進行するものと予測される。

このため、都市計画の面においても、社会資本整備のあり方など、人口減少に対応した取り組みが必要である。

また、石動地区など市街地部を中心に空き家、空地が増加しており、これらへの対応や定住人口の確保に向けた施策検討が必要となっている。



(2) 超高齢社会の到来

「平成 25 年度高齢社会白書」によると、平成 24 年 10 月 1 日現在の 65 歳以上の高齢者人口は過去最高の 3,079 万人となり、高齢化率も 24.1%に上昇した。今後も高齢化率は上昇を続け、平成 72 (2060) 年には 2.5 人に 1 人が 65 歳以上、4 人に 1 人が 75 歳以上になると予測されている。

本市においても、65 歳以上人口比率は年々上昇傾向にあり、平成 24 年 10 月 1 日現在の高齢化率は 29.8%と国及び県平均 (27.6%) を上回っている。

このような超高齢社会においては、都市基盤施設や生活環境等の整備・充実を進めるにあたって、超高齢社会に即した地域づくりが必要である。

(3) 地球環境問題への対応

近年、温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出による地球温暖化やフロン等によるオゾン層の破壊、乱開発による森林の減少、ダイオキシン問題など、地球的規模の環境問題が深刻化している。

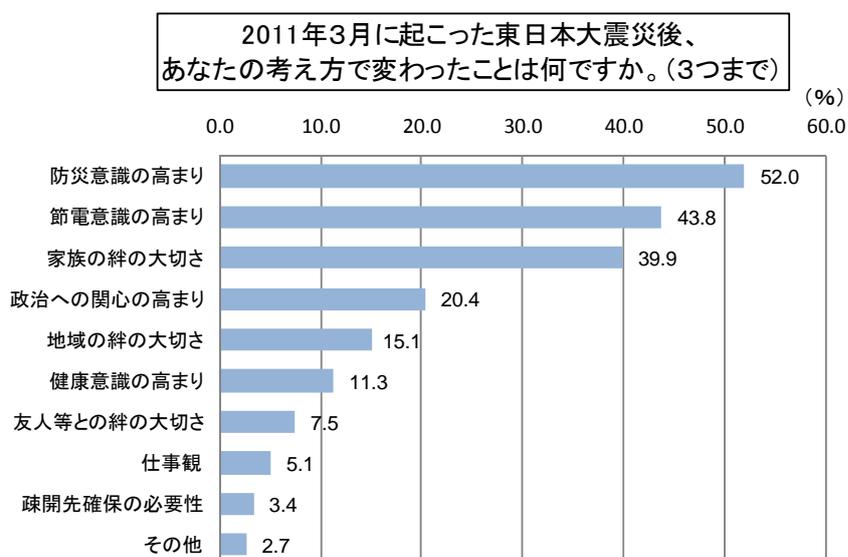
また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムは、大量の廃棄物や生活廃水等により、生活環境や自然環境に大きな影響を与えており、地球環境問題への対応の必要性が高まっている。

こうした環境問題に対応するため、都市づくりの面においても、低炭素型都市づくり等によって、温室効果ガスの削減や自然環境の保全等の持続可能な循環型社会を目指していくことが必要である。

(4) 防災意識の高まり

未曾有の震災である東日本大震災や近年多発している豪雨災害は、防災等に対する国民意識を大きく変え、国民の防災に対する意識は飛躍的に高まっている。

都市づくりにおいても、これまで以上に市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進していく必要があり、各種の災害防止対策をはじめ、避難路となる道路の整備や身近な防災拠点となる公園・緑地の整備、建築物の耐震化等の災害に強い都市構造の形成及び防災拠点施設の機能強化を図る必要がある。



資料：国土交通省「国民意識調査」

(5) 交流人口の増大

本市は、北陸自動車道、東海北陸自動車道及び能越自動車道の結節する小矢部・砺波 JCT と 2カ所の IC を有し、北陸高速交通網の中心都市として大きな役割を担っている。

このため、こうした交通条件を活用し、三大都市圏との高速交通ネットワークの形成や産業、観光の振興等に寄与する基盤づくりを図る必要がある。

さらに、北陸新幹線の金沢開業により、関東方面から北陸地方への観光客増加も見込まれていることから、都市づくりの面においても、魅力あるまちづくりやまちの賑わい創出等に取り組んでいく必要がある。

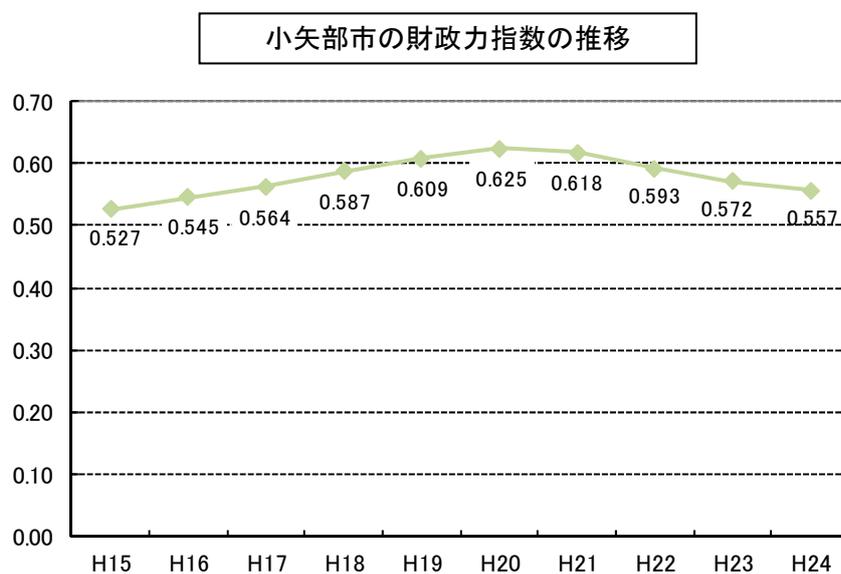
(6) 厳しい財政状況

不況による税収減や国・地方を合わせた巨額な債務残高による圧力のため、現在我が国は非常に厳しい財政状況が続いており、より一層の経費の削減と効率的な財政運営が求められている。

本市の財政状況を財政力指数からみると、向上する兆しもなく財務体質は依然として厳しい状況が続いている。

このような財政状況の中、都市施設整備等の都市づくりにおいては、選択と集中による効率的かつ効果的な事業の推進が必要となっている。

また、道路や橋梁、公園、下水道、公営住宅等のインフラの老朽化が進むなか、既存ストックの有効活用に向けた施策展開も必要となっている。



※財政力指数は3箇年平均。

資料：財政課

第2章 小矢部市の現状

1. 位置及び地勢等

(1) 位置

本市は富山県の西端に位置し、北は高岡市、東は砺波市、南は南砺市、西は石川県金沢市及び津幡町と接している。

市域は東西 13.88km、南北 17.65km で南北に半円形をなしており、総面積は 134.11 km²である。



(2) 地勢

地形は、標高 346m の稲葉山をはじめ、北・西・南の三方向を丘陵地で囲まれている。また、一級河川である小矢部川が本市の中央部を南から北北東に向かって貫流し、一帯は水田単作の穀倉地帯となっている。石動・津沢の両市街地を除いては、全般に散居村ののどかな景観が広がっている。

(3) 気象

気象は、日本海側気候区に属し、平均気温は県西部の他の地域に比べ、最高・最低とも高く、県西部の地域のうちでは比較的暖かい地域である。

また、年総降雨量は県平均を下回り、比較的少ない。

(4) 沿革

本市には、縄文時代の桜町遺跡があり、高床建物の柱材等が発掘されている。

また、古来より北陸道が通り、奈良時代には砺波山（俱利伽羅山）のふもとに關が設けられ、平安時代には源義仲が「火牛の計」を策して平維盛と砺波山源平合戦を戦った。石動町においては、前田利家の甥の利秀が今石動城主となり、江戸時代初期には城下町として繁栄し、その後北陸道の宿場町として発展してきた。

一方、砺中町には、江戸時代初期に舟運を利用して、砺波平野から納める年貢米を収納する藩倉が阿曾三右衛門の加賀藩への働きかけにより、小矢部川中流右岸に建てられ、この藩倉を中心に町だてが行われた津沢町を中心として発展してきた。

こうして着実に発展を続けた石動町と砺中町が合併し、昭和 37 年 8 月に現在の小矢部市が誕生した。

その後は、商業、業務の集積地として発展してきたものの、モータリゼーションの進展による都市間競争の激化やショッピングセンター、公共施設の郊外化等に伴って、中心市街地ではかつての賑わいが薄れ、商業機能は衰退傾向にある。

交通面では、北陸自動車道と東海北陸自動車道、能越自動車道の結節点となり、高速交通の要衝地と位置づけられ、平成 20 年 7 月には東海北陸自動車道が全線開通し、さらに平成 27 年春には北陸新幹線の東京・金沢間が開通したことで、今後交流の増大が期待されている。

また、あいの風とやま鉄道が東西を走り、石動駅を核として鉄道交通においても重要な位置を占めている。



源平俱利伽羅合戦図屏風



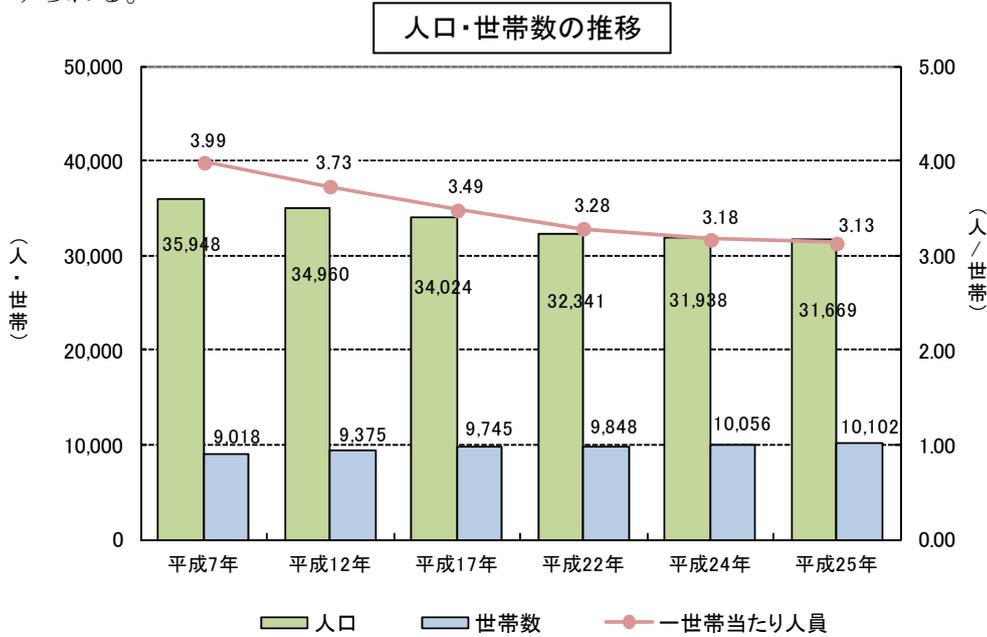
小矢部砺波 JCT

2. 人口・世帯動向

(1) 総人口、世帯数

本市の平成 25 年 12 月末現在における人口は 31,669 人、世帯数は 10,102 世帯で、世帯数は増加傾向にあるものの、人口は減少傾向にある。

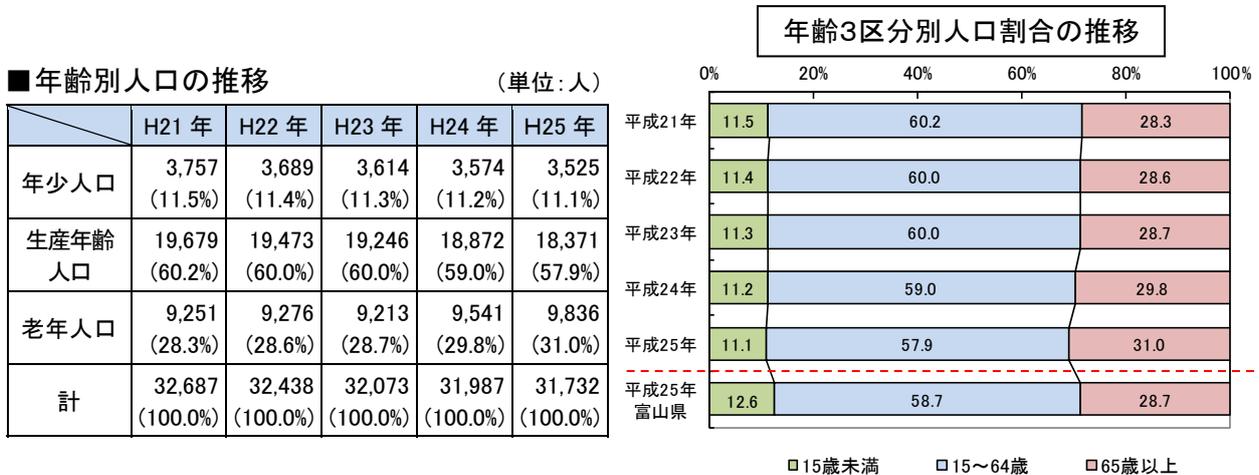
また、1 世帯当たり人員は 3.13 人で減少傾向にあり、核家族化や少子化等の影響がみられる。



資料：住民基本台帳（各年 12 月末現在）
※平成 24 年より外国人住民を含む。

(2) 年齢別人口

平成 25 年 10 月 1 日現在の年齢別人口をみると、年少人口（15 歳未満）が 3,525 人（11.1%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 18,371 人（57.9%）、老年人口（65 歳以上）が 9,836 人（31.0%）となっており、緩やかに少子高齢化が進行しており、高齢化率は県平均を上回っている。

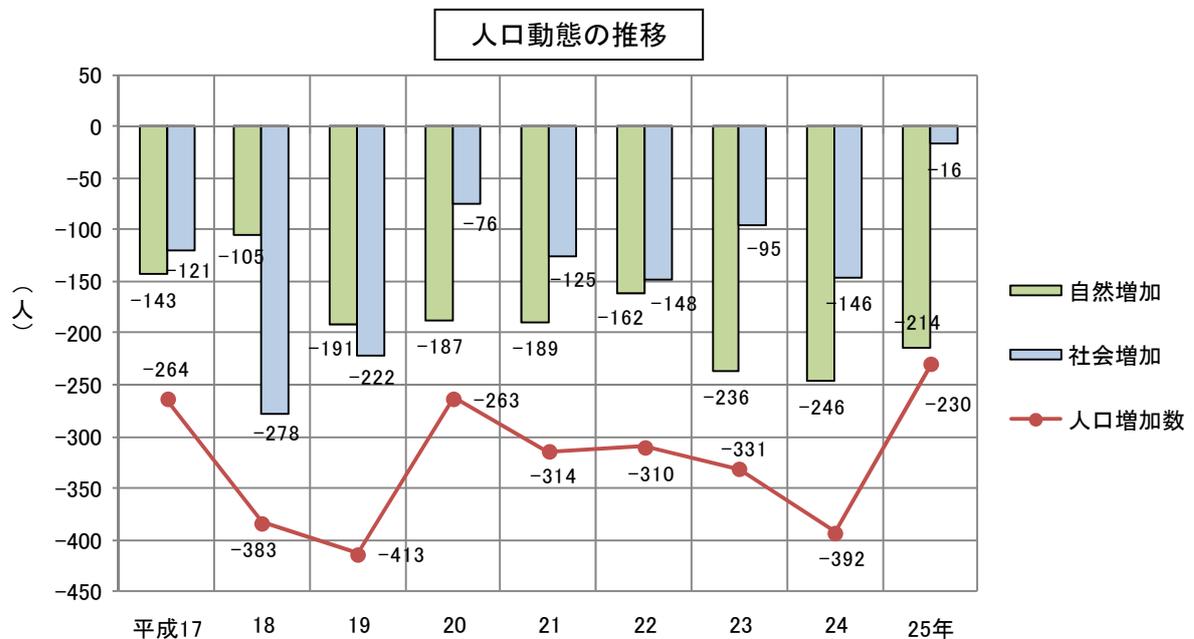


資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）
富山県は「平成 25 年富山県の人口」（統計調査課）

(3) 人口動態

住民基本台帳による平成17年から25年にかけての人口動態の推移をみると、自然動態、社会動態ともに減少で推移しており、特に近年は、死亡者数が出生者数を上回る自然減少が顕著となっている。

近年の年間人口増減数は、200人～300人の減少となっている。



資料：住民基本台帳

(4) 地区別人口・世帯数

平成2年から平成22年までの地区別人口の推移をみると、ほとんどの地区で減少しており、特に「南谷地区」、「宮島地区」、「石動地区」の減少が顕著となっている。人口が増加している地区は、「埴生地区」、「松沢地区」、「正得地区」の3地区のみである。

一方、世帯数については、おおむねの地区で増加しており、人口が増加している「埴生地区」、「松沢地区」、「正得地区」において世帯数の増加も顕著となっている。

世帯数が減少している地区は、人口の減少が顕著である「南谷地区」、「石動地区」、「宮島地区」などである。

■地区別人口推移

(人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減率 (H22/H2)
石動	9,325	8,831	7,934	7,275	6,873	-26.3%
南谷	1,330	1,267	1,371	1,292	905	-32.0%
埴生	3,977	4,248	4,437	4,470	4,466	12.3%
松沢	2,862	2,890	2,947	3,038	3,141	9.7%
正得	1,393	1,353	1,442	1,484	1,451	4.2%
荒川	2,073	2,177	2,161	2,103	2,027	-2.2%
子撫	1,250	1,205	1,133	1,132	1,121	-10.3%
宮島	785	707	664	589	551	-29.8%
北蟹谷	1,799	1,714	1,629	1,550	1,433	-20.3%
若林	1,491	1,438	1,478	1,490	1,446	-3.0%
津沢	3,317	3,284	3,040	3,018	2,827	-14.8%
水島	2,266	2,257	2,092	1,989	1,925	-15.0%
藪波	2,279	2,189	2,229	2,176	2,061	-9.6%
東蟹谷	1,675	1,695	1,567	1,457	1,375	-17.9%
南部	552	530	501	470	465	-15.8%
計	36,374	35,785	34,625	33,533	32,067	-11.8%

■地区別世帯数推移

(世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減率 (H22/H2)
石動	2,388	2,385	2,268	2,196	2,204	-7.7%
南谷	308	308	357	350	261	-15.3%
埴生	999	1,177	1,326	1,427	1,480	48.1%
松沢	634	691	730	818	899	41.8%
正得	294	298	341	376	386	31.3%
荒川	473	526	577	584	601	27.1%
子撫	266	264	267	278	290	9.0%
宮島	187	181	180	179	175	-6.4%
北蟹谷	397	394	400	390	379	-4.5%
若林	323	330	366	392	405	25.4%
津沢	877	957	875	906	866	-1.3%
水島	480	544	526	519	518	7.9%
藪波	525	546	601	607	609	16.0%
東蟹谷	347	392	392	394	388	11.8%
南部	115	118	123	119	120	4.3%
計	8,613	9,111	9,329	9,535	9,581	11.2%

資料：国勢調査

(5) 昼夜間人口及び通勤・通学流動

本市の昼夜間人口比率（夜間人口 100 人当たりの昼間人口）は、平成 22 年時点で 94.4%となっており、流出超過の傾向が続いている。

また、市外へ通勤・通学している人を都市別にみると、高岡市が 2,527 人で最も多く、次いで砺波市（1,551 人）、南砺市（1,177 人）となっている。

また、他市町から本市への通勤・通学者をみると、高岡市が 2,035 人で最も多く、次いで砺波市（1,554 人）、南砺市（1,345 人）となっており、通勤・通学流動では、この 3 市との結びつきが強いことがうかがえる。

■昼夜間人口

（単位：人）

	夜間人口①	流出口②	流入人口③	昼間人口 ①-②+③=④	昼夜間人口比率 ④/①×100
平成7年	35,785	7,755	6,041	34,071	95.2%
平成12年	34,624	7,855	6,083	32,852	94.9%
平成17年	33,529	7,960	6,139	31,708	94.6%
平成22年	32,067	7,854	6,045	30,262	94.4%

注) 流出口には、従業地・通学地「不詳」の者を含む。

資料：国勢調査



■通勤・通学による流入・流出先別人（平成 22 年）

（単位：人）

	高岡市	砺波市	南砺市	富山市	射水市	金沢市	その他の 富山県内	その他の 石川県内	石川県以 外の県外	計
流入	2,035	1,554	1,345	174	249	204	203	251	30	6,045
流出	2,527	1,551	1,177	829	363	835	96	276	49	7,703
差引	-492	3	168	-655	-114	-631	107	-25	-19	-1,658

資料：国勢調査

(6) 都市計画区域、用途地域指定区域内人口

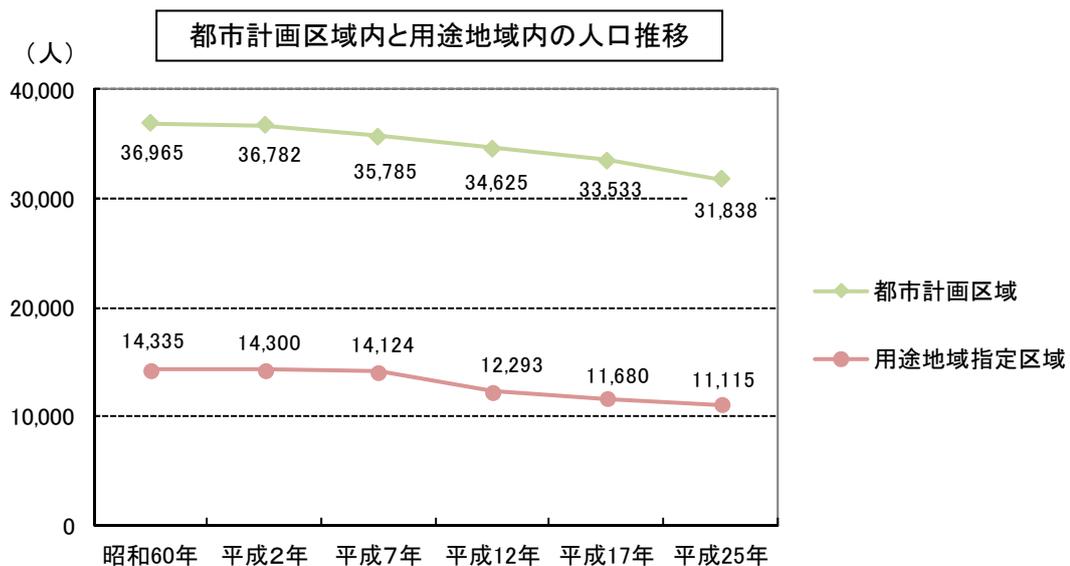
本市は、行政区域の全域が都市計画区域に指定されている。平成25年3月末現在の都市計画区域内人口は31,838人であり、昭和60年と比べて13.9%の減少となっている。

また、同じく用途地域指定区域人口は11,115人であり、昭和60年と比べて22.5%の減少となっており、都市計画区域内人口よりも減少率が高い。

■ 行政区域、都市計画区域、用途地域指定区域内人口の推移

区 域	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成25年	増減率 H25/S60
行政区域	36,965	36,782	35,785	34,625	33,533	31,838	-13.9%
都市計画区域	36,965	36,782	35,785	34,625	33,533	31,838	-13.9%
用途地域指定区域	14,335	14,300	14,124	12,293	11,680	11,115	-22.5%

資料：昭和60年～平成17年は国勢調査、平成25年は富山県の都市計画より（3月末現在）



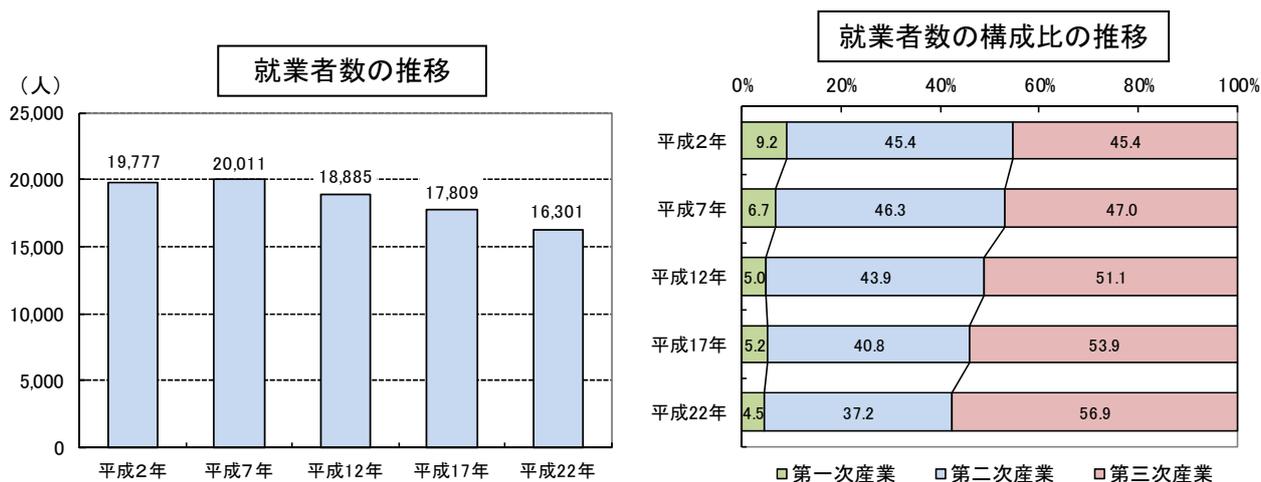
3. 産業構造

(1) 就業人口

平成 22 年現在の就業者数は 16,301 人で、平成 7 年以降減少傾向にある。

また、平成 22 年の就業者数を産業別にみると、第三次産業の割合が 56.9%と過半数を占め、次いで第二次産業が 37.2%と、この 2 つで 94.1%を占めている。

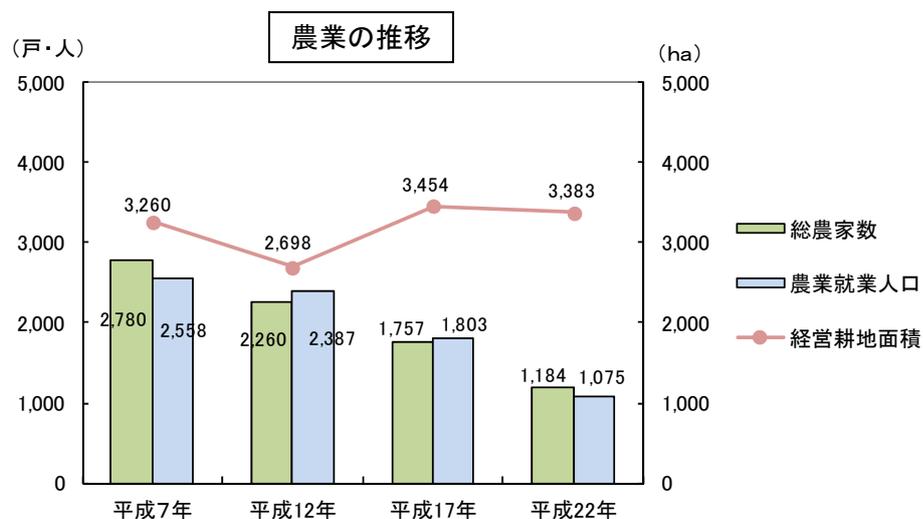
経年変化をみると、第三次産業の割合が増加し、第二次・第一次産業は減少しており、特に第二次産業の減少が顕著である。



資料：国勢調査

(2) 農業

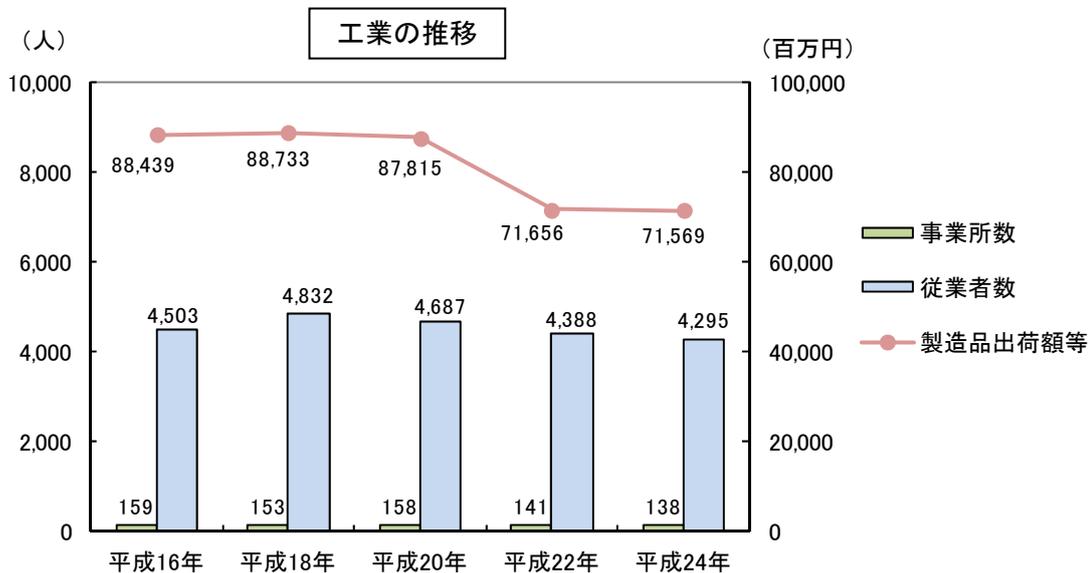
本市の総農家数、農業就業人口ともに減少傾向にあり、経営耕地面積については、平成 17 年に増加に転じたものの、平成 22 年は再び減少している。



資料：農林業センサス

(3) 工業

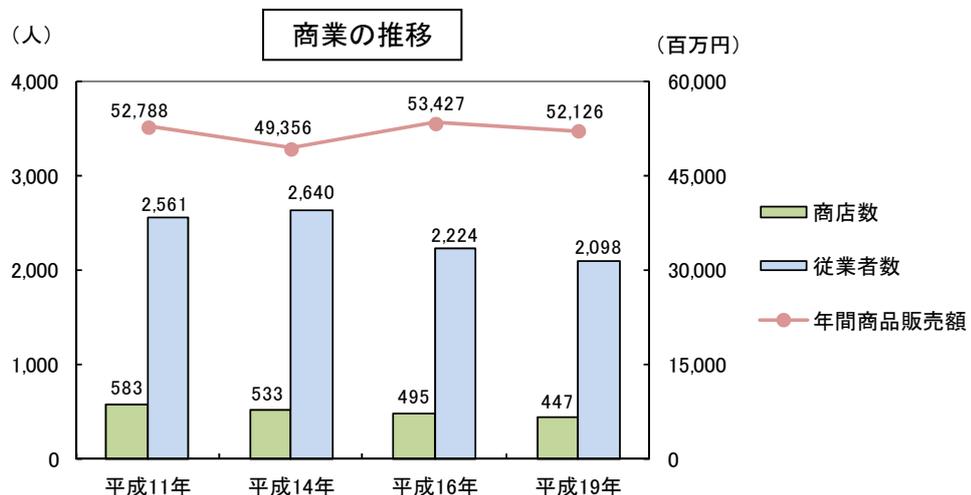
本市の工業系事業所数、従業者数はともに減少傾向にあり、製造品出荷額等も横ばい傾向から平成22年は大きく落ち込んでいる。



資料：工業統計

(4) 商業

本市の商店数、従業者数はともに減少傾向にあり、年間商品販売額も平成16年は増加に転じたものの、平成19年は再び減少している。



資料：商業統計

4. 交通体系

(1) 道路

本市には、北陸自動車道、東海北陸自動車道、能越自動車道の各自動車道が通過しており、交通の要衝となっている。

また、東西方向の広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として、一般国道8号が石動市街地の北側外縁を、一般国道359号が津沢市街地の北側外縁をそれぞれ通過しているほか、一般国道471号、県道砺波小矢部線、県道小矢部福光線等が都市間連携を担う幹線道路として配置されている。

(2) 鉄道・バス

鉄道については、あいの風とやま鉄道が通過しており、石動駅が立地する。

平成24年度の石動駅の乗車人員は58.0万人（定期44.2万人、定期外13.8万人）で、前年度の58.6万人より若干減少しており、過去の推移をみても減少傾向にある。

一方、バス交通については、利用者の減少等により一部地域で民間バス路線が撤退したことを受け、交通空白地域の解消を図るため、市営のコミュニティバス「メルバス」と「乗合タクシー」を運行している。

現在、「メルバス」は5路線、「乗合タクシー」は6路線で市内全域を運行している。

■メルバス

路 線	便 数
・津沢線	1日9便
・正得線	1日6便
・宮島線	1日5.5便
・南谷線	1日7便
・蟹谷線	1日7便

※平日の便数

■乗合タクシー

路 線	便 数
・岡線（保健福祉センター方面、岡方面）	1日2便
・五間橋線（五間橋方面、石動駅方面）	1日3便
・内山・臼谷線（北陸中央病院方面、内山・臼谷方面）	1日2便
・津沢・南部線（津沢・南部方面）	1日5便
・小森谷線（北陸中央病院方面、小森谷方面）	1日2便
・水島線（津沢方面、胡麻島方面）	1日3便

※平日予約を受けたときのみ運行

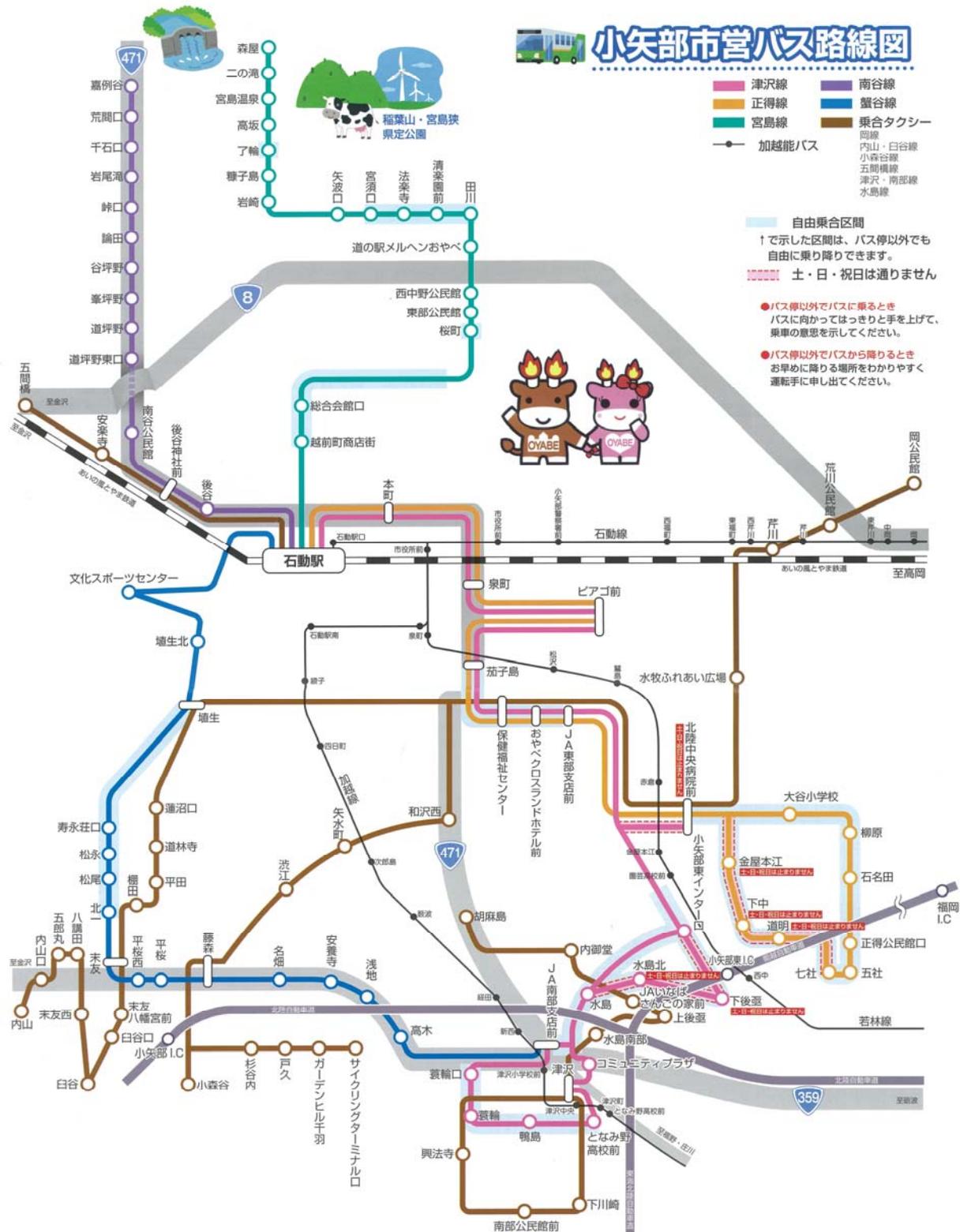


小矢部市営バス路線図

- 津沢線
- 正得線
- 宮島線
- 南谷線
- 蟹谷線
- 乗合タクシー
- 加越能バス

自由乗合区間
↑で示した区間は、バス停以外でも自由に乗降りできます。
土・日・祝日は通りません

- バス停以外でバスに乗るとき
バスに向かってはっきりと手を上げて、乗車の意思を示してください。
- バス停以外でバスから降りるとき
お早めに降りる場所をわかりやすく運転手に申し出てください。



5. 土地利用

(1) 地目別面積の推移

平成 25 年現在の土地利用面積をみると、「その他」を除くと「田」が 29.2%を占め最も多く、次いで「山林・牧野・原野」が 14.2%、「宅地」が 7.2%となっている。

平成 15 年と比較すると、「田」、「畑」が若干減少し、「宅地」が若干増加している。

■地目別面積の推移 (km²)

	田	畑	宅地	山林・牧野・原野	雑種地	その他	計
平成 15 年	39.55 (29.5%)	2.51 (1.9%)	9.24 (6.9%)	19.14 (14.3%)	2.67 (2.0%)	61.00 (45.5%)	134.11 (100.0%)
平成 25 年	39.10 (29.2%)	2.47 (1.8%)	9.69 (7.2%)	19.09 (14.2%)	2.75 (2.1%)	61.01 (45.5%)	134.11 (100.0%)

資料：税務課

(2) 土地利用構成

用途地域指定区域内外別の土地利用構成をみると、用途地域指定区域内では、宅地が 39.0%を占め最も多く、次いで農地の 27.1%となっており、自然的土地利用が 28.3%、都市的土地利用が 71.7%という構成になっている。

一方、用途地域指定外区域の土地利用構成では、山林が 49.5%と約半数を占めており、次いで農地の 31.9%となっており、自然的土地利用が 85.7%を占めている。

■地目別土地利用現況 (ha)

	総面積	自然的土地利用					都市的土地利用							
		計	農地	山林	水面	その他	計	宅地				公共・公益用地	道路・交通施設用地	その他の空地
								小計	住宅	商業	工業			
都市計画区域	13,413.9	11,212.3	4,249.5	6,393.4	231.8	337.6	2,201.6	1,023.7	715.0	122.5	186.2	129.9	502.0	546.0
	100.0%	83.6%	31.7%	47.7%	1.7%	2.5%	16.4%	7.6%	5.3%	0.9%	1.4%	1.0%	3.7%	4.1%
用途地域指定区域	501.6	141.9	135.7	1.7	2.8	1.7	359.7	195.5	147.4	29.6	18.5	40.8	88.3	35.1
	100.0%	28.3%	27.1%	0.3%	0.6%	0.3%	71.7%	39.0%	29.4%	5.9%	3.7%	8.1%	17.6%	7.0%
用途地域指定外区域	12,912.3	11,070.4	4,113.8	6,391.7	229.0	335.9	1,841.9	828.2	567.6	92.9	167.7	89.1	413.7	510.9
	100.0%	85.7%	31.9%	49.5%	1.8%	2.6%	14.3%	6.4%	4.4%	0.7%	1.3%	0.7%	3.2%	4.0%

※面積値については、測定方法の精度に伴い概算数値で算出したもの。

資料：平成 25 年度小矢部市都市計画基礎調査

(3) 法規制状況

① 都市計画区域

本市における都市計画区域については、昭和15年に南谷外8、津沢外4を除いた6,811haが都市計画区域の指定を受けた後、昭和38年に、石動都市計画区域及び砺中都市計画区域を合併し、現在の小矢部都市計画区域13,411haとなっている。

② 用途地域

本市の用途地域指定は、昭和55年3月6日に当初都市計画が決定され、その後、昭和62年に土地区画整理事業関連による拡大指定を行った後、平成元年の都市計画基礎調査に基づく見直しや平成8年の法改正に伴う見直しを経て、平成23年に一部見直しを行い現在に至っている。

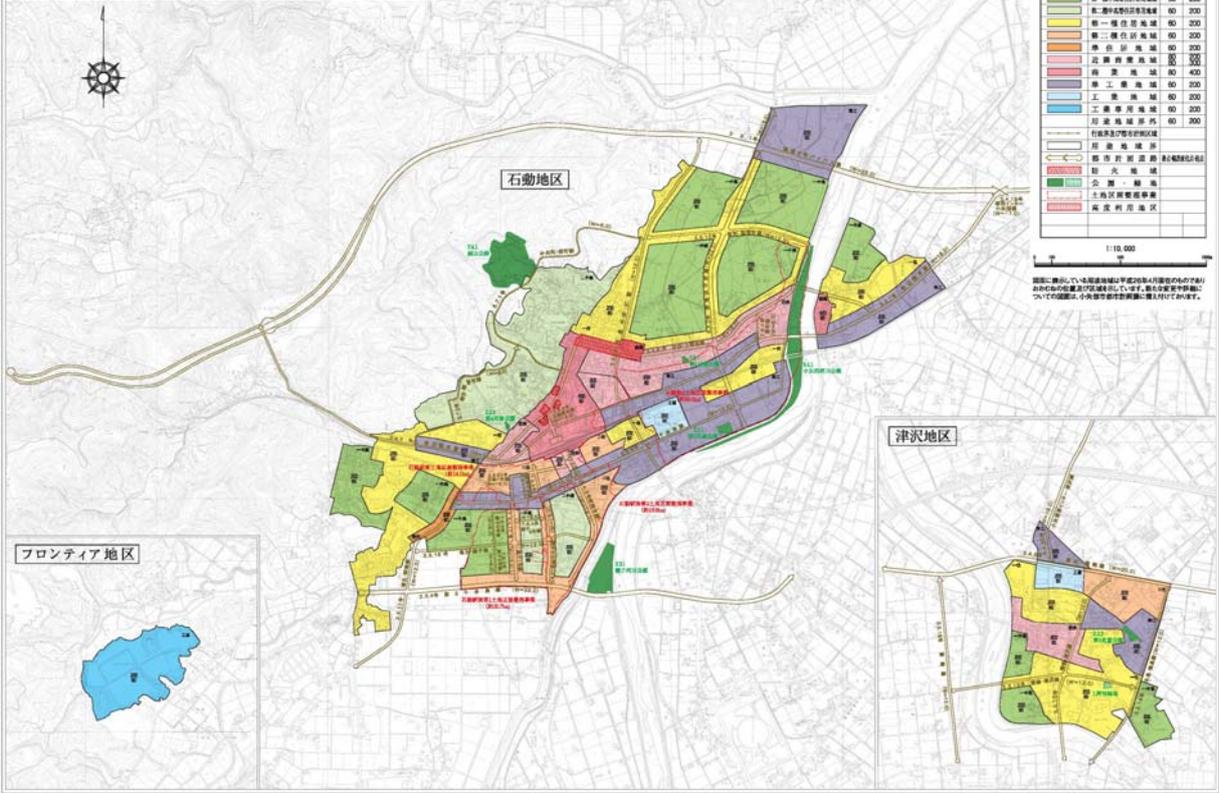
現在の用途地域指定総面積は510.4haで、都市計画区域面積に占める割合は3.8%である。

■用途地域指定状況（平成26年4月現在）

種類	面積(ha)	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	—	—
第二種低層住居専用地域	—	—
第一種中高層住居専用地域	111.2	21.8
第二種中高層住居専用地域	58.3	11.4
第一種住居地域	114.6	22.5
第二種住居地域	37.8	7.4
準住居地域	2.2	0.4
近隣商業地域	39.9	7.8
商業地域	23.0	4.5
準工業地域	89.3	17.5
工業地域	11.8	2.3
工業専用地域	22.3	4.4
総計	510.4	100.0

資料：富山県の都市計画

小矢部都市計画用途地域計画図



※平成 26 年 4 月現在



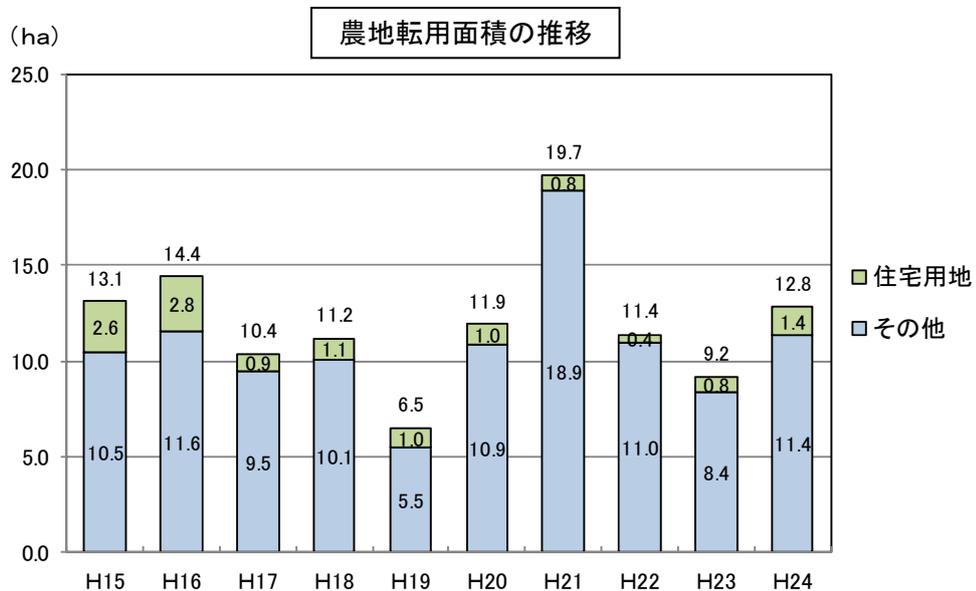
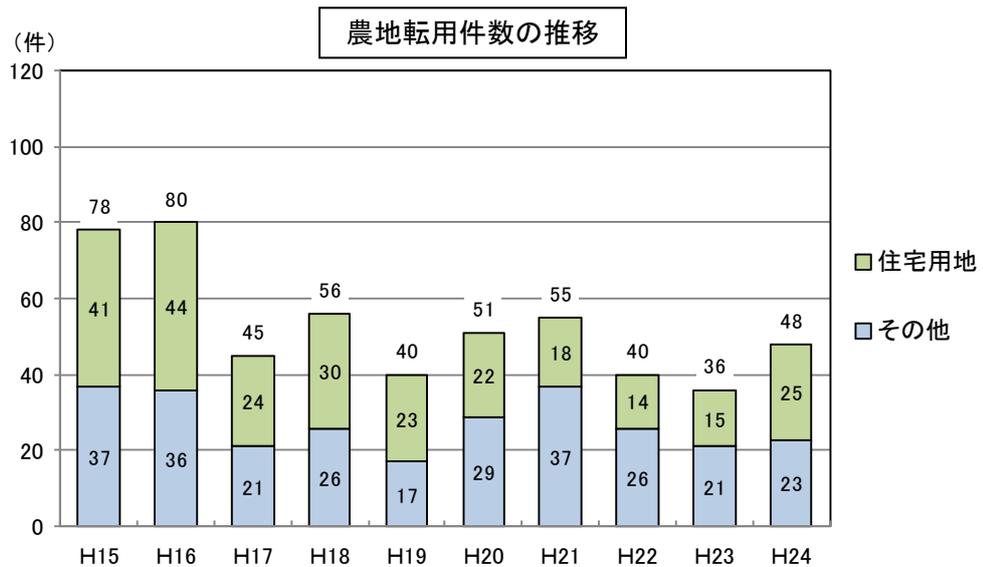
石動市街地の全景

(4) 開発動向

① 農地転用状況

農地転用状況について、件数からみると平成24年は48件で、前年に比べて12件の増加となっており、住宅用地への転用が増加している。

面積からみると、平成24年は12.8haで、前年及び前々年より増加している。目的別では、各年ともに住宅用地以外が大半を占めている。



資料：農業委員会

② 宅地開発状況（開発行為、新築動向）

平成9年から平成18年にかけての用途地域指定区域及び用途地域指定外区域における開発許可状況をみると、用途地域指定区域内での開発が6件、約5ha、用途地域指定外区域での開発が20件、約30haとなっており、用途地域指定外区域での開発が顕著となっている。

■開発許可状況

上段：面積（㎡）、下段：件数（件）

年次	用途地域指定区域	用途地域指定外区域
平成9年	0.00	10,452.00
	0	1
平成10年	0.00	45,378.30
	0	4
平成11年	0.00	3,052.00
	0	1
平成12年	4,036.50	114,640.00
	1	5
平成13年	9,469.28	12,359.30
	1	1
平成14年	0.00	0.00
	0	0
平成15年	0.00	64,935.10
	0	4
平成16年	0.00	13,865.30
	0	2
平成17年	16,272.28	27,853.00
	1	1
平成18年	0.00	6,572.52
	0	1
平成19年	0.00	0.00
	0	0
平成20年	14,591.00	0.00
	1	0
平成21年	0.00	0.00
	0	0
平成22年	5,403.00	0.00
	1	0
平成23年	3,350.00	0.00
	1	0
平成24年	0.00	0.00
	0	0

資料：平成25年度小矢部市都市計画基礎調査

6. 都市基盤整備状況

(1) 都市計画道路

本市では、都市計画道路として 30 路線を都市計画決定しており、総延長は 50,650 m となっている。

平成 26 年 3 月末現在の整備状況は、改良済延長 24,177m、概成済延長 7,310m で整備率は 47.7% であり、県平均整備率 (72.9%) を下回っている。

■都市計画道路の整備状況

平成 26 年 3 月 31 日現在

名称	幅員 (m)	総延長 (m)	改良済延長 (m)	概成済延長 (m)
能越自動車道線	23.5	6,800	6,800	0
国道8号バイパス線※	28	6,500	0	0
寄島西中野線	22	2,060	182	0
第2千歩島線	22	2,610	2,330	0
駅南本線	16	810	0	0
高木鷹栖線	20	(2,170) 1,730	1,730	0
石動駅本線	18	140	140	0
新石動本線	16	5,300	0	5,300
社内上野本線	16	2,670	1,413	0
綾子1号線	16	460	460	0
福岡インター小矢部線	17	1,640	1,640	0
小矢部東インター津沢線	16	2,760	750	0
綾子中央線	16	510	510	0
石動1号線	16	480	450	0
千歩島線	12	2,220	550	1,670
畠中松沢線	12	2,120	1,780	340
埴生野端線	12	1,270	1,270	0
桜町西福町線	12	1,210	0	0
鴨島清沢線	12	1,140	1,140	0
水島鴨島線	12	1,160	0	0
菘輪清沢線	12	1,080	0	0
菘輪線	12	1,060	1,060	0
埴生綾子線	12	1,050	1,050	0
駅南中央線	16	190	40	0
福町線	8	140	140	0
綾子2号線	8	270	270	0
綾子3号線	8	290	290	0
綾子4号線	8	180	180	0
中央町桜町線	6	1,800	0	0
後谷観音町線	6	1,000	0	0
計 30 路線		50,650	24,175	7,310

資料：都市計画課

※国道 8 号バイパス線は暫定 2 車線で供用中。

(2) 面整備状況

本市の土地区画整理事業、市街地開発事業の実施状況は下表に示すとおりであり、石動地区での開発が目立っている。

■土地区画整理事業（都市計画決定されたもの） 平成26年3月31日現在

地区名	施行者	事業目的	施行面積 (ha)	施行年度 (補助年度)
石動第2	市	河川改修及び 国道改良	56.0	S29～S48
石動駅南第1	組合	新市街地整備	20.7	S61～H5
石動駅南第2	組合	新市街地整備	20.2	H4～H15
石動駅南地区	組合	新市街地整備	14.1	H20～H27

■土地区画整理事業（都市計画決定されていないもの） 平成26年3月31日現在

地区名	施行者	事業目的	施行面積 (ha)	施行年度
石動第1	市	都市改造	約 7.8	S27～S45
津沢第1	組合	新市街地整備	7.4	S62～H5
上野本東	組合	新市街地整備	3.5	H4～H9
小矢部フロンティアパーク	個人	工業団地造成	22.3	H12～H14

■市街地再開発事業（都市計画決定されていないもの） 平成26年3月31日現在

地区名	施行区域面積 (ha)	建築敷地面積 (ha)	主要用途	事業認可年月日
小矢部市石動町第1ブロック 第1種市街地再開発事業	0.20	0.20	店舗兼用住宅	S55.3.10
小矢部市石動町第4ブロック 第1種市街地再開発事業	0.11	0.11	店舗兼用住宅	S56.2.19
小矢部市石動町第5ブロック 第1種市街地再開発事業	0.15	0.15	店舗兼用住宅	S57.3.2
小矢部市石動町第8ブロック 第1種市街地再開発事業	0.10	0.10	店舗兼用住宅	S58.7.18

(3) 都市計画公園・緑地

都市計画公園・緑地は、街区公園4箇所のほか、近隣公園1箇所、地区公園1箇所、特殊公園1箇所、運動公園1ヶ所及び都市緑地1箇所が計画決定されており、近隣公園と都市緑地の一部を除いて開設済となっている。

また、平成24年度の都市計画区域内人口1人当たりの公園面積は11.15㎡/人で、平成14年度の9.16㎡/人より増加しているが、県平均(14.76㎡/人)を下回っている。

その他の公園として、倶利伽羅県定公園(758.0ha)、稲葉山・宮島峡県定公園(757.0ha)等が整備されている。

■都市計画公園・緑地の整備状況 平成26年3月31日現在

種別	名称	計画決定面積(ha)	開設済面積(ha)
街区公園	第1児童公園	0.14	0.14
	第2児童公園	0.41	0.41
	第3児童公園	0.26	0.26
	第4児童公園	0.14	0.14
	(小計)	(0.95)	(0.95)
近隣公園	綾子河川公園	2.6	—
地区公園	小矢部河川公園	4.6	4.6
運動公園	小矢部運動公園	20.0	20.0
特殊公園	城山公園	6.4	6.4
都市緑地	阿曾緑地	約0.2	0.1
合計		34.75	32.05

資料：都市計画課

(4) 公共下水道

都市計画区域内の公共下水道は、486haを計画決定しており、平成26年3月末現在における施工済処理面積は399ha、処理人口は1万1,000人で、下水道普及率は面積で82.1%、処理人口で50.9%となっている。

■都市計画区域内の公共下水道の整備状況 平成26年3月31日現在

計画決定		施工済		整備率	
処理面積(ha)	処理人口(千人)	処理面積(ha)	処理人口(千人)	処理面積	処理人口
486	21.6	399	11.0	82.1%	50.9%

資料：富山県の都市計画

第3章 市民意向調査結果の概要

1. 実施概要

本都市計画マスタープランの改定に当たり、今後のまちづくりの方向性やまちづくりの進め方等についての市民の意向を調査し、本計画に反映するため、アンケート調査を実施した。

- 調査対象：本市在住の20歳以上の市民
- 調査期間：平成25年11～12月
- 調査方法：住民基本台帳より無作為抽出し、郵送配布、郵送回収
- 調査規模：配布部数2,000部、回収部数899部（回収率45.0%）

■地区別配布数と回収率

	配布数	回収数	回収率
石動小学校区	762	305	40.0%
大谷小学校区	495	213	43.0%
東部小学校区	104	96	92.3%
蟹谷小学校区	313	124	39.6%
津沢小学校区	326	142	43.6%
無回答	0	19	-
合計	2,000	899	45.0%

■年齢別配布数と回収率

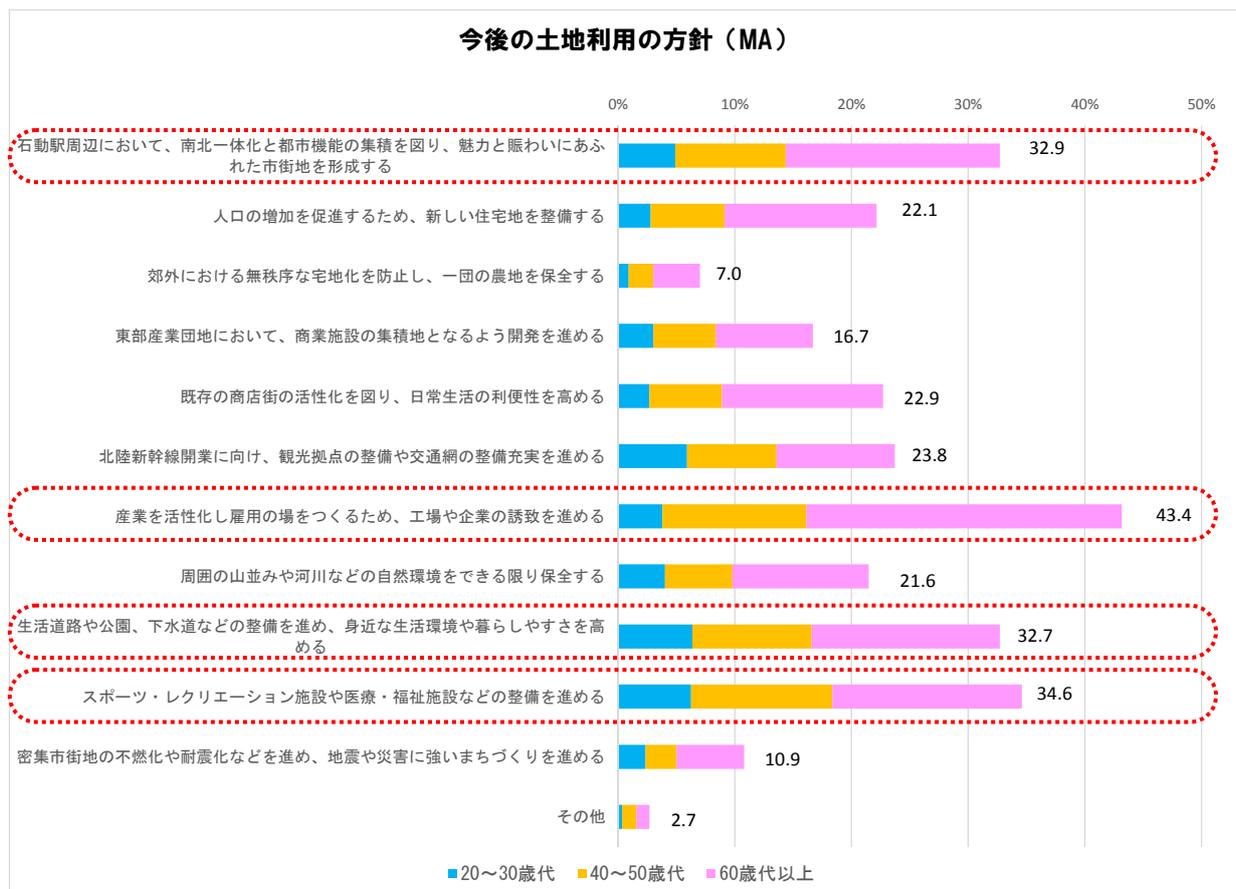
	配布数	回収数	回収率
20歳代	223	52	23.3%
30歳代	257	93	36.2%
40歳代	309	114	36.9%
50歳代	321	151	47.0%
60歳代	461	269	58.4%
70歳以上	429	216	50.3%
無回答	0	4	-
合計	2,000	899	45.0%



2. アンケート調査結果

(1) 今後の土地利用の方針

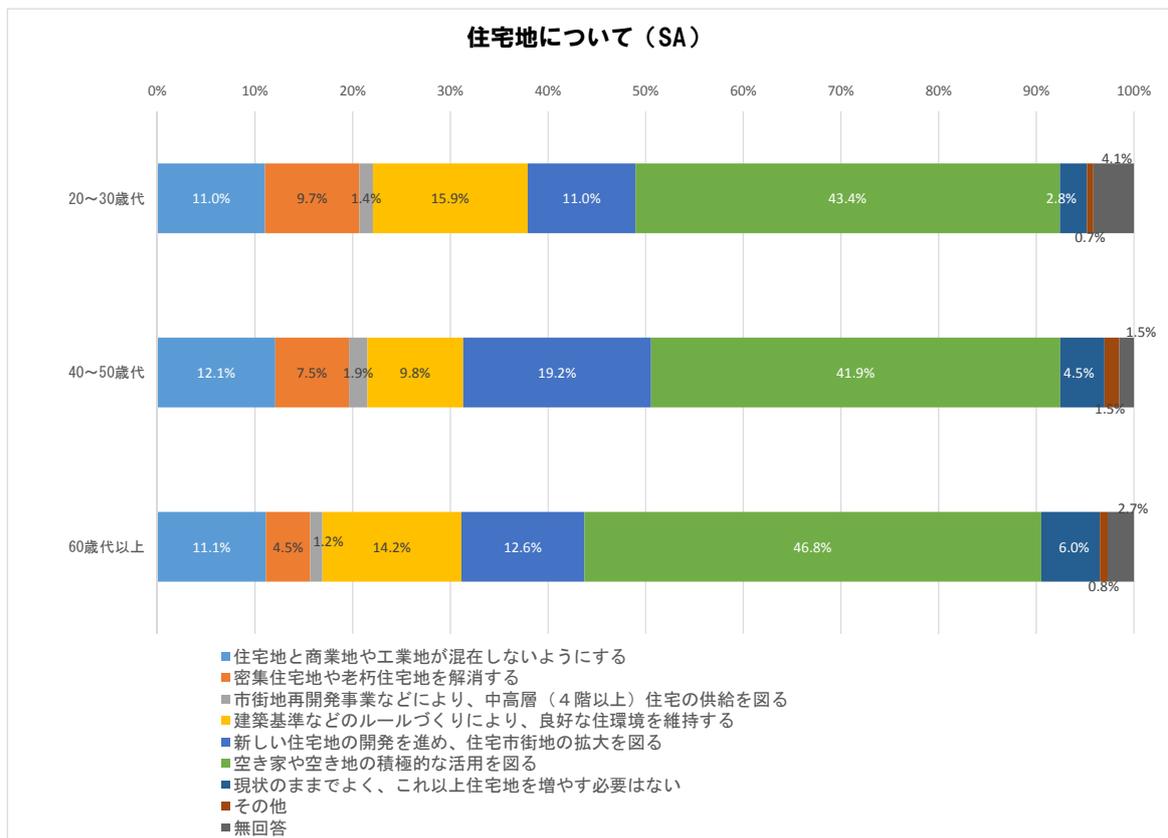
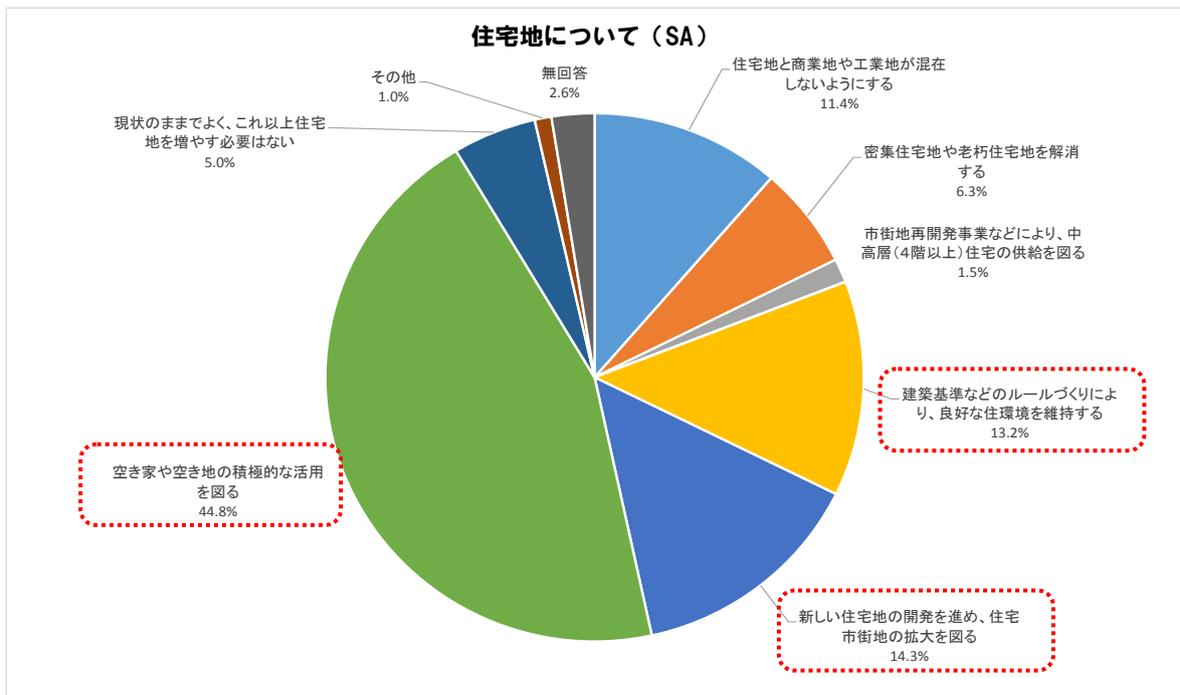
今後の土地利用の方針については、「産業を活性化し雇用の場をつくるため、工場や企業の誘致を進める」が43.4%を占め最も多く、次いで「スポーツ・レクリエーション施設や医療・福祉施設などの整備を進める」(34.6%)、「石動駅周辺において、南北一体化と都市機能の集積を図り、魅力と賑わいにあふれた市街地を形成する」(32.9%)となっている。



(2) 土地利用のあり方について

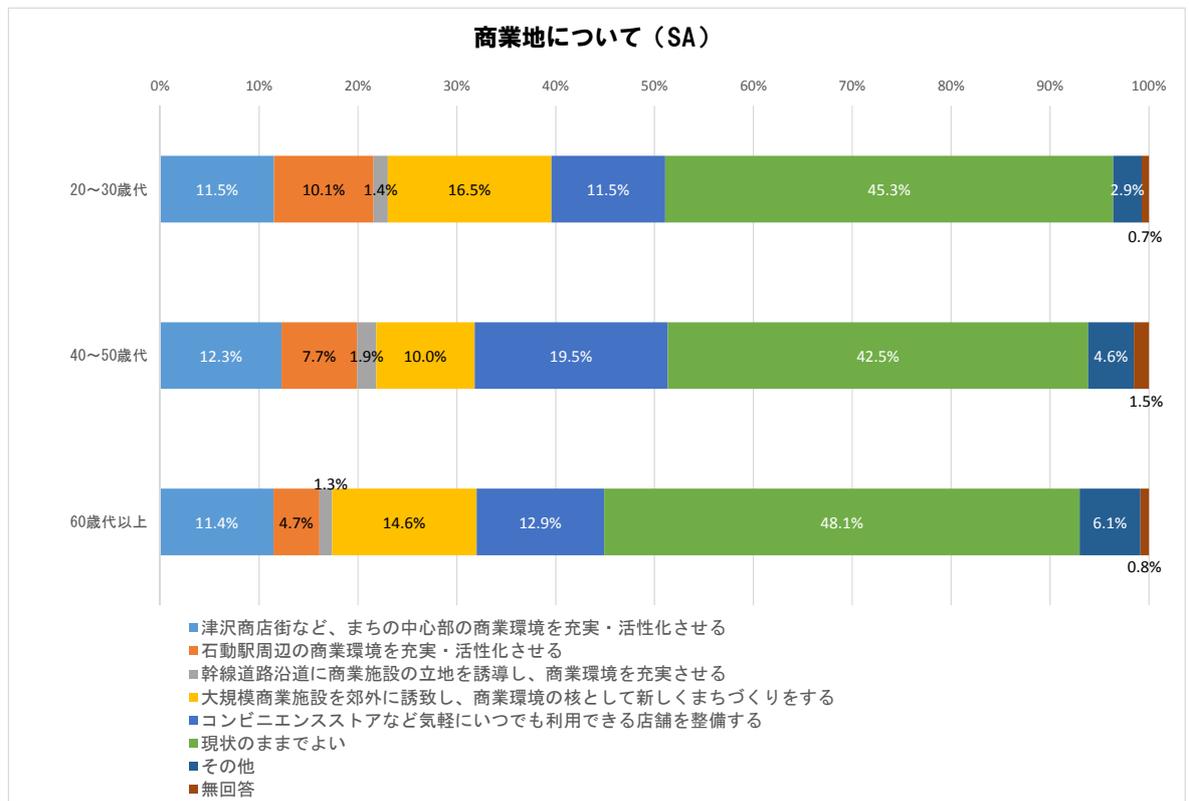
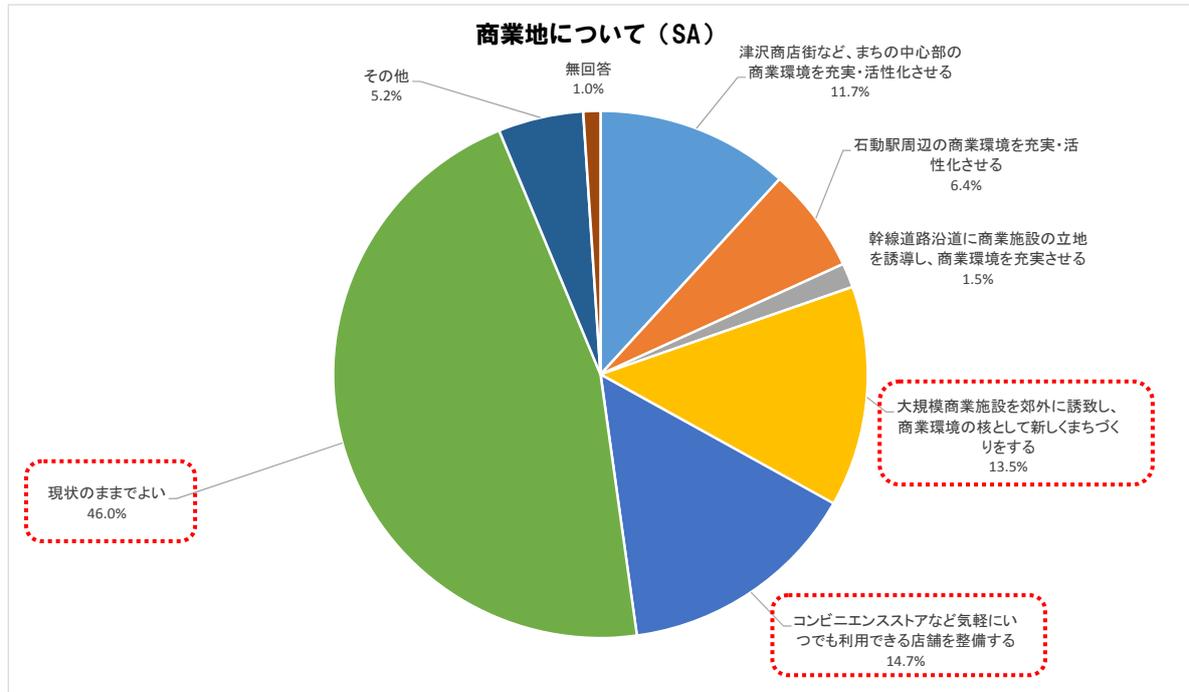
① 住宅地について

住宅地のあり方については、「空き家や空き地の積極的な活用を図る」が44.8%と半数近くを占め最も多く、次いで「新しい住宅地の開発を進め、住宅市街地の拡大を図る」(14.3%)、「建築基準などのルールづくりにより、良好な住環境を維持する」(13.2%)となっている。



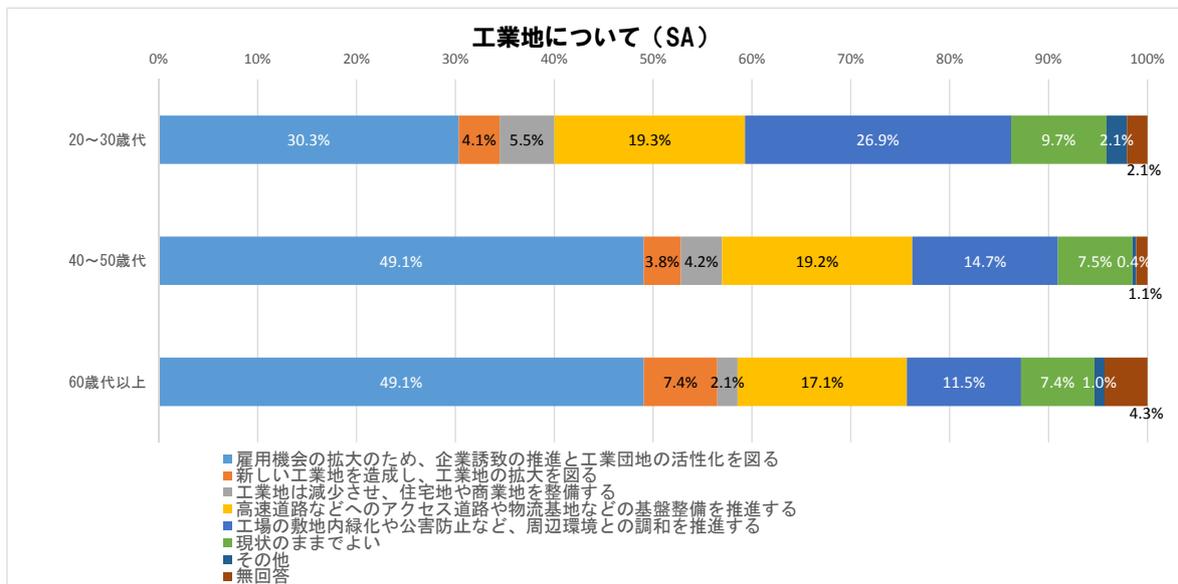
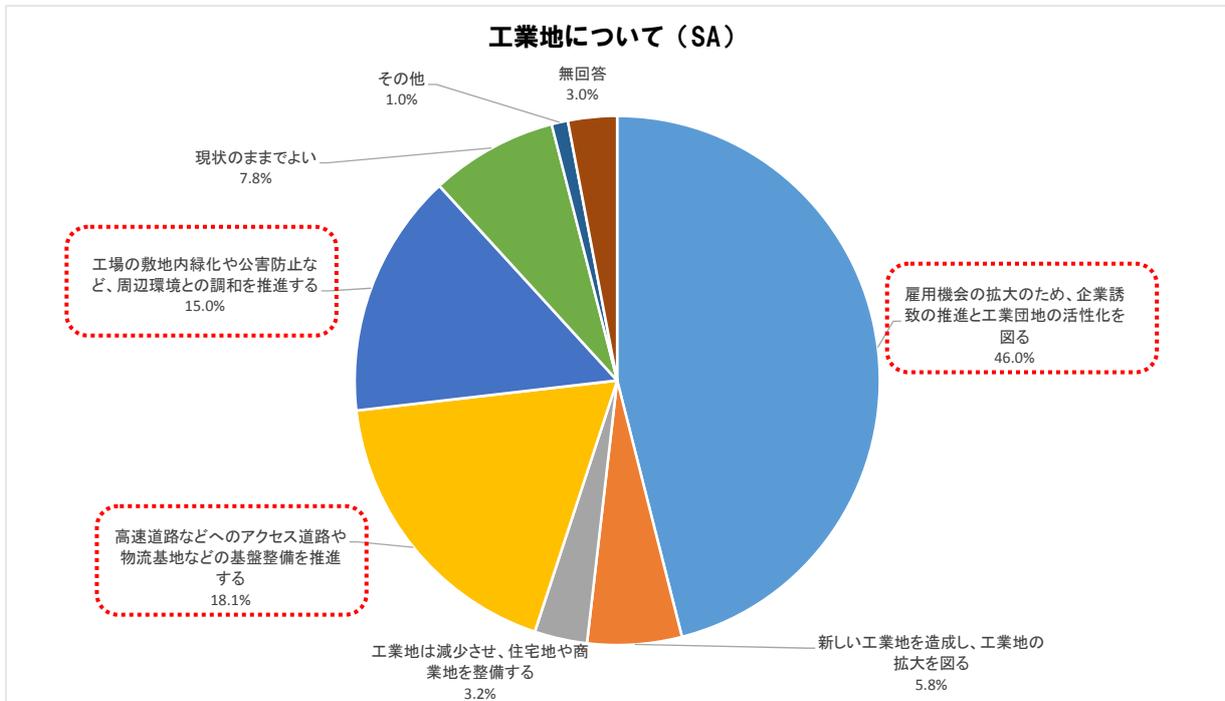
② 商業地について

商業地のあり方については、「現状のままでよい」が46.0%と最も多く、次いで「コンビニエンスストアなど気軽にいつでも利用できる店舗を整備する」(14.7%)と、「大規模商業施設を郊外に誘致し、商業環境の核として新しくまちづくりをする」(13.5%) 上位の回答となっている。



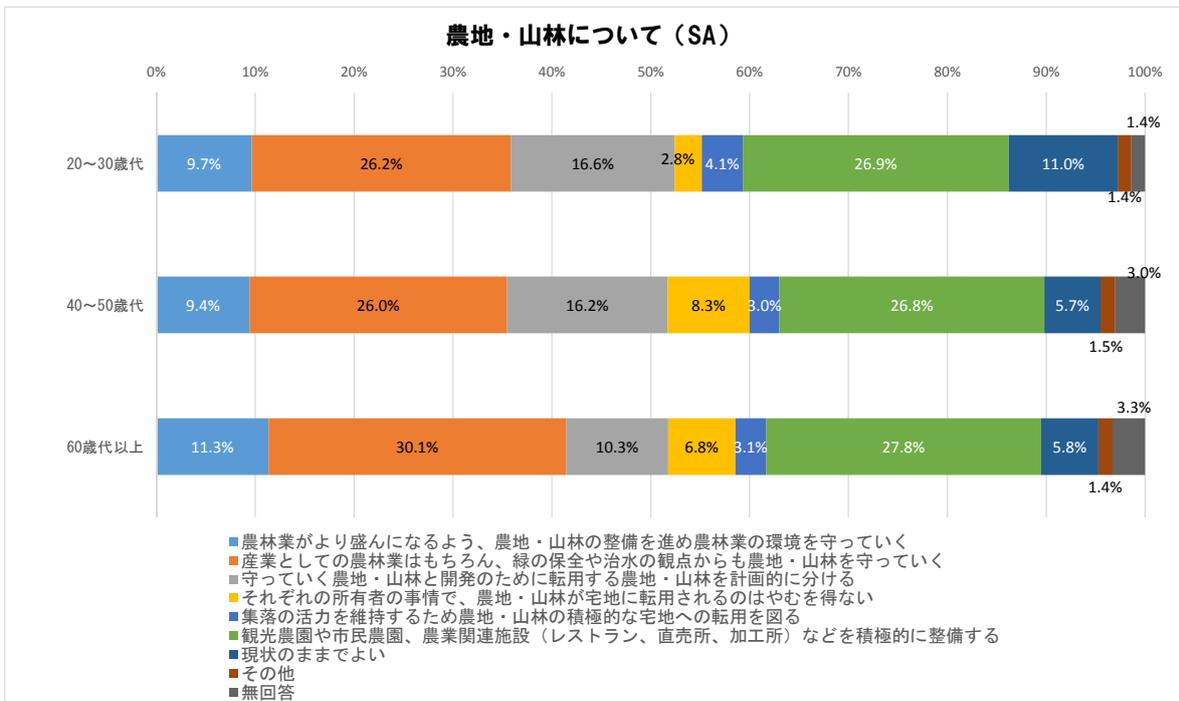
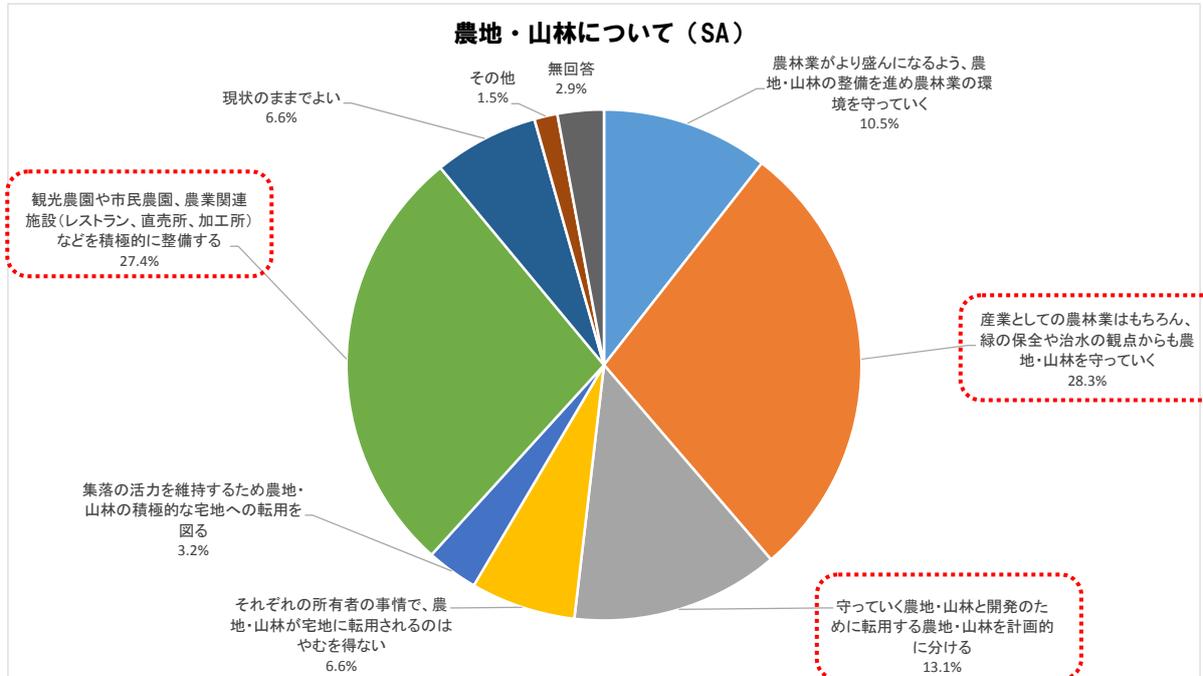
③ 工業地について

工業地のあり方については、「雇用機会の拡大のため、企業誘致の推進と工業団地の活性化を図る」が46.0%と半数近くを占め最も多く、次いで「高速道路などへのアクセス道路や物流基地などの基盤整備を推進する」(18.1%)、「工場の敷地内緑化や公害防止など、周辺環境との調和を推進する」(15.0%)となっている。



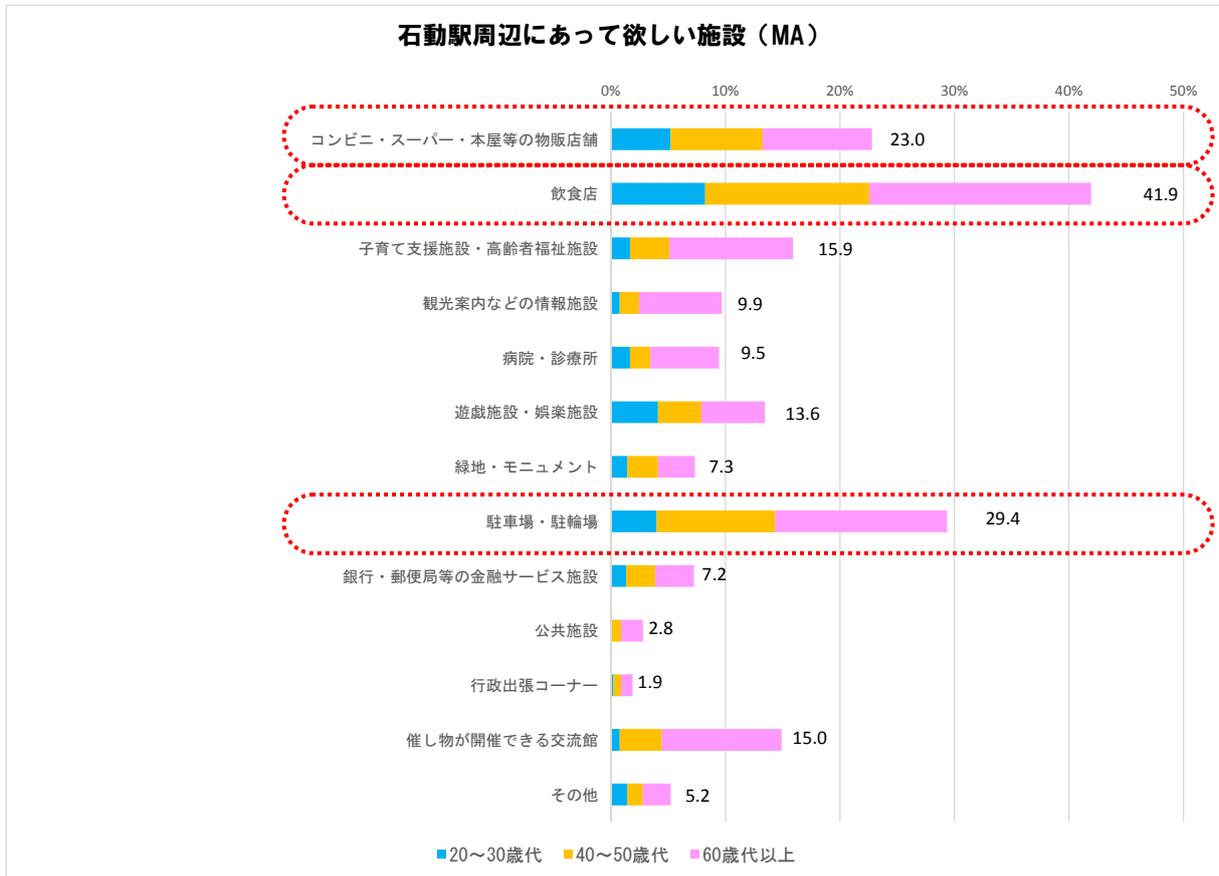
④ 農地・山林について

農地・山林のあり方については、「産業としての農林業はもちろん、緑の保全や治水の観点からも農地・山林を守っていく」（28.3%）と「観光農園や市民農園、農業関連施設などを積極的に整備する」（27.4%）の両回答が30%近くを占める高い値を示している。



⑤ 石動駅周辺について

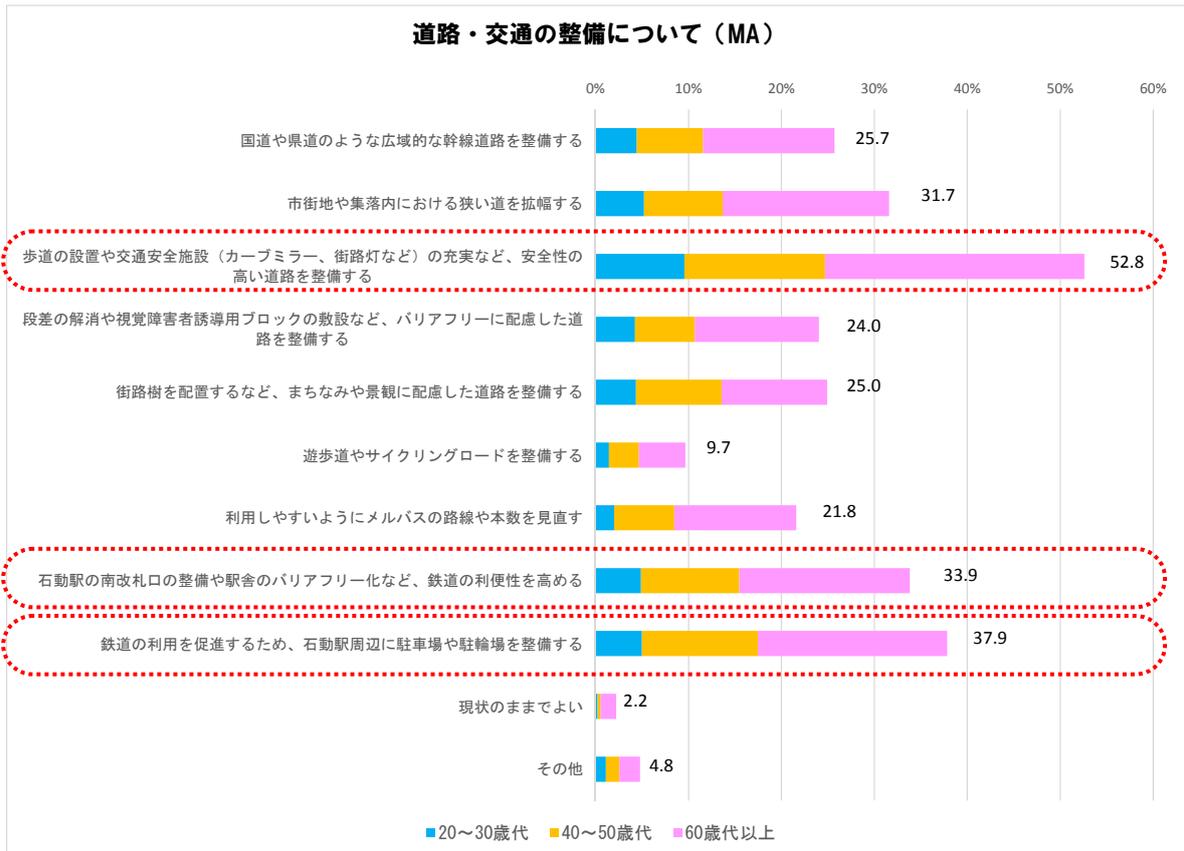
石動駅周辺にあってほしい施設や充実してほしい施設については、「飲食店」が41.9%を占め最も多く、次いで「駐車場・駐輪場」(29.4%)、「コンビニ・スーパー・本屋等の物販店舗」(23.0%)となっている。



(3) 都市基盤整備について

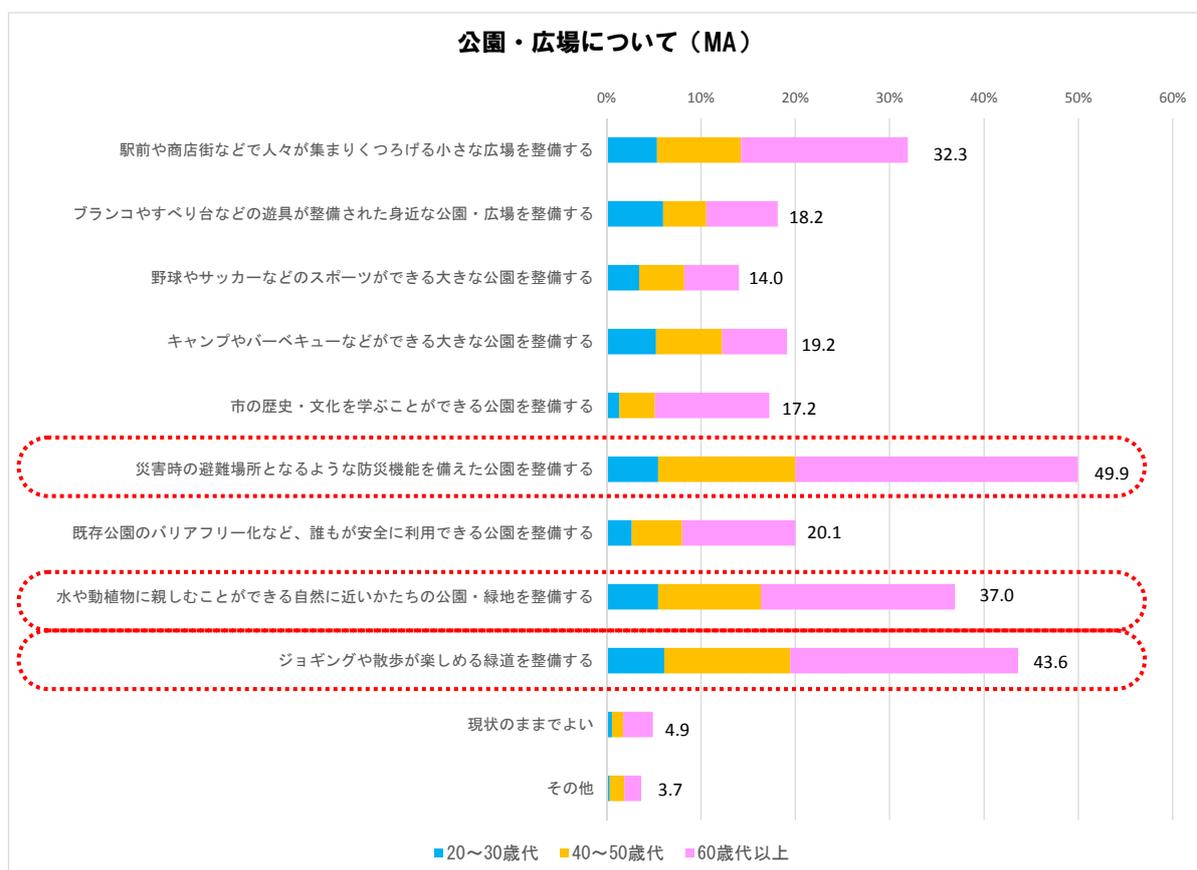
① 道路・交通の整備について

道路・交通の整備に関する今後の取組み方針については、「歩道の設置や交通安全施設の充実など、安全性の高い道路を整備する」が52.8%を占め最も多く、次いで「鉄道の利用を促進するため、石動駅周辺に駐車場や駐輪場を整備する」(37.9%)、「石動駅の南改札口の整備や駅舎のバリアフリー化など、鉄道の利便性を高める」(33.9%)となっている。



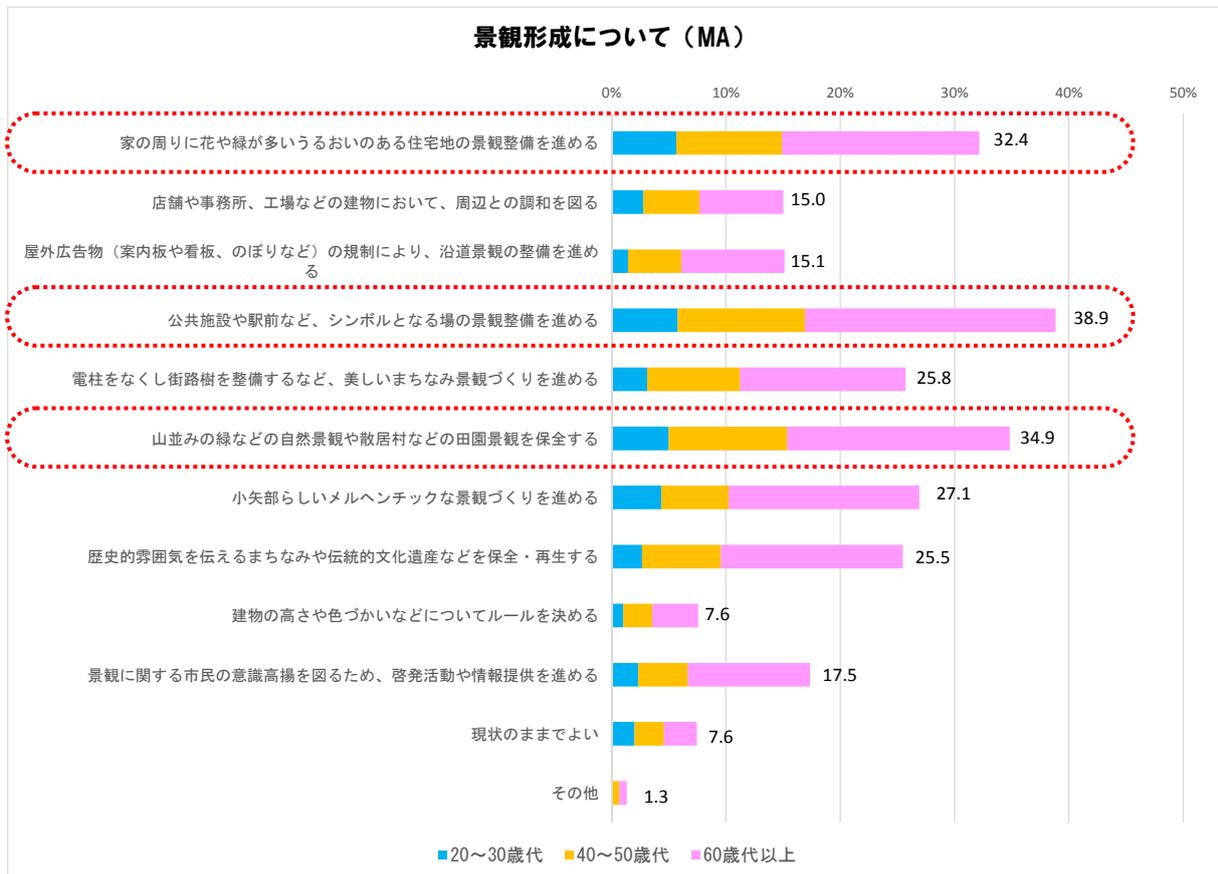
② 公園・広場について

公園・広場の整備に関する今後の取組み方針については、「災害時の避難場所となるような防災機能を備えた公園を整備する」と「ジョギングや散歩が楽しめる緑道を整備する」の両回答が40%を超える高い値を示している。



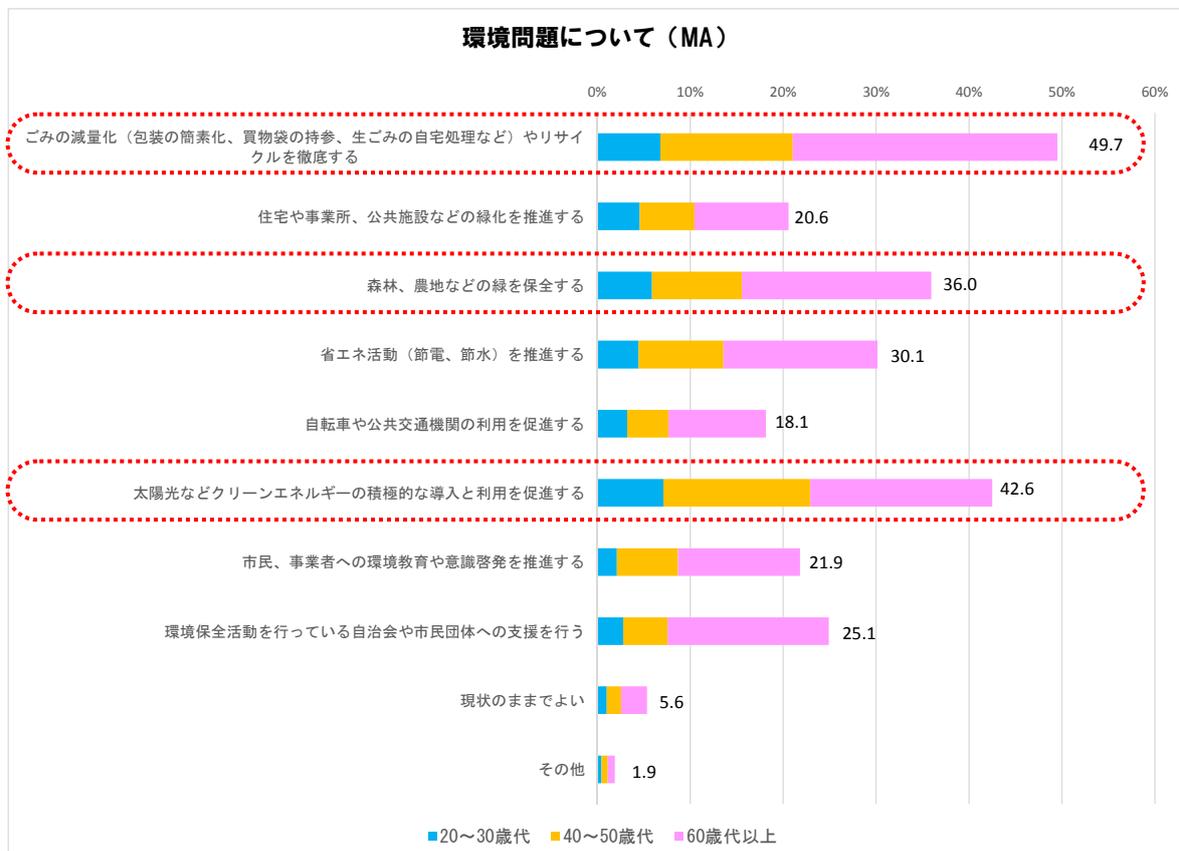
(4) 景観形成について

景観形成の今後の取組み方針については、「公共施設や駅前など、シンボルとなる場の景観整備を進める」が 38.9%を占め最も多く、次いで「山並みの緑などの自然景観や散居村などの田園景観を保全する」(34.9%)、「家の周りに花や緑が多いうるおいのある住宅地の景観整備を進める」(32.4%)となっている。



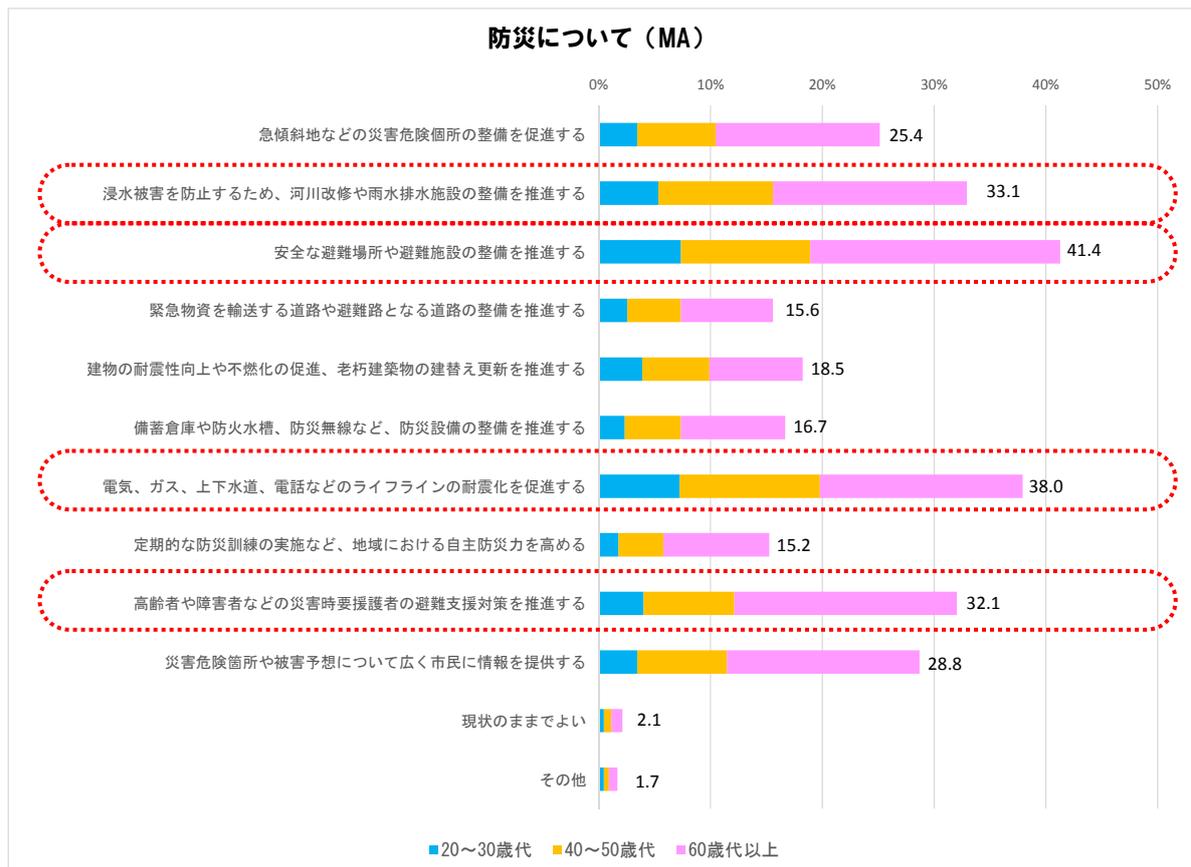
(5) 環境問題について

環境問題の今後の取組み方針については、「ごみの減量化やリサイクルを徹底する」と「太陽光などクリーンエネルギーの積極的な導入と利用を促進する」の両回答が40%を超える高い値を示している。



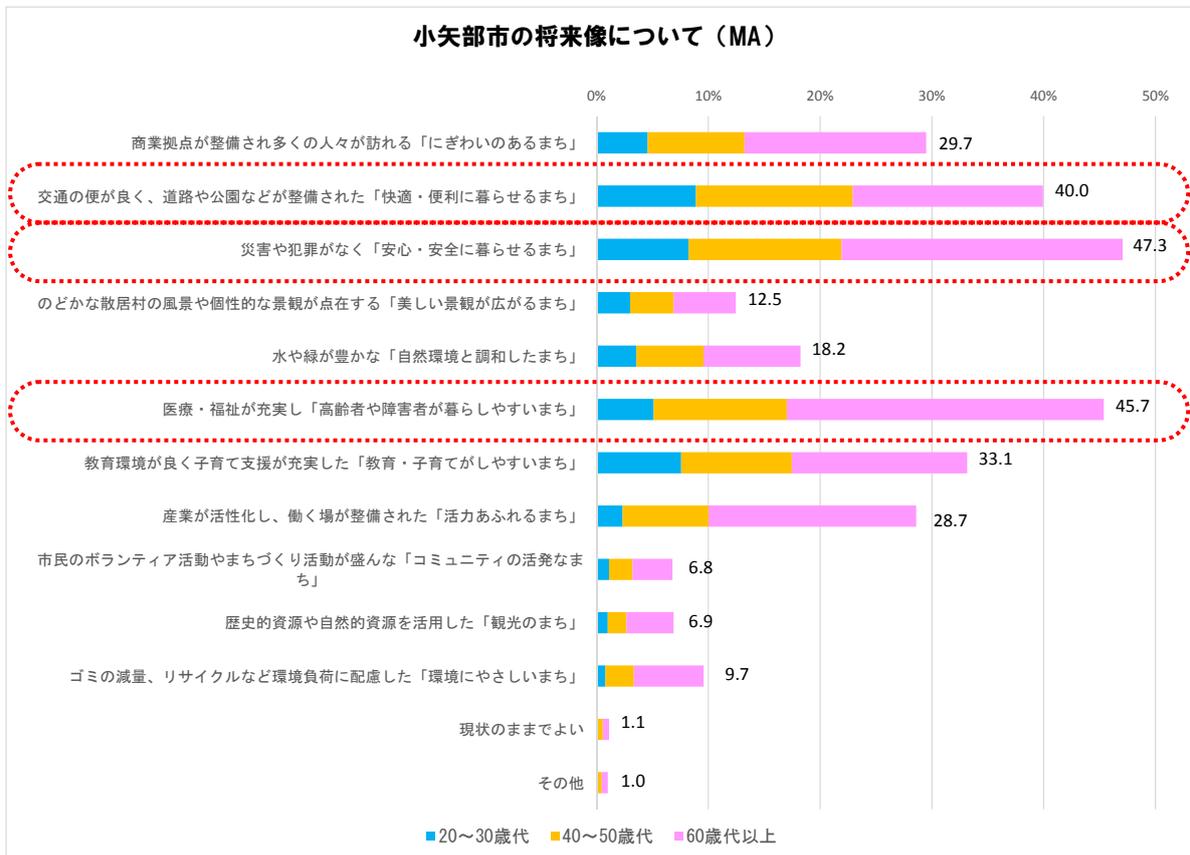
(6) 防災について

災害に強いまちづくりを進めるための今後の取組み方針については、「安全な避難場所や避難施設の整備を推進する」が41.4%を占め最も多く、次いで「電気、ガス、上下水道、電話などのライフラインの耐震化を促進する」(38.0%)、「浸水被害を防止するため、河川改修や雨水排水施設の整備を推進する」(33.1%)、「高齢者や障害者などの災害時要援護者の避難支援対策を推進する」(32.1%)となっている。



(7) 小矢部市の将来像

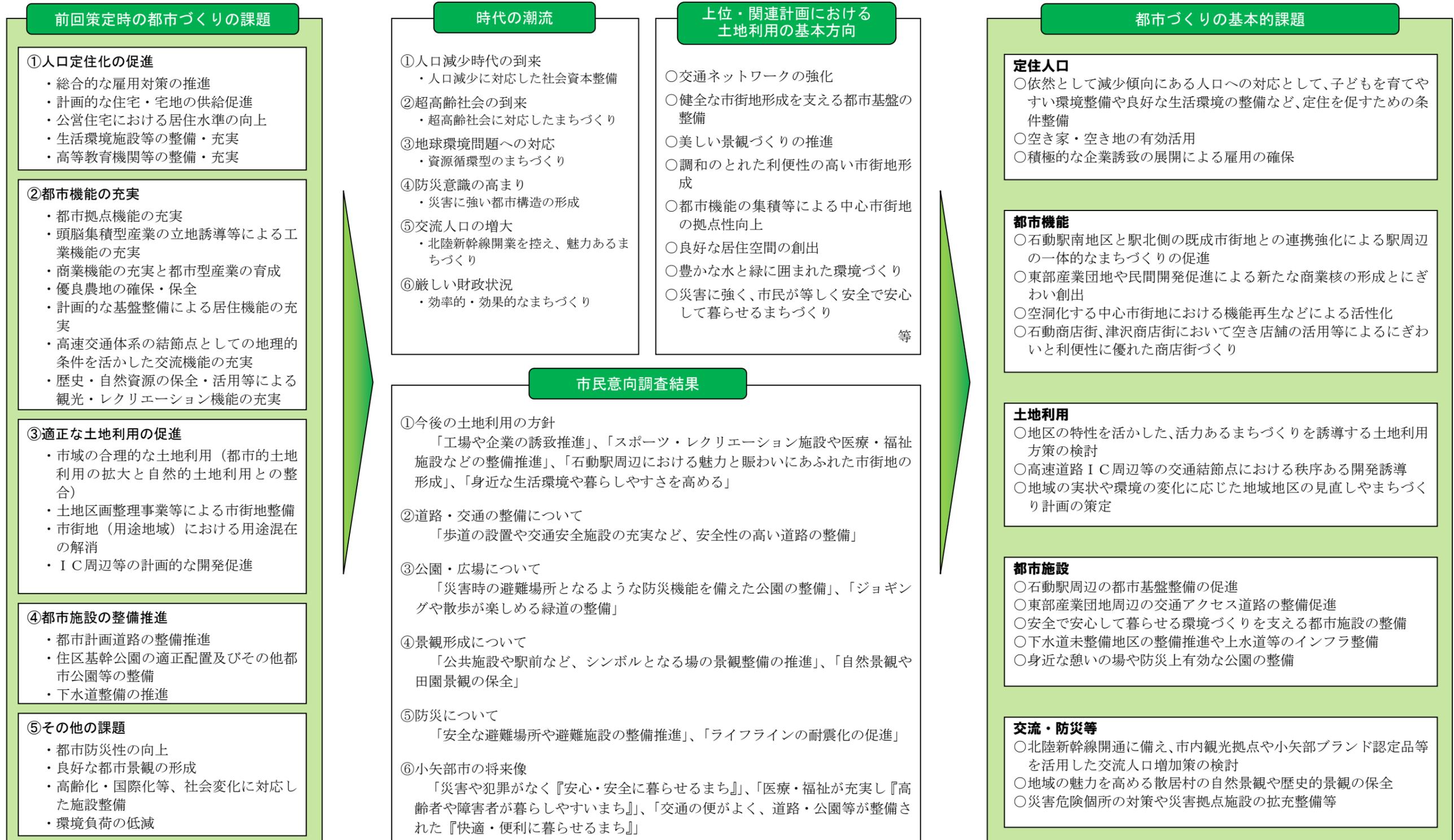
小矢部市の将来像については、「災害や犯罪がなく『安心・安全に暮らせるまち』」が 47.3% を占め最も多く、次いで「医療・福祉が充実し『高齢者や障害者が暮らしやすいまち』」(45.7%)、「交通の便が良く、道路や公園などが整備された『快適・便利に暮らせるまち』」(40.0%) となっている。



第4章 都市づくりの基本的課題と見直しの方針

都市づくりの基本的課題の整理については、前回の計画策定時から今日までの本市の都市づくりの経過等を踏まえて問題点を整理するとともに、本市に関わる社会情勢の変化や市民の意向等を踏まえ、下記に示すとおり整理する。

■都市づくりに向けた基本的課題



都市づくりの見直しの方針

前ページに示した都市づくりの基本的課題について、小矢部市におけるまちづくりや上位計画におけるまちづくりの観点から都市づくりの見直しの方針として整理する。

■ 都市機能の集積と市街地の活性化

- まちなかからの人口流出や空き家・空き地の増加など中心市街地の空洞化に歯止めをかけ、中心市街地の活性化により機能再生に努める。
- 石動商店街や津沢商店街における空き店舗の活用等、賑わいと利便性に優れた商業環境づくりに努める。

■ 良好な居住環境の形成と定住促進

- 若者から中高年層まで幅広く、本市への定住促進を図るため、良質な住宅地や公園・緑地等の整備による魅力ある居住環境の創出に努める。
- 依然として密集市街地が残されている石動駅北側地区において、市街地開発事業などによる基盤強化や土地の高度利用を推進する。
- 石動・津沢の中心的な商業地周辺などに住宅地を配置し、良好な居住環境の確保に努める。

■ 活力ある産業振興を支える土地利用の誘導

- 東部産業団地において、大型商業施設を核として新たな商業拠点の形成に向けた土地利用の誘導に努める。
- 小矢部フロンティアパークなど小矢部市の交通の利便性を活かした工業・流通系の企業の集積促進に努める。

■ 交通機能の確保と交通結節点の強化

- 東部産業団地周辺のアクセス道路や市内の観光拠点へのアクセス道路、市街地内における道路の整備促進、道路網の見直しを行う。
- 安全で安心して暮らせる環境づくりを支える生活道路の整備及び機能充足を行う。
- 石動駅前広場整備やアクセス道路整備を進めるとともに、パーク&ライド等に対応した駐車場整備など交通結節機能の強化を図る。
- 公共交通機関の維持・活性化を図り、公共交通サービスの確保に努める。

■ 利便性と効率性を重視した都市基盤整備

- 身近な憩いの場や災害時の避難場所となる、防災上有効な機能を備えた公園の整備を進める。
- 小矢部運動公園及び綾子河川公園をスポーツ・レクリエーションの拠点として施設・充実などの機能強化を図る。
- 下水道の未整備地区における整備促進や上水道等の都市基盤整備促進を図る。
- 公園などの都市施設の効率的な維持管理を進めるための長寿命化対策の推進に努める。

■ 魅力ある都市づくりに向けた環境保全と景観形成

- 小矢部川や稲葉山などの丘陵地、田園など多様な自然環境の保全を図る。
- 資源循環型まちづくりの構築に向けて、省資源・資源リサイクルの推進と再生可能エネルギーの利活用についての検討を行う。
- 歴史的な町並みや田園部の散居村など地域を特徴付ける景観の保全と形成に努める。

■ 安全で安心して暮らせる基盤整備

- 豪雨等による浸水・冠水対策や安全な避難場所・避難施設の整備、防災備蓄倉庫の整備拡充、ライフラインの耐震化の促進に努める。
- 道路のバリアフリー化や様々な施設へのユニバーサルデザインの導入検討など、誰もが安全に安心して暮らせる環境整備の推進に努める。

第5章 将来都市像

1. 都市づくりの理念と目標

(1) 都市づくりの理念

都市づくりの理念は、都市づくりを進めていく上で普遍的に持ち続けていく「基本的な姿勢」となるものである。そこで、本計画の都市づくりの理念は、都市計画法における都市計画の理念、本市の都市づくりの基本となる「第6次小矢部市総合計画」、「小矢部都市計画区域マスタープラン(小矢部都市計画整備、開発及び保全の方針)」の基本理念やまちづくりの目標等を継承するとともに、本市の都市づくりの主要課題を踏まえて設定するものとする。

■都市づくりの理念の設定

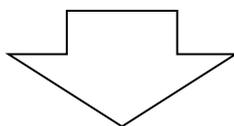
都市計画法による都市計画の目的・基本理念	<p>【都市計画の目的】 「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する」</p> <p>【都市計画の基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業との健全な調和 ・健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保 ・土地の合理的な利用
小矢部都市計画区域マスタープラン	<p>【都市計画の基本理念】</p> <p>～魅力・安心・充実 しあわせ おやべ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育と歴史文化がかおる都市づくり ・健康と福祉にいだかれる都市づくり ・産業と経済の活力ある都市づくり ・都市空間と交流にあふれる都市づくり ・環境と安全安心につつまれる都市づくり ・人がふれあう市民協働の都市づくり
第6次小矢部市総合計画	<p>【市の将来像】</p> <p>～魅力・安心・充実 しあわせ おやべ～</p> <p>【まちづくりの基本テーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力…住んでみたい 魅力かがやく まちづくり ・安心…住み続けたい 安心感あふれる まちづくり ・充実…住んで良かった 充実感ただよう まちづくり <p>【まちづくりの目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人をはぐくむ教育と歴史文化がかおるまち ・人がやすらぐ健康と福祉にいだかれるまち ・人でにぎわう産業と経済の活力あるまち ・人がゆきかう都市空間と交流にあふれるまち ・人にやさしい環境と安全安心につつまれるまち ・人がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち



以上を踏まえ、本マスタープランにおける都市づくりの理念と基本テーマを次のように設定する。

【都市づくりの理念】

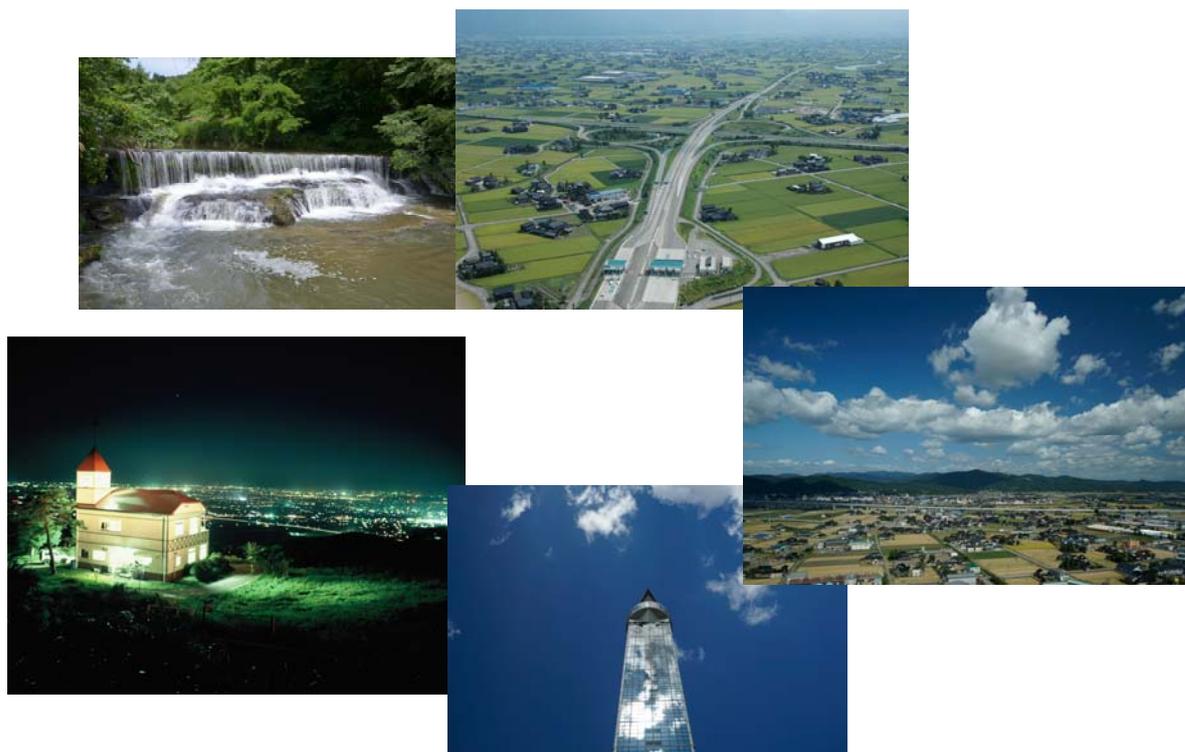
恵まれた自然・歴史的資源を守り、育みつつ、多様な交流と賑わいを生み出す新たな都市拠点の形成を図るとともに、広域交通の利便性を活かした定住環境の整備充実や経済・産業活動の活性化、魅力的で美しい都市空間づくりを進め、躍動感に満ち、誰もが安全・安心・快適に暮らせる、市民が主役となる都市環境づくりを目指す。



【都市づくりの基本テーマ】

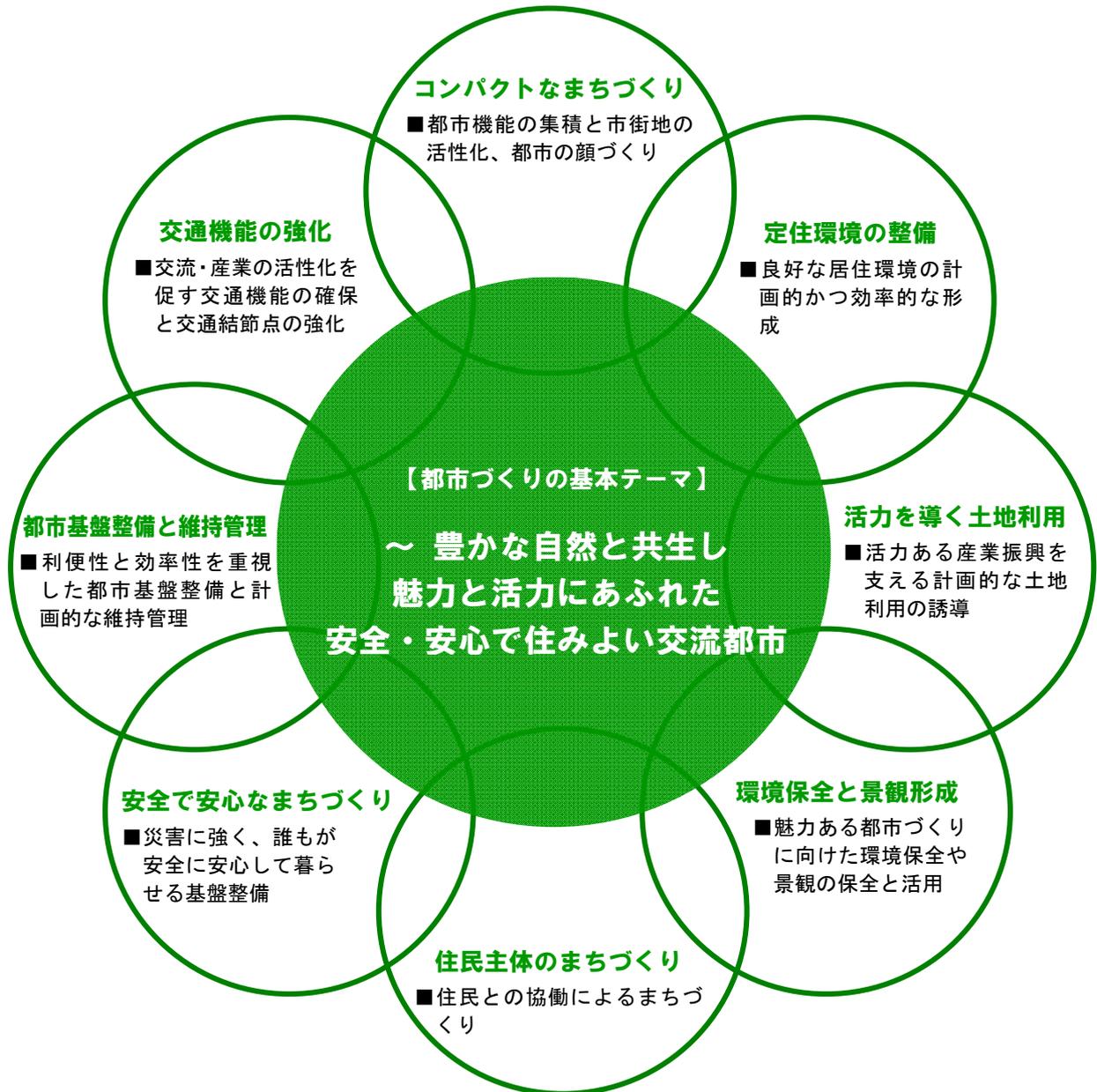
～ 豊かな自然と共生し

魅力と活力にあふれた 安全・安心で住みよい交流都市 ～



(2) 都市づくりの目標

都市づくりの目標は、都市づくりの基本テーマを具現化させるための施策目標として、次のように設定する。

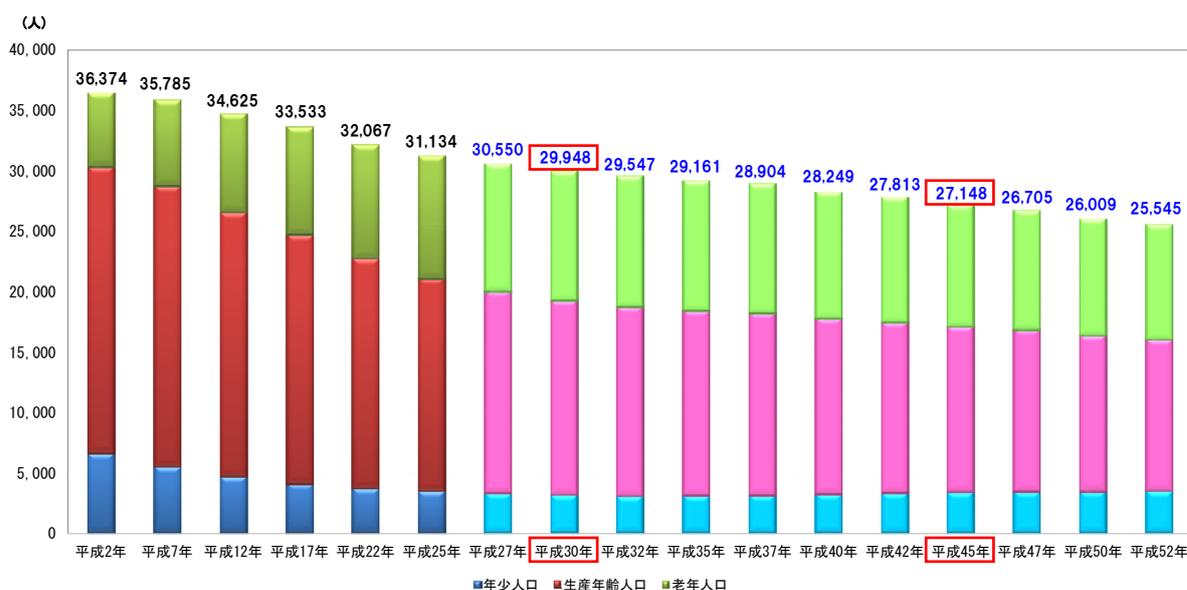


2. 将来の見通し

将来の見通しとして、小矢部市の人口ビジョンでは、様々な結婚・出産・子育て施策を実施することにより、合計特殊出生率が段階的に上昇するものと仮定し予測されている。また、定住促進策の実施や積極的なUターン促進策を講じることにより、転出超過となっている社会動態が改善されるものと仮定し予測されている。

この結果、平成30年の将来人口は約30,000人、本計画の目標年次である平成45年の将来人口は27,100人と見込まれる。

将来人口の予測



※小矢部市人口ビジョン（平成27年10月策定）の推計結果。合計特殊出生率は平成32年に1.6、平成42年に1.9、平成52年以降は2.07に上昇すると設定している。社会動向については、平成27年から平成37年にかけて社会増が700人、以降は転入・転出による移動率をゼロと仮定している。

一方、平成26年3月に策定された小矢部市観光振興プラン改訂版では、平成30年の観光客入込客数1,800,000人と設定している。また、小矢部市では、大型商業施設の立地により、300～350万人規模の更なる交流人口の増加が期待される。



東部産業団地の大型商業施設

3. 将来都市構造

(1) 将来都市構造の基本的な考え方

本市の将来都市構造は、以下の基本的な考え方に基づいて構築する。

土地利用

- 地球規模の環境問題が顕在化するなかで、都市づくりにおいても地球環境や地域環境に配慮した都市構造の構築が求められているほか、より効率的な都市経営への転換が求められている。
- まちなか定住を促進し、歩いて暮らせるまちづくりの構築を図るとともに、効率的な都市構造の構築に向けて、市街地の無秩序な拡大を抑制し、空き地や空き家等の既存ストックを有効活用しつつ、開発すべき区域を選択し、都市機能を集約したコンパクトな市街地形成を図る。

市街地整備

- 地域の歴史資源や伝統文化等を活かした魅力ある市街地整備など、来街者をもてなす空間づくりに取り組むとともに、生活環境の整った宅地整備や企業立地のための基盤整備を推進し、定住人口の増加を図る。
- 今後のまちづくりは、これまで以上に安全に重点をおいた取り組みが求められており、密集市街地の改善やオープンスペースの整備、建築物の耐震化、道路、橋梁等の都市基盤施設の長寿命化等により、防災性の高い都市構造の形成を推進する。

ネットワーク

- 本市は、高速交通網の要衝地と位置付けられ、平成 27 年 3 月の北陸新幹線の東京・金沢間開通や能越自動車道の延伸などで、今後、交流人口の増大が期待されている。
- 増加が見込まれる交流人口への対応に加え、高齢社会において誰もが安心して利用できる交通ネットワークの構築に向けて、交通結節点としての石動駅の機能強化をはじめ、広域的な道路網や地域間をつなぐ交通網の整備充実により、各拠点間・地域間を結び、利便性の向上や連絡性を強化する地域間ネットワークや拠点間ネットワークを形成する。

環境保全

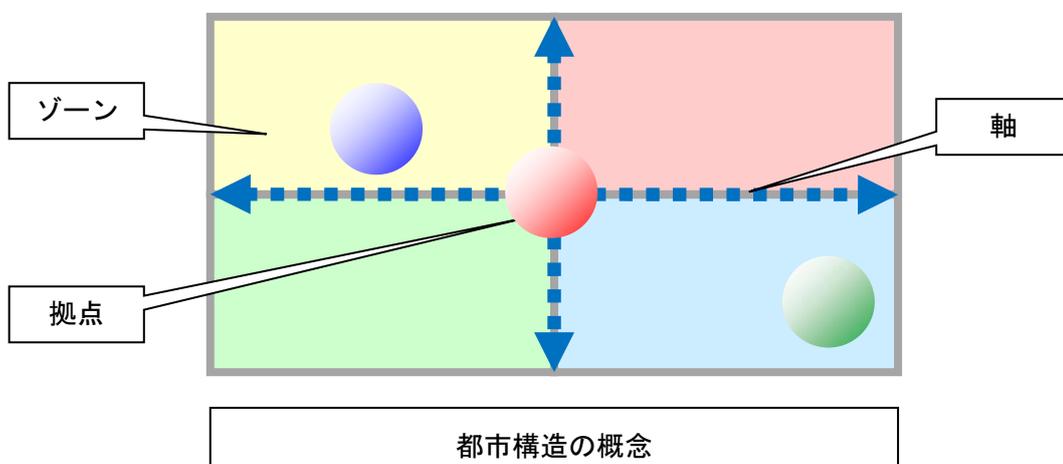
- 貴重な財産である本市の豊かな自然環境の保全・育成に努めることにより、自然と調和した環境負荷の少ない都市構造を形成する。

(2) 都市構造の構成

将来都市構造の考え方を踏まえ、都市構造を構成する「拠点」、「軸」、「ゾーン」について機能や配置を示し、都市の基本的な方向性を整理する。

〔 都市構造を構成する要素 〕

- 都市拠点：まちづくり活動の中心となる場
- 都市軸：交流やネットワークを担う動線
- ゾーン：機能毎に区分した土地のまとまり



(3) 都市拠点

特徴的な都市機能等を有する地域であるとともに、バランスのとれた土地利用を推進していく上で核となる場所について、都市拠点として以下のとおり位置付ける。

都市拠点	配置方針
にぎわい創出拠点	石動駅周辺をにぎわい創出拠点に位置付け、鉄道利用者の利便性向上に資する整備や本市の玄関口にふさわしい顔づくりを進め、多くの人々が集散し、にぎわいを創出する拠点の形成を図る。また、津沢地区についても地域のにぎわいを創出する拠点として位置付ける。
広域商業拠点	東部産業団地周辺を広域商業拠点と位置付け、アクセス道路の整備や周辺の環境整備等により魅力ある拠点を形成し、広域からの集客を図るとともに、本市全体への活性化へとつなげる。
文化・交流・レクリエーション拠点	クロスランドおやべや道の駅メルヘンおやべを、文化・交流拠点と位置付け、快適に憩える空間の創出や交流機能の強化等により、多様な交流を推進し、地域のにぎわいを創出する。 また、稲葉山、宮島峡、倶利伽羅県定公園、小矢部運動公園、城山公園、小矢部河川公園、綾子河川公園をレクリエーション拠点と位置付け、市民の身近なレクリエーションの場として整備充実を図る。
産業振興拠点	小矢部フロンティアパーク周辺、I C周辺を産業振興拠点と位置付け、フロンティアパーク等において、周辺の環境や景観に配慮した企業立地を継続して推進し、本市の産業活動を牽引する工業・物流機能の強化を図る。

(4) 都市軸

都市間や地域間を有機的に結ぶ道路や市域を流下する河川について、交通機能や防災機能、うるおいの空間等の都市活動を支える都市軸として、以下のとおり位置付ける。

都市軸	配置方針
広域連携軸	<p>本市を縦断・横断する北陸自動車道、東海北陸自動車道、能越自動車道を位置付け、本市全体の発展を支え、道路交通、都市防災、交流など様々な役割を担う空間としての機能を持たせる。</p> <p>また、通勤・通学をはじめ、広域的な公共交通手段であるあいの風とやま鉄道を鉄道軸と位置付け、利便性の高い交通機能の確保を図る。</p>
都市連携軸	<p>都市間連携を担う幹線道路である国道8号、国道359号、国道471号、県道砺波小矢部線、県道小矢部福光線等を位置付け、これらの道路の整備充実により、広域的な都市間連携の強化を図る。</p> <p>また、(都)寄島西中野線、(都)社内上野本町線、(都)新石動本線、(都)第2千歩島線等を都市内連携を担う軸として位置付け、災害時の緊急輸送道路としての機能を確保するほか、安全で快適な交通ネットワークの形成と計画的な市街地形成を誘導する。</p>
親水交流軸	<p>石動市街地と津沢市街地を結ぶ水と緑のネットワークになっている小矢部川などを位置付け、自然環境の保全と親水空間としての整備・保全を図る。</p>
山辺環境軸	<p>本市の自然環境の核をなす緑地である稲葉山・宮島峡県定公園と倶利伽羅県定公園を位置付け、整備・保全を図る。</p> <p>また、丘陵地に位置するこれら自然交流拠点間の連携を推進する。</p>

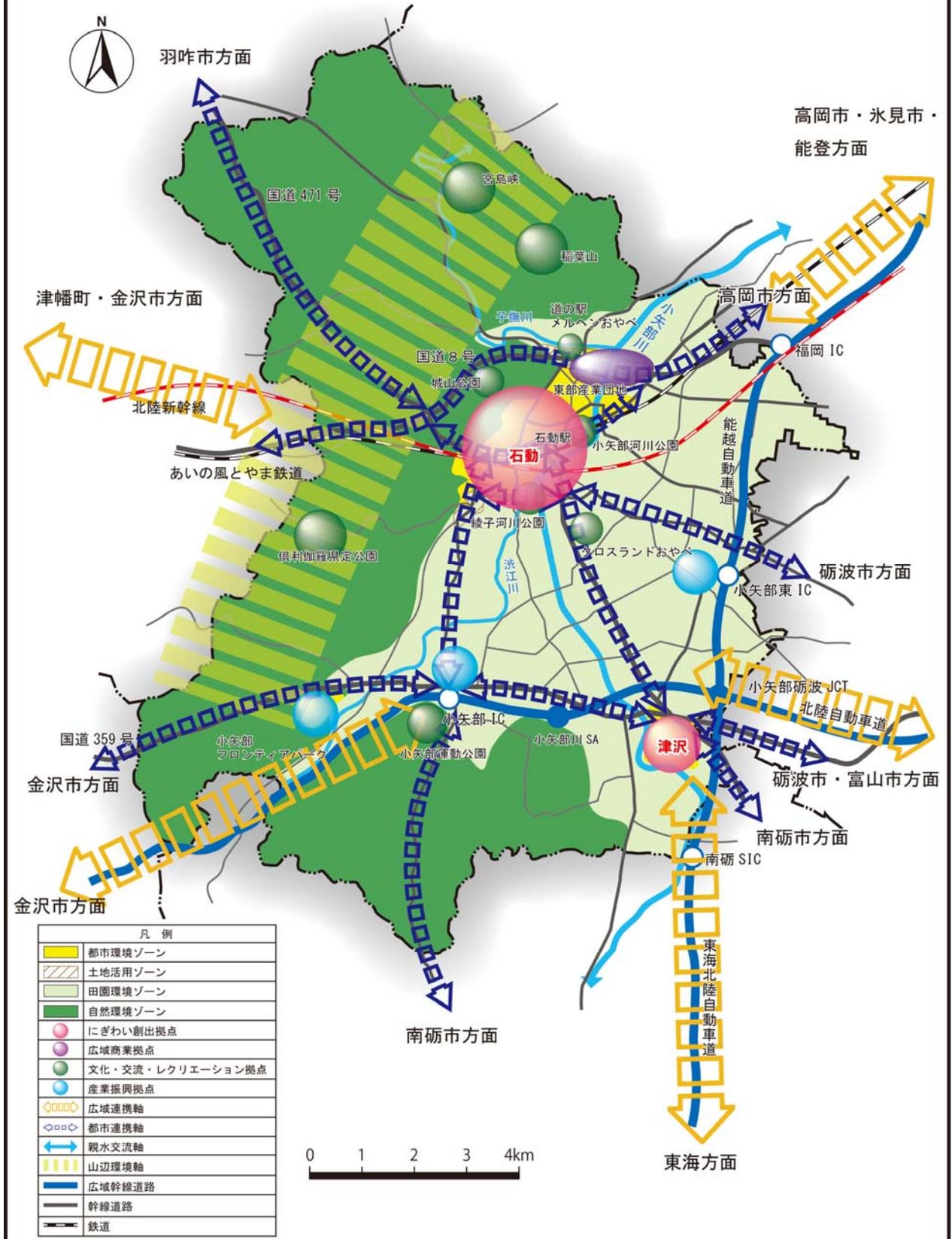
(5) ゾーン

市街地の進展を図る区域、農地や自然環境の保全を図る区域など、概ねの機能ごとに区分した土地のまとまりをもとに、以下のゾーンを位置付ける。

ゾーン	配置方針
都市環境ゾーン	石動市街地、津沢市街地を位置付け、人口の定住を促進するため、計画的な市街地形成及び宅地供給を図るとともに、日常生活に密着した商業・業務機能の充実や良好な居住環境の創出を図り、利便性の高い市街地の形成を図る。
土地活用ゾーン	東部産業団地周辺の国道8号沿道や（都）第2千歩島線沿道については広域商業拠点の機能や交通の利便性を活かすため、計画的な土地の有効活用を図る。
田園環境ゾーン	散居村の景観が広がる広大な田園地帯を位置付け、無秩序な都市的土地利用の拡散を抑制するとともに、集落の生活環境の向上を図り、農業の振興と田園・集落景観の保全を図る。
自然環境ゾーン	市街地背後の丘陵地や樹林地の緑などの自然環境や景観の保全を図るとともに、観光やレクリエーションの場としても活用を図る。

+

将来都市構造図



第6章 都市整備の方針

1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本方針

① 均衡ある発展を促す土地利用の推進

市域の土地利用にあたっては、第6次総合計画が掲げる「魅力」、「安心」、「充実」のまちづくりの実現を目指し、都市的利用と自然的利用との調整を計画的に実施するとともに、市域の土地の有効活用と土地利用の質的向上を図り、本市の均衡ある発展を目指す。

② 自然環境との調和

市街地背後の丘陵地や散居村を形成する農地、市街地を流れる河川等を保全するとともに、これらの自然環境と調和した市街地の形成を図る。

③ 新たな開発を契機としたにぎわいや魅力を創出する土地利用の展開

石動駅周辺整備や東部産業団地の大型商業施設の立地等の新たな開発を契機として、本市の広域的なポテンシャルを高めるとともに、活力ある都市を創造するため、賑わいや魅力を生み出す土地利用を展開する。

④ 地域の実情に応じた土地利用の誘導

市街地整備や幹線道路の整備等による都市環境の変化、一方で、商業施設や工場の撤退等により地域の土地利用の方向性や実態が用途地域の規制内容と乖離している場合、地域の実情と整合し適切な土地利用誘導を図るため、必要に応じて用途地域の見直しの検討を行う。

⑤ コンパクトシティに向けた土地利用の促進の検討

都市機能の近接化による、歩いて暮らせる集約型まちづくりの実現に向け、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくため、医療・福祉施設、教育文化施設等の都市の核となる施設の集約地域への移転の促進、移転跡地の都市的土地利用からの転換等の促進に向けた検討を行う。

(2) 土地利用区分と配置方針

① 土地利用の区分

将来の都市構造を踏まえながら、均衡のとれた健全な都市の発展に向けた土地利用を形成するため、本市を次のように区分し、バランスのとれた都市機能配置と計画的な土地利用の誘導を図っていく。

都市的土地利用	住宅系土地利用	低中層住宅地区	戸建て住宅が主体であるが、中層住宅も点在する住宅地
		一般住宅地区	住宅が主体であるが、その他の用途もある程度許容する住宅地
	商業・業務系土地利用	中心商業地区	石動、津沢地区の中心商業地区
		広域商業拠点地区	東部産業団地を中心とした大型商業施設が立地する地区
		沿道複合地区	主要幹線道路等の沿線で、沿道サービス施設等が複合的に立地する地区
	工業系土地利用	既存工業地区	小矢部フロンティアパーク等の既存工業地区
新規工業地区		新たに工業・物流施設立地の導入を図る地区	
自然的土地利用	農業系土地利用	田園環境保全地区	優良な農地を保全する地域
	自然系土地利用	レクリエーション地区	郊外や河川沿いの公園緑地、野外レクリエーション施設地区
		自然環境保全地区	樹林地など、良好な自然環境として保全を図るべき地区

② 土地利用の配置方針

1) 住居系土地利用

現況の土地利用において、大部分が住宅地として利用され、今後も住宅地としての利用を図っていくべき地区、または計画的に住宅地として開発・整備していく地区とする。

低中層住宅地区

低中層住宅地は、現在、第1種及び第2種中高層住居専用地域に指定されている地区と（都）蕨輪清沢線南側の沿線部を除く地区を位置づける。

本地区においては、良好な居住環境の確保に努めるとともに、低密度な土地利用を誘導し、ゆとりある住宅地の形成を図る。

また、土地区画整理事業が完了した石動駅南第一地区や石動駅南第二地区等の区域においては、戸建住宅を基本とした緑豊かな住宅地の形成を図る。

用途地域外に住宅地が立地しているほか、（都）第2千歩島線沿道の用途地域未指定となっている埴生地区については、土地の有効活用と計画的な住宅地の形成を図るとともに、土地利用コントロール手法の検討を行う。

一般住宅地区

一般住宅地は、現在、第1種及び第2種住居地域に指定されている地区を位置付ける。

これらの地区については、住宅以外の用途との調和を図りながら居住環境の向上を図る。

また、都市基盤が未整備なまま住宅が密集している地区では、生活道路の整備や狭隘道路の解消など、良好な居住環境の形成に努める。

用途地域外の（都）第2千歩島線、（都）埴生野端線沿道の一帯については、交通の利便性を活かした計画的な土地の有効活用を図るとともに、土地利用コントロール手法の検討を行う。



2) 商業・業務系土地利用

現況の土地利用において、商業・業務施設が面的あるいは路線的に集積しており、今後も商業地として利用を図っていくべき地区、及び今後新たに商業地としての形成を図る地区、沿道サービスの向上を図るため、今後、沿道立地型施設を中心に誘導すべき地区とする。

中心商業地区

現在、商業地域及び近隣商業地域に指定されている地区を位置付ける。

なお、石動駅南北の商業地については、中心市街地の活性化対策等と併せて各種都市機能の集積を図るとともに、駅南北の連携強化により買い物客の利便性・回遊性の向上を図り、賑わいと活力あふれる商業地の形成を目指す。

また、津沢地区の商業地については、近隣型の商業施設の集積促進及び国道359号、国道471号からのアクセスの向上により活性化に努める。

広域商業拠点地区

東部産業団地を広域商業拠点地区と位置付け、周辺環境との調和を図りながら、広域から多くの人々が訪れる魅力ある商業エリアの形成を図る。

沿道複合地区

現在、準住居地域に指定されている（都）埴生野端線沿線、既に商業施設の立地が進行している（都）千歩島線沿線、国道359号（（都）高木鷹栖線）の南側沿線を位置付ける。

これらの沿道には、既存商店街との役割分担等を考慮しながら、沿道商業・業務、生活サービス機能等の施設立地を誘導し、周辺の住環境と調和する土地利用を促進する。

また、広域商業拠点地区周辺の国道8号沿道については、新たな商業核を活かし、市内外の交流を支えるための商業系土地利用や利便性の高い居住空間の確保などを図る地区として位置付ける。



3) 工業系土地利用

現在、工業施設が集積しており、今後も工業地として利用を図っていくべき地区と、工業団地等として新たに形成すべき地区とする。

また、現状において住宅地と工業地が混在しており、地場産業等の育成を図る必要性が高い地区については、工業地区として位置付けるが、その他の住工混在地区については、住居系または工業系土地利用として純化を図られるよう土地利用を誘導する。

既存工業地区

現在、工業地域に指定されている地区及び小矢部フロンティアパークを位置付ける。また、あいの風とやま鉄道の沿線で福岡 I C へのアクセスが容易である（都）新石動本線の沿線及び（都）高木鷹栖線北側の準工業地域に指定されている地区についても位置付ける。

これらの地区については、今後も周辺の住環境に配慮した工業用地としての土地利用を推進するとともに、周辺住宅地との共生に努める。

また、小矢部フロンティアパークについては、工業・流通業務施設の集積促進により、産業系拠点としての充実を図る。

新規工業地区

小矢部 I C 周辺、小矢部東 I C 周辺をはじめ、既存の工場が立地している国道 359 号沿道を新規工業地区と位置付ける。本地区においては、基盤整備や新たな企業の誘致を促進し、優良農地の保全との調和を図りながら、周辺環境に調和した新たな産業・物流拠点の形成を図る。



4) 農業系土地利用

農業振興地域内で、農地の利用促進と農地の保全を目的とする区域、及び農業振興地域外の優良農地等とする。

田園環境保全地区

砺波平野の水田地帯は、優良な農地が広がっており特徴ある散居村の原風景であることから、田園環境保全地区として位置付け、農業振興地域整備計画の適正な管理により、今後も優良農地の保全を図っていく。

また、散居村を形成している集落地についても田園環境との調和を図りながら、今後とも保全を図っていく。

5) 自然系土地利用

樹林地等、豊かな自然環境として保全すべき区域と大規模な公園緑地、野外スポーツ・レクリエーション施設等として利用する地区とする。

レクリエーション地区

市街地に隣接し、住民にとって身近な憩いの場となっている小矢部河川公園、城山公園については、周辺の小矢部川と丘陵地も含めて整備・保全を図る。

また、身近なやすらぎの場、スポーツ・レクリエーション、交流の場として、小矢部運動公園、綾子河川公園、クロスランドおやべの機能充実を図る。

自然環境保全地区

本市の西側に広がる丘陵地については、稲葉山・宮島峡県定公園、俱利伽羅県定公園等の優れた景勝地を有することから、森林の保全に努め、その自然環境の保全を図る。

小矢部川一帯の緑地については、市街地に隣接する身近な緑地であり、貴重な動植物の生息・生育地にもなっていることから、今後も自然環境の保全を図る。



土地利用方針図



駅南北の連携強化により
利便性・回遊性の向上を図り、賑わいと活力あふれる
商業地を形成

戸建住宅を基本とした
緑豊かな住宅地の形成

周辺環境と調和した
広域から多くの人々が訪れる魅力ある商業
エリアの形成

国道8号沿道につい
ては新たな商業核を
活かした商業系土地
利用を促進

低密度な土地利用を
誘導し、ゆとりある
住宅地を形成

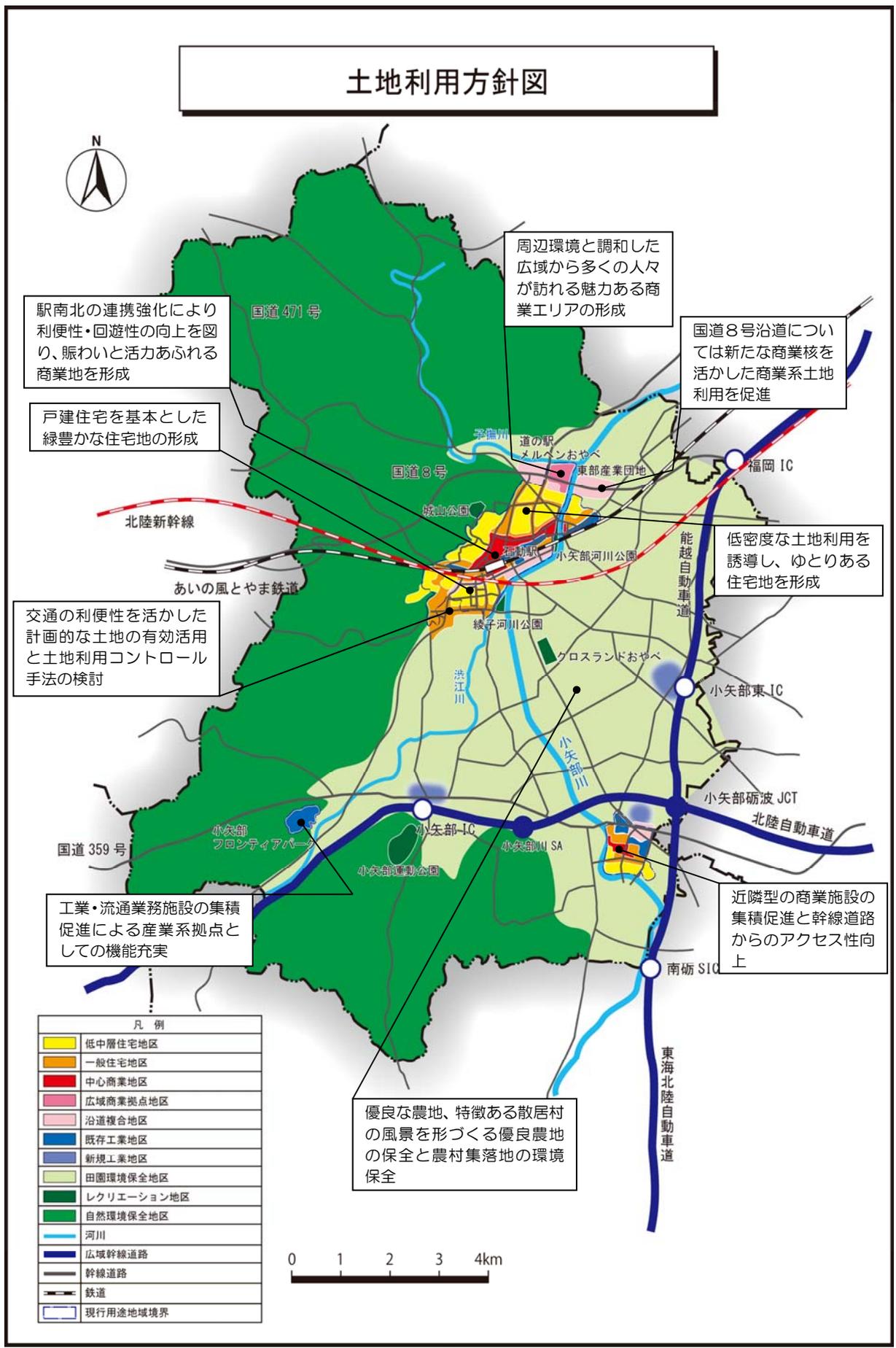
交通の利便性を活かした
計画的な土地の有効活用
と土地利用コントロール
手法の検討

工業・流通業務施設の集積
促進による産業系拠点と
しての機能充実

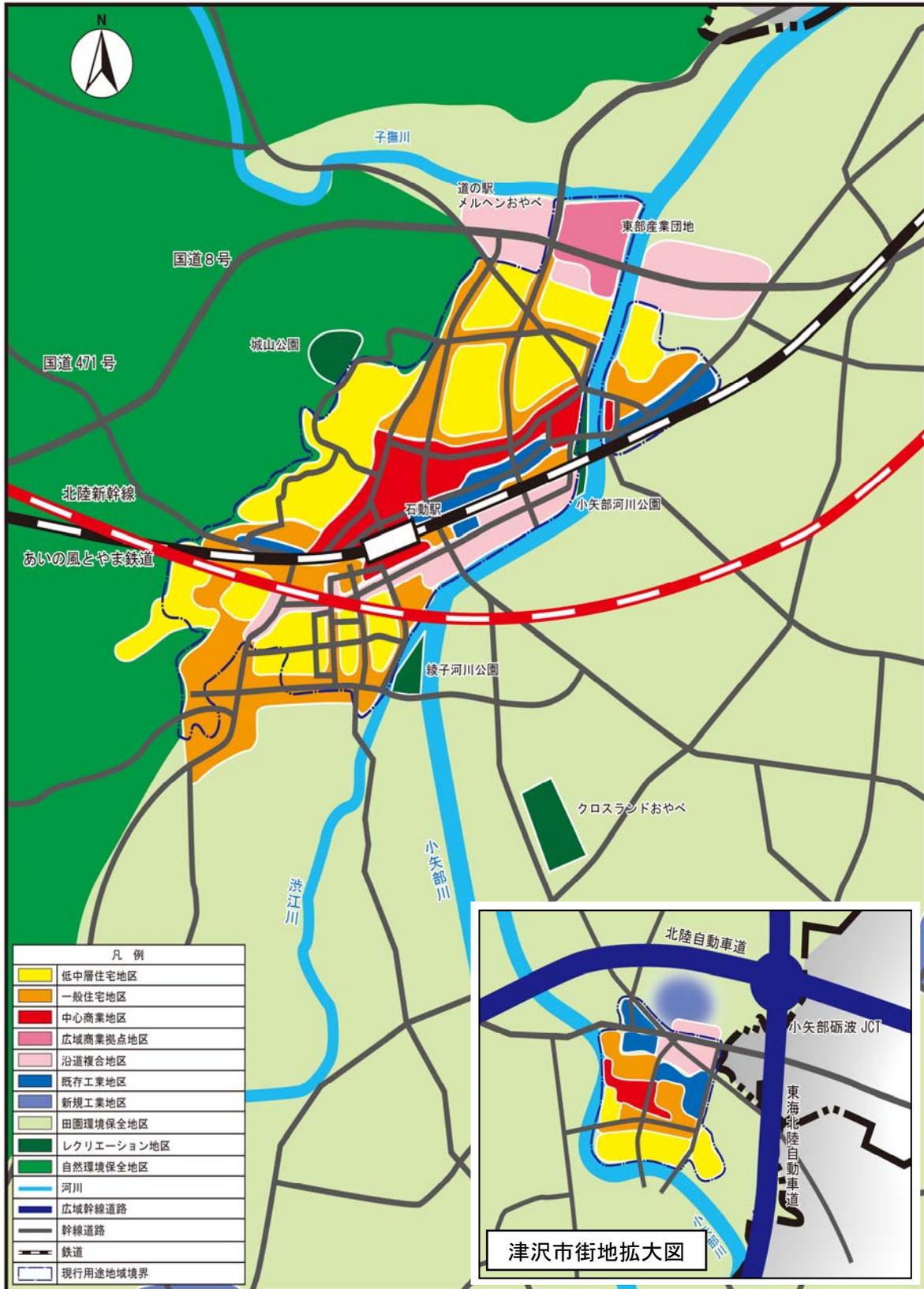
近隣型の商業施設の
集積促進と幹線道路
からのアクセス性向上

優良な農地、特徴ある散居村
の風景を形づくる優良農地
の保全と農村集落地の環境
保全

凡例	
	低中層住宅地区
	一般住宅地区
	中心商業地区
	広域商業拠点地区
	沿道複合地区
	既存工業地区
	新規工業地区
	田園環境保全地区
	レクリエーション地区
	自然環境保全地区
	河川
	広域幹線道路
	幹線道路
	鉄道
	現行用途地域境界



土地利用方針図（市街地拡大版）



0 1 2km

2. 市街地整備の方針

(1) 市街地整備の方針

本市の旧市街地部は、石動駅北側に向けて広がっている地理的条件から、丘陵地との間のわずかなスペースに市街地が形成されており、空閑地が少ないという要因により、周辺集落地や市街地外縁部において小規模開発が進行してきた。

しかし、市街地外縁部では、道路沿線以外は面的に整備されていないため、従来からの農・住・商の機能が混在している状況にあり、市街地環境の改善が必要となっている。

一方、既成市街地では空洞化が進行し、空き地や空き店舗が増えつつあり、これらを有効利用しつつ、居住環境整備等により、快適で暮らしやすい市街地整備を図り、用途地域内の人口集積を高め、活力ある市街地を形成していく必要がある。

また、津沢地区においても市街地活力の創出に向けて、道路体系の整備と合わせた計画的な面整備による市街地の形成を進める必要がある。

以上を踏まえ、市街地整備の方針を次のように設定する。

① 既成市街地（用途地域）の整備方針

1) 石動駅周辺地区の機能強化

石動駅周辺地区において、駅南北自由通路や駅南駐車場等の基盤整備、商業・業務施設、教育施設や福祉施設等の集積等により、本市の玄関口にふさわしい魅力ある生活拠点市街地の形成を図る。

2) 定住化を促進する暮らしやすい居住環境の形成

空き地や空き家等の既存ストックを有効利用しつつ、少子高齢社会に対応したコンパクトな市街地形成を図る。

また、良好な住宅地の創出や狭隘な道路の整備、公園・緑地の確保、都市景観の向上等により、快適で暮らしやすい市街地整備を図り、用途地域内への定住を促進する。

3) 防災性の高い市街地の形成

特に用途が混在している区域や狭隘で古い木造建物が密集している区域については、防災施設の整備状況を考慮した土地利用の誘導等により、防災性の高い市街地の形成を図る。

4) 計画的な市街地の再整備

コンパクトなまちづくりやまちなか定住に向けた利便性と快適性を向上させるため、石動駅を中心とした市街地の再整備を進める区域の設定や都市機能の適正立地に向けた検討を行い、計画的な市街地の再整備を推進する。

5) 用途地域内における低未利用地の有効活用

桜町や西福町など用途地域内においてこれまで土地利用が進んでいない地区については、利便性が高く定住人口確保の受け皿となる良好な市街地の形成を図るため、社会動向や地権者等の意向を勘案しつつ、計画的な面整備に向けた検討を行う。

② 新市街地の整備方針

1) 居住系地区

(都) 第2千歩島線沿道など市街地周辺では、農業的土地利用との調整を図りながら、良好な居住環境を確保しつつ、定住の促進を図るため、計画的な道路網の整備とともに、周辺環境に配慮した住宅地の拡大を推進する。

また、民間による建築行為や開発行為について、関係法令等による指導、助言を行う等により適正な土地利用を促進する。さらに、都市防災機能に配慮した道路、公園、緑地、河川等の整備に努め、安全で快適なまちづくりを推進する。

2) 商業系地区

大型商業施設が立地する東部産業団地周辺において、道路等の基盤整備や商業施設の集積を推進し、周辺環境と調和した魅力ある広域商業拠点の形成を図る。

3) 工業系地区

小矢部IC周辺、小矢部東IC周辺において、工業系・物流系の用途に供する基盤としての整備を推進し、周辺環境に調和した良好な産業団地の形成を図る。

3. 都市施設整備の方針

【 道路・交通施設 】

(1) 基本的な考え方

幹線道路網の整備においては、以下の整備目標に基づき、広域並びに隣接地域への連絡性の強化、市域における円滑な交通ネットワークの構築、安全な歩行者空間の確保、災害に強い道づくりのほか、誰もが利用できる公共交通機能の充足など、機能面や安全面の向上に資する交通体系の整備・充実を目指す。

- 快適で円滑な道路網の形成
- 人にやさしく災害に強い道路ネットワークの形成
- 産業、交流を促すネットワークの充実
- 誰もが安心して利用できる利便性の高い公共交通の充実

(2) 道路整備の基本方針

① 近隣都市間や市街地内の連絡性を強化する道路の整備・充実

高速道路へのアクセス性の向上や近隣都市間との連携強化、市街地間の連絡性の向上を図るため、国道8号の4車線化などの整備促進、(都)社内上野本線を始めとした県道の整備等を促進するほか、災害対応の骨格を含めて市街地内外を結ぶ将来道路ネットワークを構築するため、環状・放射機能を構成する構想路線を、長期的な事業熟度の高まりに応じて延伸検討を行う。

② 人にやさしい道づくり

市街地部で長期にわたり未着手となっている都市計画道路については、事業の実現性などを踏まえた必要性の再検証を行うとともに、併せて市民の生活に密着した生活道路などの狭隘区間の解消や歩道のバリアフリー化促進など、道路空間の安全性・快適性の向上を図る。

③ 災害に強い道づくり

老朽化した道路ストックの点検及び修繕等を推進するとともに、除雪体制の充実や消雪施設の整備充実等により、災害に強い道づくりを推進する。

④ 公共交通の利便性向上

石動駅において、南北自由通路や駅南広場、駅南駐車場等の整備を推進し、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。

さらに、路線バスの利用促進を図り、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。

⑤ 道路維持管理の充実、橋梁の長寿命化

道路の維持管理体制の充実を図る。また、案内標識や道路照明灯など、交通安全施設の整備を推進する。

さらに、橋梁の長寿命化を図り、維持管理及び安全性向上に努める。

(3) 道路配置方針

① 広域幹線道路

本市には、東西方向・南北方向に高速交通に対応した高規格道路が通っており、広域的な交流・物流を支えるネットワークが構築されている。こうした北陸自動車道、東海北陸自動車道、能越自動車道を広域幹線道路として位置付け、4車線化等の整備促進を図る。

② 主要幹線道路

主要幹線道路は、国道8号（（都）国道8号バイパス線）、国道359号（（都）高木鷹栖線）、国道471号（（都）新石動本線）を位置付ける。これらの道路は、主要な拠点や隣接都市等を結び、都市の骨格形成にとって重要な道路であることから、国・県と連携を図る。

特に大型商業施設が立地する東部産業団地周辺については、今後の交通量の増大が見込まれることから、国道8号の4車線化を促進する。

③ 幹線道路

幹線道路は主要幹線道路を補完する道路であり、道路が石動市街地を中心に放射状に伸びる本市の特徴を踏まえ、主要地方道や広幅員の都市計画道路等を位置付ける。東西方向に（主）富山戸出小矢部線、（主）坪野小矢部線、（主）砺波小矢部線を、南北方向に（主）小矢部伏木港線、（主）福光福岡線、（主）小矢部福光線、（主）小矢部津幡線を配置し、広域的な都市間連携の強化を図る。

既成市街地においては、その東西を貫く（都）社内上野本線等の整備促進により、安全で円滑な交通ネットワークの構築を図る。

また、小矢部川渡河部の交通混雑緩和・石動市街地南側のバイパス機能強化を図り、市街地の外郭及び都市の骨格、並びに災害対応の骨格を構成する構想路線として（都）寄島西中野線及び（都）第2千歩島線について都市計画道路の延伸などを含め、長期的な事業熟度の高まりに応じて検討を進める。

石動市街地のあいの風とやま鉄道北側においては、鉄道南側と国道8号を連絡する（都）寄島西中野線の整備を促進し、北側から市街地へ集散する交通の円滑化を図るとともに、これを軸として（都）桜町西福町線を配置することにより、周辺の良い市街地の形成に努める。また南側では、石動駅へのアクセス道路である（都）駅南本線や市街地の外郭を構成する（都）第2千歩島線の整備を推進するほか、市街地南北の一体利用を図るため（都）駅南中央線などの整備を推進する。



④ その他の幹線道路

その他の幹線道路として、石動市街地から放射状に伸びる主要幹線道路及び幹線道路を連絡する路線と、一般県道を位置付ける。

津沢市街地においては、市街地の骨格を形成する幹線道路として（都）蓑輪清沢線、（都）水島鴨島線、（都）鴨嶋清沢線、（都）蓑輪線を配置し、計画的な市街地形成を誘導する。

また、市道など市民の生活に密着した生活道路については、沿道の土地利用との整合を図りつつ、緊急性の高い箇所から優先的に整備を進めるとともに、狭隘道路の拡幅など、安全に配慮した道路網の整備を推進する。

なお、都市計画決定から長期未着手となっている都市計画道路については、都市計画決定当時と比べて社会経済情勢が大きく変化していることを踏まえ、今後、都市計画道路の見直しを実施し、適正な都市計画道路網の形成を図る。

（４）公共交通の整備方針

公共交通の利便性を高めるため、（都）駅南本線と併せた石動駅南広場の整備を進めるとともに、パーク&ライド等に対応した駐車場の整備や南北自由通路、駐輪場等の整備など、交通結節点としての機能向上に努める。

また、市民の身近な交通手段として市営バスの運行経路・ダイヤ充実やサービス向上に向けた検討を行うとともに、高速路線バスとの接続による利便性の高い公共交通網の構築を進める。さらに、市民に対する公共交通利用に向けた広報・啓発活動を実施し、利便性の高い公共交通環境の維持に努める。



4車線化された国道8号

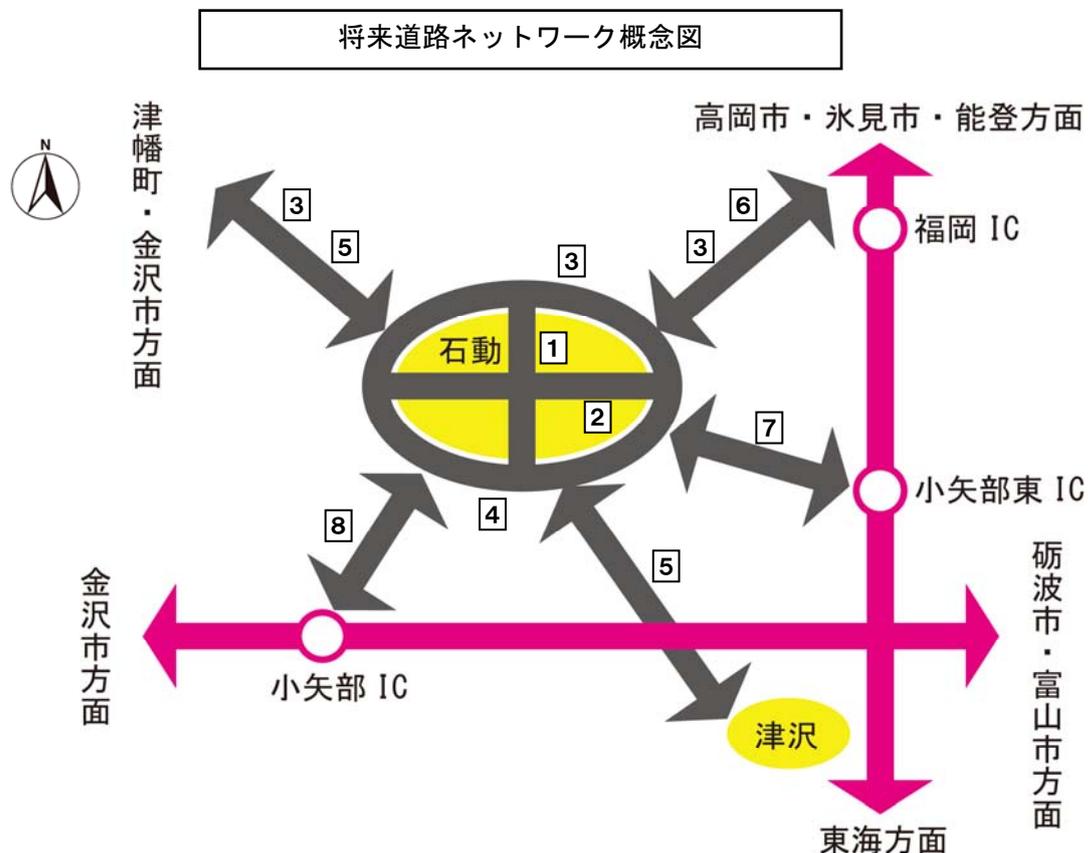
■将来道路ネットワークの構築概念

小矢部市は東西方向、南北方向に広域幹線道路となる北陸自動車道・能越自動車道・東海北陸自動車道が通っており、これらのICから石動市街地へのネットワークは国道や県道を中心に放射状に配置されている。また、石動市街地と津沢市街地を結ぶネットワーク、小矢部市と市外を結ぶネットワークも国道や県道を中心に放射状に配置されている。

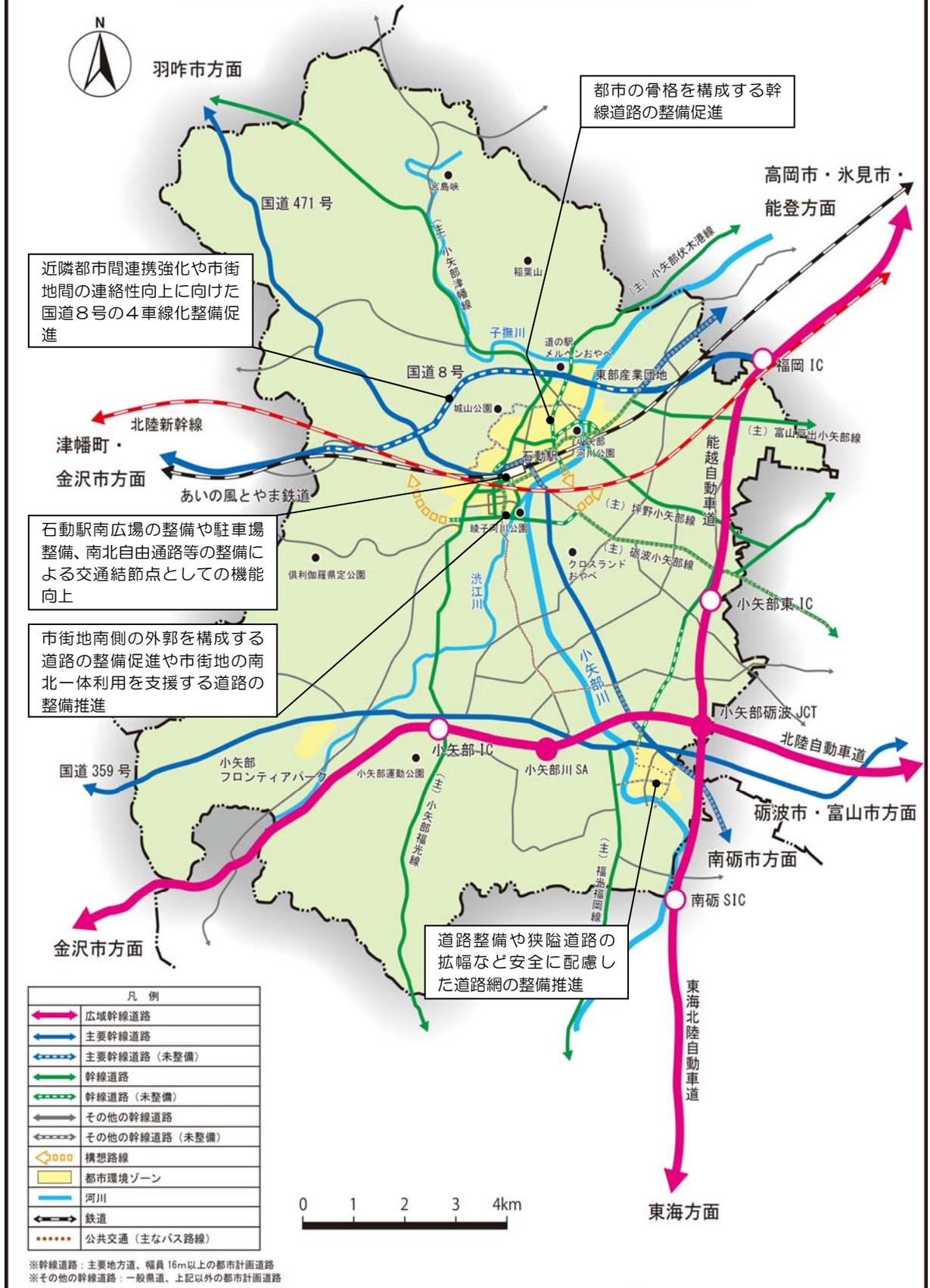
これらの放射状ネットワークを連結し、円滑な交通処理を図るためには石動市街地の外郭を構成する環状ネットワークと市街地内を東西方向、南北方向に結ぶネットワークの構築が必要となる。このため、長期的にネットワークを構築するため、地域住民及び関係者と協議し検討を進めるものとする。

<将来道路ネットワーク構成路線>

- ◆市街地南北骨格道路：①（都）寄島西中野線
- ◆市街地東西骨格道路：②（都）新石動本線【国道471号、（主）小矢部福光線】
- ◆北側環状道路：③国道8号
- ◆南側環状道路：④（都）第2千歩島線
- ◆津幡町・金沢市方面放射道路：③国道8号、⑤国道471号
- ◆高岡市・氷見市方面放射道路：③国道8号、⑥（主）小矢部伏木港線
- ◆小矢部東IC方面放射道路：⑦（主）砺波小矢部線
- ◆津沢方面放射道路：⑤国道471号
- ◆小矢部IC方面放射道路：⑧（主）小矢部福光線



道路整備方針図



羽咋市方面

都市の骨格を構成する幹線道路の整備促進

近隣都市間連携強化や市街地間の連絡性向上に向けた国道8号の4車線化整備促進

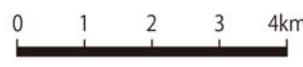
高岡市・氷見市・能登方面

石動駅南広場の整備や駐車場整備、南北自由通路等の整備による交通結節点としての機能向上

市街地南側の外郭を構成する道路の整備促進や市街地の南北一体利用を支援する道路の整備推進

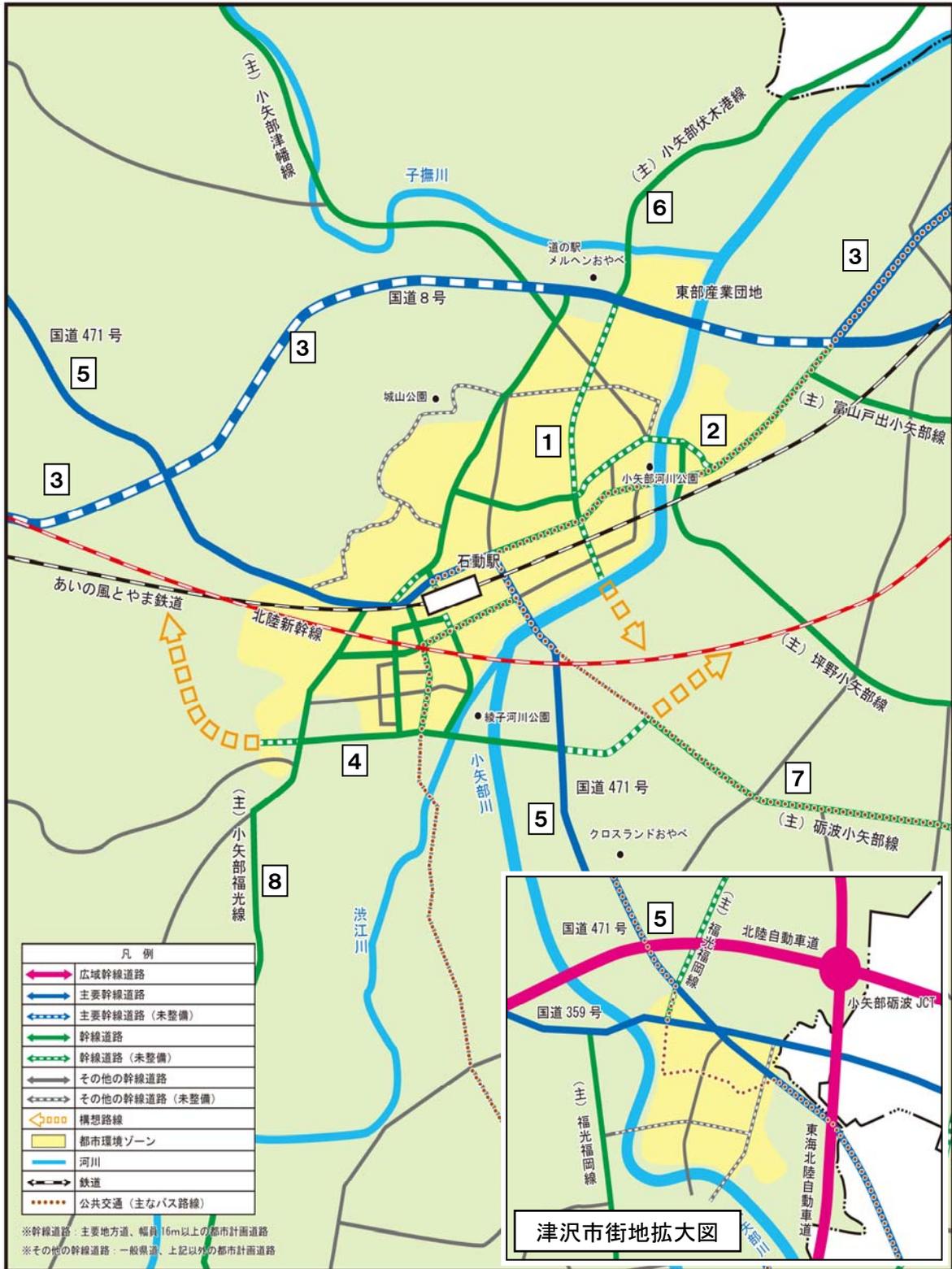
道路整備や狭隘道路の拡幅など安全に配慮した道路網の整備推進

凡例	
	広域幹線道路
	主要幹線道路
	主要幹線道路(未整備)
	幹線道路
	幹線道路(未整備)
	その他の幹線道路
	その他の幹線道路(未整備)
	構想路線
	都市環境ゾーン
	河川
	鉄道
	公共交通(主なバス路線)



※幹線道路：主要地方道、幅員16m以上の都市計画道路
 ※その他の幹線道路：一般県道、上記以外の都市計画道路

道路整備方針図（市街地拡大版）



※図中の番号は p81 の将来道路ネットワーク構成路線の番号を指す

【公園・緑地】

(1) 公園・緑地整備の基本方針

① 自然豊かな公園や拠点施設の機能強化

稲葉山・宮島峡県定公園及び俱利伽羅県定公園については、恵まれた自然環境の保全を図り、小矢部運動公園及び綾子河川公園、クロスランドおやべについては、スポーツ・レクリエーション拠点として機能充実を図る。

② 適切な公園配置の整備の推進

土地利用の状況や公園の利用範囲等を考慮しながら、住区基幹公園や都市基幹公園等、公園・緑地の適切な配置に努める。

特に、子どもや高齢者が身近で安全に楽しめる公園や災害時の避難場所としての防災機能を備えた公園づくりを推進する。

③ 市街地における緑化の推進

市街地内の緑は、住民の生活にゆとりとうるおいを与えるだけでなく、公害の防止や災害の低減、災害時の避難場所など多様な機能を有していることから、空き地等を活用したポケットパーク及び緑地の整備や公共施設の緑化等を推進し、緑豊かな空間の創出を図る。

④ 既存公園等の適正な維持管理

既存公園の中には施設・設備の老朽化が進んでいるものもあることから、計画的な整備・修繕を行うことで公園施設の長寿命化を図る。

また、公園管理や美化活動への市民参画を推進し、市民と行政の協働による安全かつ快適に利用できる公園づくりを推進する。



小矢部運動公園



城山公園

(2) 公園・緑地の配置方針

公園や緑地が持つ環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4つの系統の観点を総合し、次のように公園・緑地を配置する。

① 自然・歴史的資源の保全・活用

- 稲葉山・宮島峡県定公園はすぐれた自然環境として保全するとともに、広域的なレクリエーションに対応した「自然ふれあいエリア」の形成を図る。
- 俱利伽羅県定公園は豊かな自然資源に加え、貴重な歴史的資源が集積する地区として保全するとともに、城跡や社寺など地域の歴史を残す資源を活かし、広域的なレクリエーションに対応した「歴史探訪エリア」の形成を図る。
- 小矢部川をはじめとする河川等は保全とともに、石動地区と津沢地区の市街地をつなぐネットワークの形成にも配慮しながら、親水空間としての活用を図る。
- 小矢部市独特の「散居村」を形成している市平野部の水田地帯は多くの優良農地を有しており、今後とも保全に努める。
- 社寺境内地や樹林地等には指定文化財と一体となって景観を形成しているものが多く、今後とも保全を図る。
- 南部丘陵一帯の自然環境については、「スポーツ・レクリエーションエリア」としての活用を図る。
- 市街地内及び隣接部の緑地は、住民の生活にゆとりとうるおいを与えるだけでなく、都市防災や景観形成、環境保全上も重要な役割を果たすため、現存する緑地の保全を図る。

② 都市公園等の整備

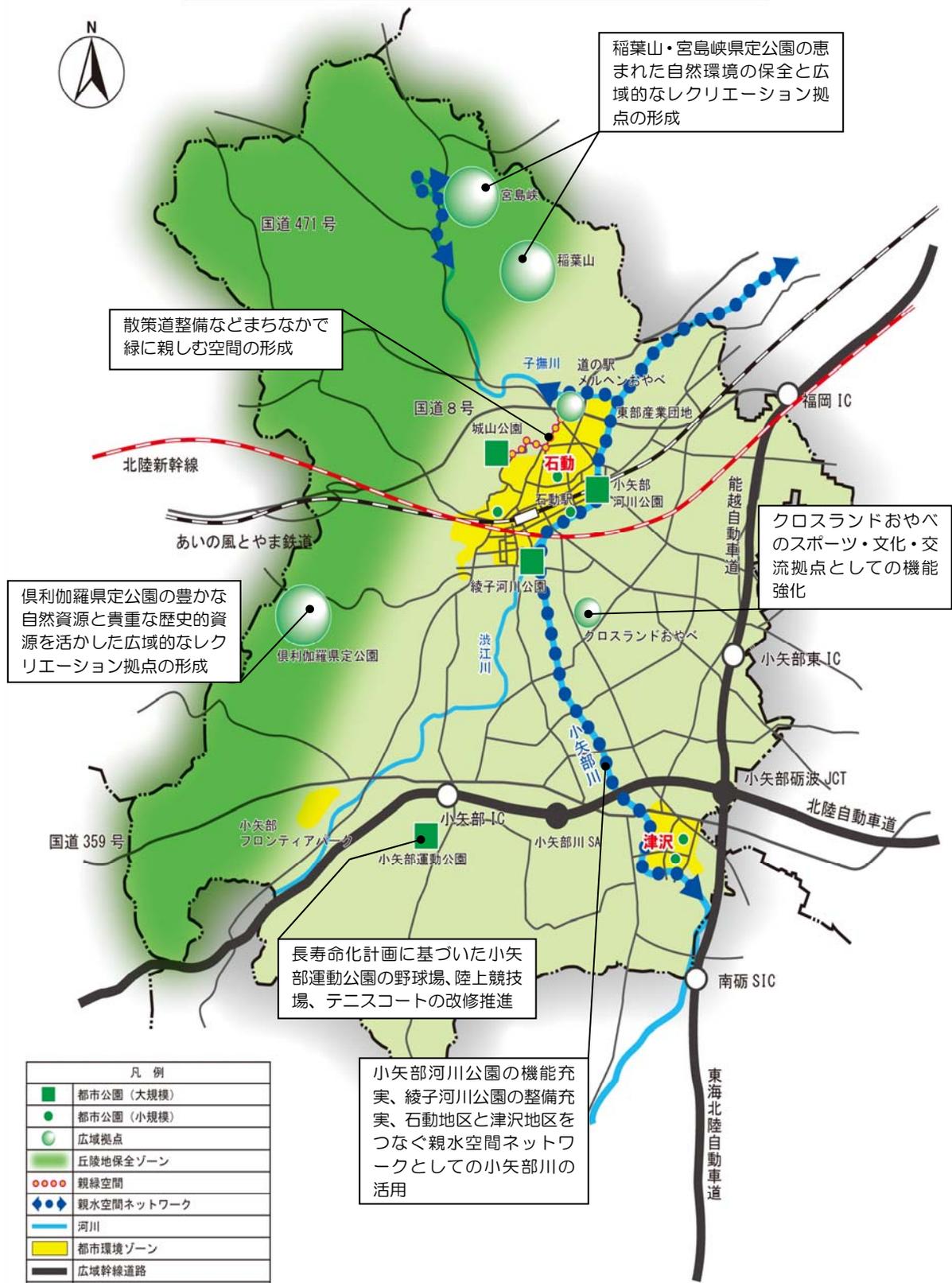
- 城山公園、小矢部運動公園等の既設の公園施設については、公園施設の長寿命化を図り、安全で安心して利用できる公園の提供に努める。特に小矢部運動公園については、長寿命化計画に基づき、野球場、陸上競技場、テニスコートの改修を推進する。
- 市民が小矢部川と身近に憩い集える空間として小矢部河川公園の機能充実を図るほか、綾子河川公園の整備充実を進める。
- クロスランドおやべについては、小矢部市の文化・交流拠点としての機能を強化する。
- その他石動市街地や津沢市街地における住区基幹公園は、将来人口や誘致距離等を考慮し、適正に配置する。
- 地区公園や近隣公園、街区公園などの住区基幹公園は災害時における身近な避難場所となることから、備蓄倉庫の設置や防火水槽の設置等の検討など防災機能の強化を図る。

③ 緑のネットワークの形成

- 自然環境の核をなす緑地である稲葉山・宮島峡県定公園と俱利伽羅県定公園など、様々な自然交流拠点間のネットワーク化を進め、本市を特徴づける緑のネットワーク空間を創出する。
- まちなかでの緑のネットワークの形成に向けて、国道8号から城山公園への散策道など緑に親しむ空間の形成に努める。



公園緑地整備方針図



凡 例	
	都市公園（大規模）
	都市公園（小規模）
	広域拠点
	丘陵地保全ゾーン
	親緑空間
	親水空間ネットワーク
	河川
	都市環境ゾーン
	広域幹線道路
	幹線道路
	鉄道



【 その他都市施設 】

(1) 下水道・河川の整備方針

下水道の整備は、汚水対策と雨水対策とに分けられる。

汚水対策については、計画的な公共下水道整備や合併処理浄化槽の普及促進など、市街地や農山村など、その地域の特性に応じた効率的な整備手法を選択し、計画的に整備を図る。

また、下水道管等の老朽化が進む中、今後とも計画的で低コストの維持管理を進めるため、下水道施設の長寿命化、耐震化対策を計画的に推進する。

雨水対策については、市街化の進展等の把握や計画諸条件の見直し等を考慮し、計画的かつ円滑な排除を図り、浸水被害の防止に努める。

河川については、浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する必要がある、河川改修の整備推進や水門管理体制及び水防活動体制等の強化を図る。

また、小矢部川等においては、地域の暮らしや歴史・文化性との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。

(2) ごみ処理施設の整備方針

本市において排出されるごみは年々増加傾向にあることから、市民によるごみの減量、リサイクル活動を一層推進するとともに、ごみ処理においては高岡広域エコ・クリーンセンターでの可燃ごみ焼却をはじめ、広域的に連携した整備を図る。

最終処分場については、搬入廃棄物の減容化・適正管理に努め、長寿命化を図る。

(3) し尿処理施設の整備方針

公共下水道、農業集落排水の維持に努めながら、合併処理浄化槽の普及促進等により、全戸の水洗化をめざし、引き続き衛生的な収集、処理体制の確保を図る。

(4) 斎場・霊園の整備方針

斎場については、今後とも市営斎場の維持・管理に努め、長寿命化を図る。

4. 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

(1) 自然環境保全の方針

本市は、山林や農地が市域の大半を占め、なかでも倶利伽羅と稲葉山・宮島峡の2地区が県定公園に指定され、また、平野部の水田地帯は独特の散居村を形成するなど、非常に恵まれた自然環境を有している。

しかし一方で、市街地内においては、社寺境内林のほかにまとまった緑が少ない。現存する自然環境については、次の方針に基づき保全を図っていく。

- 稲葉山・宮島峡県定公園は、本市の代表的な山である稲葉山をはじめ、県指定天然記念物「宮島峡一の滝とおうけつ群」、子撫川ダムなど、すぐれた自然環境を有しており、今後とも保全を図る。
- 倶利伽羅県定公園は、源平古戦場跡や国指定重要文化財「埴生護国八幡宮」など、本市の歴史的資源が豊富に残されており、今後とも保全を図る。
- 市域中央部を縦断する小矢部川は、多くの動植物の生息・生育地となっていることから、優れた自然環境の保全を図る。
- 本市の散居村は、歴史的資産として後世に伝えていくことが望まれているため、無秩序な宅地化の抑制、散居村の景観に配慮した建築の誘導等によって保全を図る。
- 小矢部運動公園やクロスランドおやべなど、大規模な施設緑地については、拠点的機能の維持保全を図る。
- 市域間のネットワーク軸として、小矢部川、渋江川の保全整備を進める。
- 快適な生活環境に資する緑地として、都市公園、社寺境内地、樹林地、河川等の保全を図る。



一の滝

(2) 都市環境形成の方針

都市環境の整備にあたっては、本市の特性を活かしつつ、快適で暮らしやすく住み続けられる都市環境の形成を図る。

また、豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、環境負荷の少ない循環型まちづくりを推進する。

- 本市の顔・玄関口となる石動駅周辺地区については、シンボリックな景観整備や人が集う賑わいのある空間づくりを推進する。
- 市街地内の都市基盤が未整備な地区については、土地区画整理事業等の面整備を進め、土地利用の促進を図る。
- 新たな市街地開発を行う地区については、十分な緑地の確保や周辺環境との調和に配慮した整備を行うなど、良好な都市環境の創出を目指す。
- 市街地やその周辺においては、騒音や振動、大気汚染等の都市環境負荷の低減を進める。特に幹線道路において、植栽等のうるおいのある沿道空間の形成に努める。
- 公共下水道等の早期整備により、河川・水路等の水質保全を図る。
- 恵まれた自然的・歴史的資源の保全とともに、レクリエーションの場等としての活用を図る。
- 高齢者、身体障害者、子ども等を含め、全ての市民が安心して生活できるよう、道路、公園や交通施設、公共建築物等において、バリアフリーの推進やユニバーサルデザインの導入を図る。
- 一般廃棄物の減量化・再資源化の一層の推進や市民によるリサイクル活動の更なる展開を推進する。また、自然エネルギー等の活用推進や道路照明灯・防犯灯のLED照明への更新等の推進により、資源循環型まちの実現を目指す。
- 身近な地域の公園や道路、河川・水路の清掃活動など、市民による自主的な環境美化活動の取り組みを推進し、きれいで住みよいまちの実現に努める。



石動駅南土地区画整理事業



5. 都市景観形成の方針

(1) 都市景観形成の基本的な考え方

市街地を取り囲む山々の緑や散居村、メルヘン風の公共建築物など、本市の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、自然環境と歴史的資源が融和したうまいのある都市景観の形成を目指す。

また、区域内に点在する歴史・文化資源の保全を図るとともに、市民と一体となって新たな景観の創造や美しくうまいのある景観づくりを推進する。

(2) 都市景観形成の方針

【自然景観】

① 緑豊かな自然の保全育成

豊富な自然的緑地景観の保全と育成に努めるとともに、市の周囲を囲む山地のスカイライン（＝空との境界線）の保全や四季感のある山地景観の創出と育成に努める。

② 宮島峡を代表とする谷地景観の保全育成

特徴的で美しい景観を有する宮島峡については、シークエンス（＝連続性）の誘導や谷地の自然的景観の保全と育成に努める。

また、こうしたシークエンスを紹介する解説板やサインの設置など来訪者に対する景観への意識付け等の取り組みを検討する。

③ 水辺景観の保全育成

本市の中央を流れる小矢部川や渋江川、子撫川などの良好な水辺景観の保全に努めるとともに、市民が水辺景観を享受できる親水環境の整備に努める。

④ 田園景観の保全育成

本市の田園地帯は、特徴的な散居村の景観が広がっており、散居村にみられる屋敷林の保全に努めるとともに、農村集落の維持を図り、都市との交流を促す田園景観の保全と育成に努める。



メルヘン建築(石動中学校)

【都市景観】

① 賑わいを演出する都市景観の形成

石動駅周辺における本市の顔にふさわしい魅力ある都市景観の形成を図るとともに、公共建築物、道路や橋梁等の整備、河川改修等において、周辺環境と調和した意匠・形態や色彩等に配慮した景観整備に努める。

商店街などについては、市の賑わいと活力を演出する商業環境の景観形成に努める。

住宅地については、各家庭の周辺やまちなかの低未利用地等を活用した花と緑のまちづくりなど住民が主体となった景観づくりを推進する。

本市の特徴的な建築景観として、今後とも近代建築と“メルヘン建築”との融合や保全を図り、新たな景観資源としての情報発信に努める。

高速道路のIC周辺は、本市への玄関口となることから、エントランス景観の形成に努める。

② 沿道景観の形成

国道8号沿道については、屋外広告物の秩序ある規制・誘導や建築物等の色彩・形態規制などにより、賑わいと秩序ある沿道景観の形成に向けたルールづくりに努める。

また、国道8号から市街地へ至る幹線道路については、市街地へのもてなし回廊として、来訪者をまちなかに誘うにふさわしい沿道景観の形成に努める。

③ 工業団地景観の創出

本市に点在する工業団地や企業群は、街路樹の植栽や、できる限り敷地周囲の緑化を図るなど丘陵地や田園景観との調和への配慮に努める。

【歴史・文化的景観】

① 古来の佇まいを感じさせる歴史的景観の保全

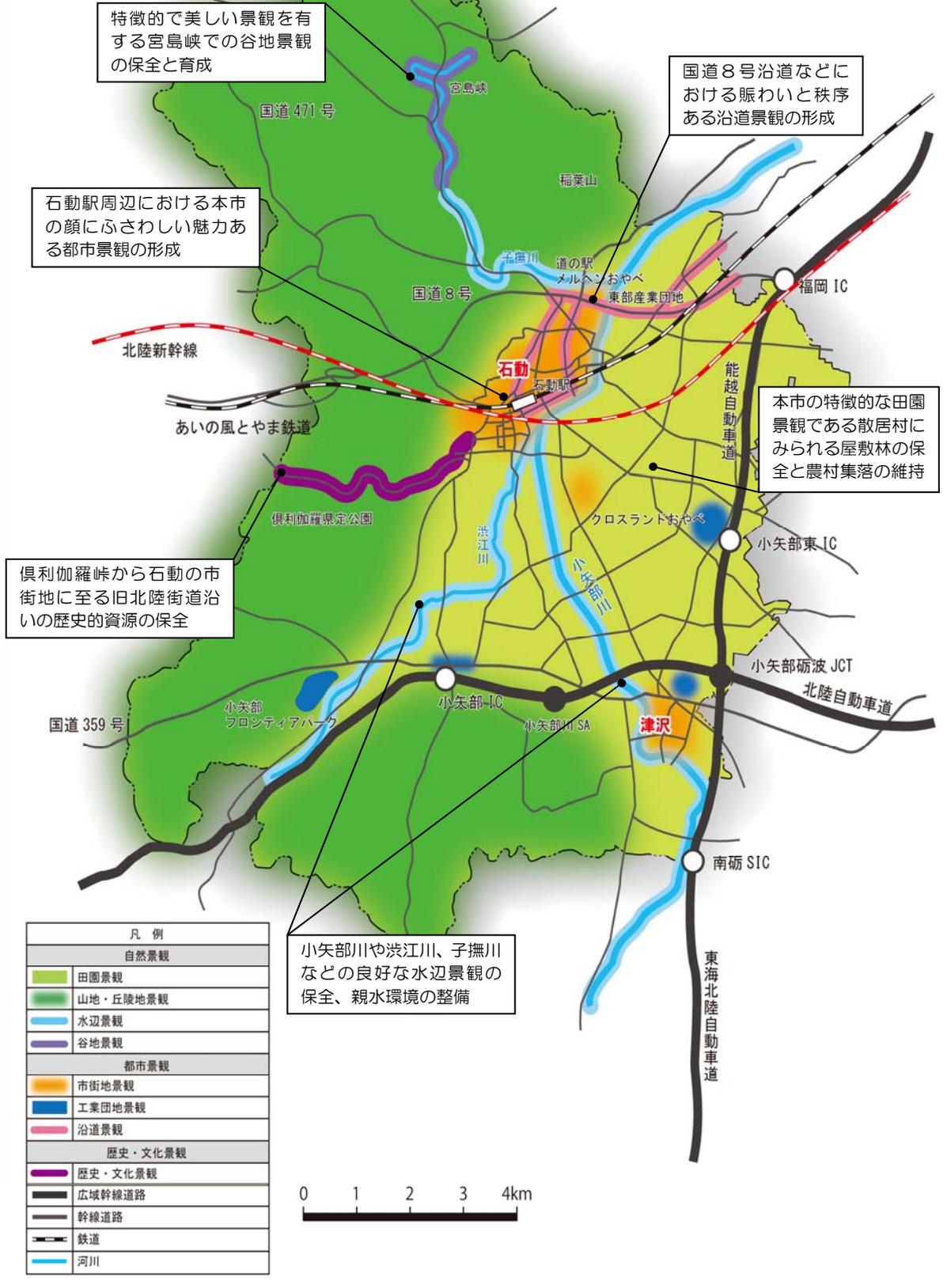
市街地中心部から倶利伽羅峠に至る旧北陸街道沿いには、歴史的な資源が多く存在しており、今後とも歴史国道としての景観の保全に努める。

また、既成市街地等に点在する宿場町として栄えた歴史的・文化的な建築物や一里塚等の保全に努める。



源義仲騎馬像

都市景観形成方針図



特徴的で美しい景観を有する宮島峡での谷地景観の保全と育成

国道8号沿道などにおける賑わいと秩序ある沿道景観の形成

石動駅周辺における本市の顔にふさわしい魅力ある都市景観の形成

本市の特徴的な田園景観である散居村にみられる屋敷林の保全と農村集落の維持

俱利伽羅峠から石動の市街地に至る旧北陸街道沿いの歴史的資源の保全

小矢部川や渋江川、子撫川などの良好な水辺景観の保全、親水環境の整備

凡例	
自然景観	
	田園景観
	山地・丘陵地景観
	水辺景観
	谷地景観
都市景観	
	市街地景観
	工業団地景観
	沿道景観
歴史・文化景観	
	歴史・文化景観
	広域幹線道路
	幹線道路
	鉄道
	河川



6. 都市防災の方針

(1) 都市防災に関する基本的な考え方

本市において予想される災害は、火災や風水害、土砂災害、地震災害、雪害等が考えられる。こうした災害に備えて、災害防止対策や建築物、ライフライン等の安全確保を進め、防災拠点の機能強化を図る。

また、災害時の一時避難場所となる公園・緑地の確保やオープンスペースの整備を図る。

(2) 都市防災の方針

① 災害に強い安心・安全なまちづくり

木造住宅密集市街地の解消、建築物や公共施設の耐震化、公園・緑地の整備、防災備蓄倉庫等の整備拡充、河川改修等により、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進する。

② 道路及び橋梁の防災対策の推進

災害時の交通確保（避難路、物資の輸送路等）のため、道路改良をはじめ、冠水想定箇所を整備、橋梁補修等の道路整備を関係機関とともに計画的に進める。

③ 公共土木施設（道路・橋梁等）や建築物の耐震性の強化

道路・橋梁、上下水道、電気、電話等のライフラインの耐震化促進や公共建築物、一般建築物等の耐震性向上を図る。

また、主要道路におけるトンネルや道路付帯施設等の落下防止に向けた定期的な点検の実施を励行する。

④ 公園・緑地、緑道等の整備

公園・緑地、緑道の整備を推進し、災害時の避難場所・避難路の確保、緊急活動の円滑化、地震火災時の延焼防止等を図る。

⑤ 河川、用排水路の防災対策の推進

河川の改修、用排水路・公共下水道（雨水）の整備等により、台風・大雨による浸水の予防を図る。

⑥ 樹林地や水田、斜面樹林等の保全

保水・遊水機能を有する樹林地や水田、地滑りや崖崩れ防止のための斜面樹林等の保全に努める。

⑦ 浸水対策の推進

新たな宅地造成においては、調整池や一時貯留施設の設置を図るとともに、既存市街地等においても、雨水の浸透や一時貯留等流出抑制を図る。

⑧ 消防水利の充実

迅速な消火活動や地域防災力の向上を図るため、防火水槽の整備充実や消火活動のための設備確保を推進する。

⑨ 雪害対策の推進

雪害に対しては、消雪工施設のリフレッシュ事業の推進や除排雪施設の充実等の対策を推進する。

また、市民と行政が一体となり、雪に強いまちづくりを推進する。

⑩ 防災情報の普及

市で作成している防災マップの市民への情報周知徹底を行うとともに、災害時において迅速・適切な行動がとれるよう市民自らが日常的な防災訓練を促すなど、安心・安全に向けた官民協働の取り組みを推進する。



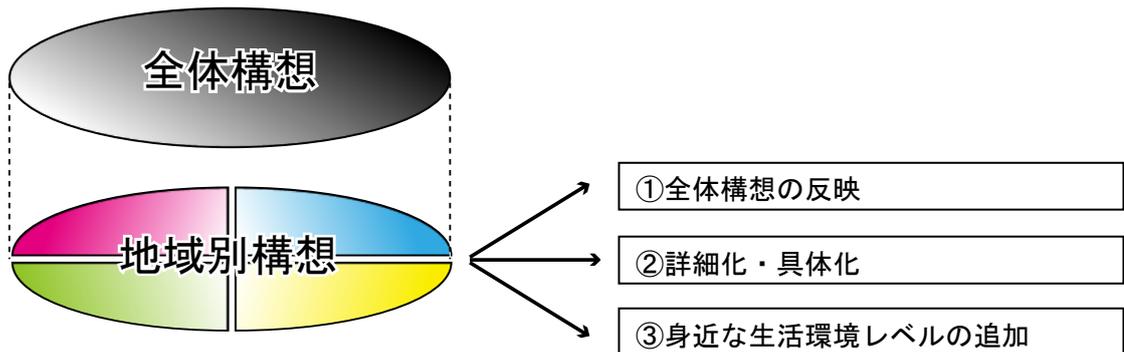
市総合防災訓練

第7章 地域別構想

1. 地域区分の設定

(1) 地域別構想とは

地域別構想は、全体構想を具体化するとともに、実現に向けた方策として、地域の特性を踏まえた計画を策定し、まちづくりを推進する指針となるものである。



(2) 地域区分

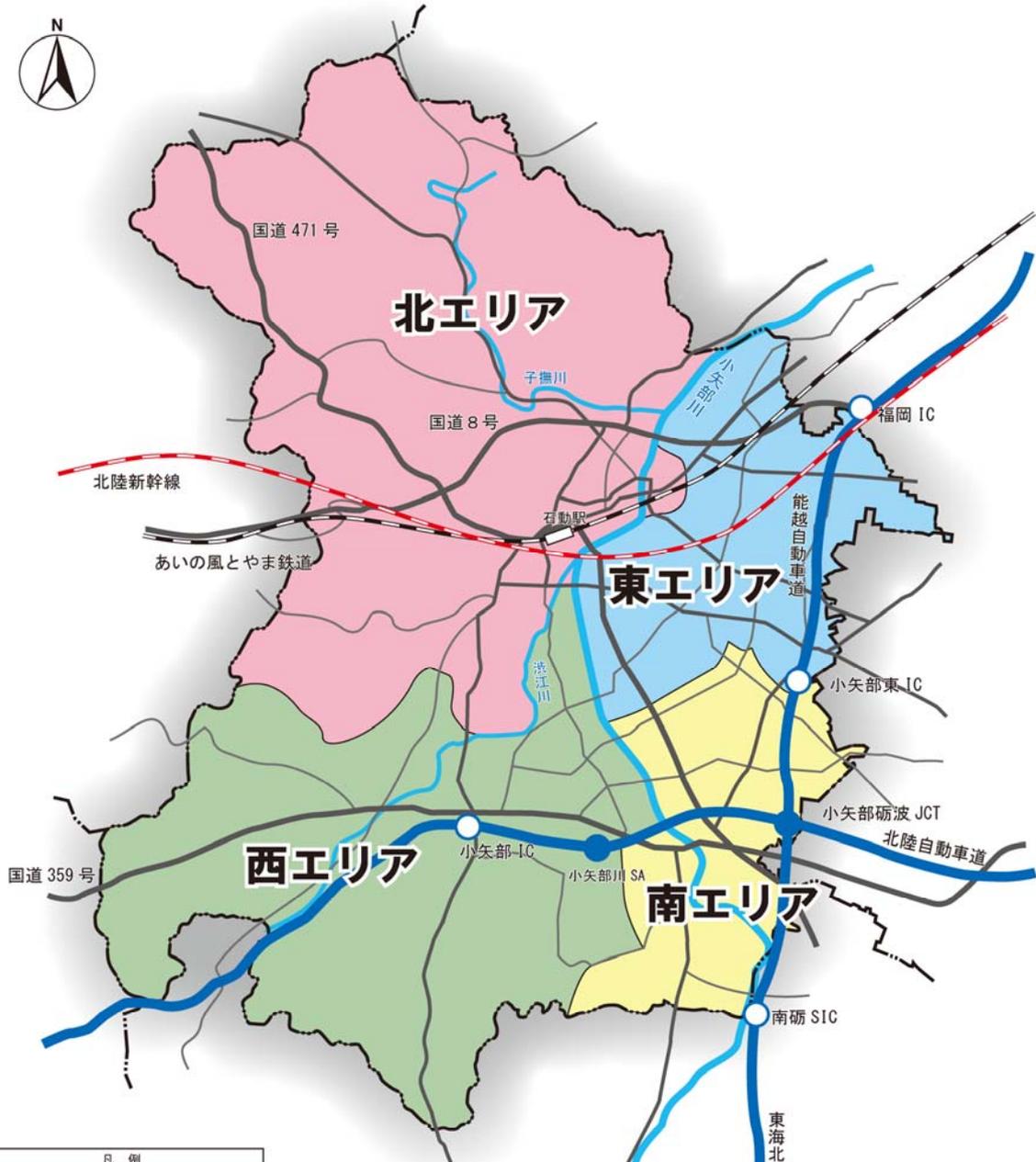
地域区分については、これまでの市の変遷や地域の成り立ちを踏まえつつ、市民活動などまとまりあるコミュニティ単位を基本とし、以下の4エリアに区分する。

地域区分	地域内地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)
北エリア	石動、南谷、 埴生、子撫、 宮島	13,647	4,679
東エリア	松沢、正得、 荒川、若林	7,933	2,421
西エリア	北蟹谷、東蟹谷、 藪波	4,882	1,460
南エリア	津沢、水島、 南部	5,207	1,542

(人口、世帯数は平成25年12月現在のもの)

地域区分図は次頁に示す通りである。

地域区分図



凡例	
	広域幹線道路
	幹線道路
	鉄道
	河川



2. 地域別まちづくりの方針

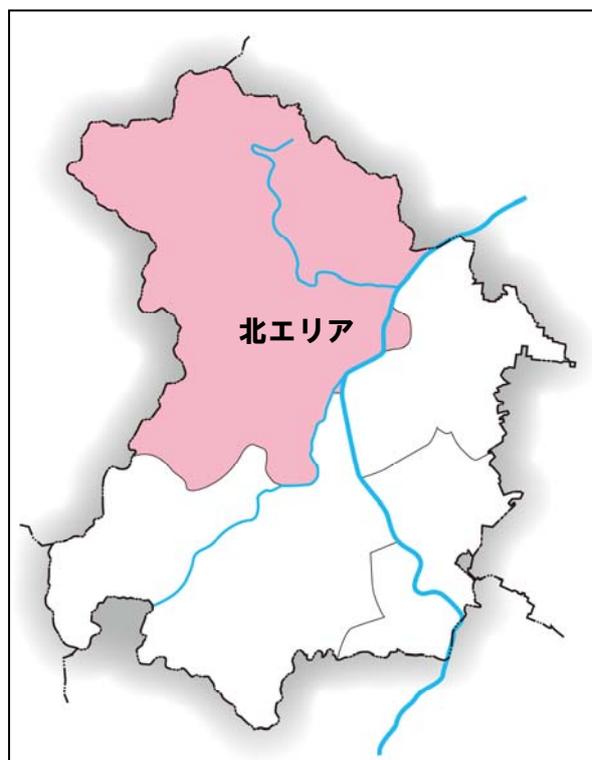
北エリア

(1) エリアの概況

① 位置・概況

北エリアは、石動市街地と北部山間部からなるエリアである。エリア内にはあいの風とやま鉄道が通過し、石動駅が立地するほか、区域中央を国道8号が東西に横断しており、沿道付近には道の駅や桜町JOMONパーク、東部産業団地等が立地する。

また、稲葉山、宮島峡等の豊かな自然と四万石城下町の歴史・文化が共存し、市の玄関口となるエリアである。

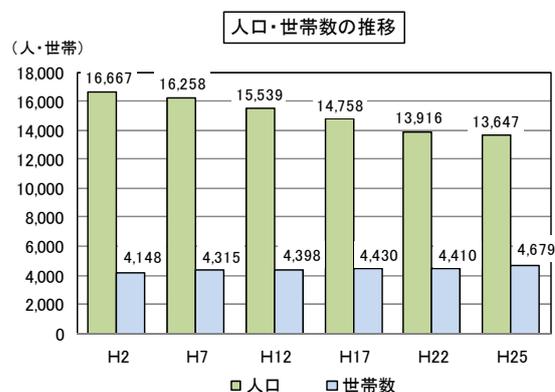


② 人口・世帯数

【人口世帯数の動向】

平成25年12月末現在の本エリアの人口は13,647人、世帯数は4,679世帯で、市全体に占める割合は、人口が約43%、世帯数が約46%となっている。

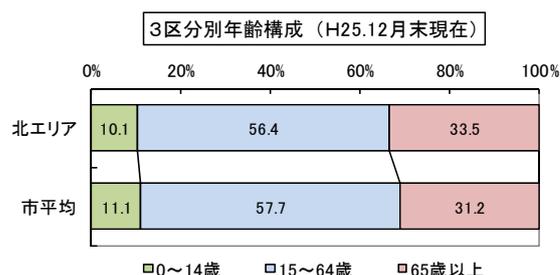
人口は減少傾向にあるが、世帯数は緩やかな増加傾向にある。



資料：H2～22年は国勢調査、H25は住民基本台帳（12月末現在）

【少子高齢化の動向】

本エリアの年少人口（0～14歳）の割合は、市平均を若干下回っており、一方で、老年人口（65歳以上）の割合は市平均を上回っており、少子高齢化が進行している。



資料：住民基本台帳（12月末現在）

③ 土地利用現況

- 石動駅北口一带に古くからの歴史を有する中心市街地が形成されており、公共施設や商業業務施設、住宅等が集積立地している。
- 石動市街地及びその周辺部に用途地域が指定されている。
- 北部の山間部は、大半が稲葉山・宮島峡県定公園、倶利伽羅県定公園を含む樹林地となっている。
- その他は農地が広がり、道路沿いに住宅や商業施設、工業施設、公共施設等が混在立地している。

④ 都市基盤整備状況

- 石動駅南側において、土地区画整理事業による基盤整備が進められ、南北市街地の一体化と駅周辺部のバランスのとれた市街地形成が図られつつある。
- 東部産業団地において、大型商業施設を核とした新たな商業エリアの形成が図られつつある。
- 都市計画道路の整備状況は約 81%となっており、中心市街地への通過交通の流入や幅員狭小区間が存在し、安全な通行環境が確保されていない箇所がみられる。
- 山間部の道路についても、幅員が狭く見通しが悪い区間が存在している。
- エリア南端の小矢部川沿いにおいて、綾子河川公園の整備が進められている。

⑤ 主な都市施設の分布状況

- 主な公共施設
 - ・小矢部市役所、小矢部警察署、砺波地域消防組合小矢部消防署、市総合会館（市民会館、市民体育館、市民図書館）、武道館、屋内スポーツセンター、文化スポーツセンター、市民プール
 - ・石動小学校、東部小学校、石動中学校、石動高校
 - ・石動公民館、南谷公民館、埴生公民館、東部公民館、宮島公民館、石動幼稚園、石動東部保育所、埴生保育所
- その他の施設
 - ・石動駅、道の駅「メルヘンおやべ」、桜町 J O M O N パーク

(2) 北エリアの住民意向調査結果

■今後の土地利用の方針

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	産業を活性化し雇用の場をつくるため、工場や企業の誘致を進める	41.6%	43.4%	1
第2位	石動駅周辺において、南北一体化と都市機能の集積を図り、魅力と賑わいにあふれた市街地を形成する	40.9%	32.9%	3
第3位	スポーツ・レクリエーション施設や医療・福祉施設などの整備を進める	31.9%	34.6%	2

■住宅地について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	空き家や空き地の積極的な活用を図る	47.1%	44.6%	1
第2位	建築基準などのルールづくりにより、良好な住環境を維持する	13.2%	13.1%	3
第3位	住宅地と商業地や工業地が混在しないようにする	12.2%	11.5%	4

■商業地について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	石動駅周辺の商業環境を充実・活性化させる	24.4%	19.6%	3
第2位	幹線道路沿道に商業施設の立地を誘導し、商業環境を充実させる	24.2%	24.8%	1
第3位	津沢商店街など、まちの中心部の商業環境を充実・活性化させる	21.4%	15.8%	4

■道路・交通の整備について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	歩道の設置や交通安全施設の充実など、安全性の高い道路を整備する	51.1%	52.8%	1
第2位	石動駅の南改札口の整備や駅舎のバリアフリー化など、鉄道の利便性を高める	37.9%	33.9%	3
第3位	鉄道の利用を促進するため、石動駅周辺に駐車場や駐輪場を整備する	36.4%	37.9%	2

※表の網掛けは、市全体の傾向や他のエリアと比較して特にエリア個別で特徴的であると考えられる項目を示している。

■景観形成について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	公共施設や駅前など、シンボルとなる場の景観整備を進める	38.4%	38.9%	1
第2位	山並みの緑などの自然景観や散居村などの田園景観を保全する	34.2%	34.9%	2
第3位	電柱をなくし街路樹を整備するなど、美しいまちなみ景観づくりを進める	30.7%	25.8%	5

■防災について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	安全な避難場所や避難施設の整備を推進する	41.6%	41.4%	1
第2位	電気、ガス、上下水道、電話などのライフラインの耐震化を促進する	36.9%	38.0%	2
第3位	高齢者や障害者などの災害時要援護者の避難支援対策を推進する	34.7%	32.1%	4

※表の網掛けは、市全体の傾向や他のエリアと比較して特にエリア個別で特徴的であると考えられる項目を示している。

◇住民意向調査結果のまとめ

【求められるまちづくり】

- 石動駅周辺における、商業環境の充実や魅力と賑わいにあふれた市街地の形成
- 既存商店街の商業環境の充実や活性化
- 鉄道利用の利便性向上に向けた、駅の南改札口の整備や駅舎のバリアフリー化等
- 無電柱化や街路樹整備等による美しいまちなみ景観づくり



石動曳山祭

(3) 北エリアのまちづくりの課題

分類	課題
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域内での適切な宅地化の誘導 ・空家等の既存ストックを有効活用しつつ、少子高齢社会に対応したコンパクトな市街地形成 ・石動駅周辺における南北一体化の促進と魅力や賑わいを創出する土地利用の誘導 ・東部産業団地周辺における魅力ある商業エリアの形成 ・既存商店街の商業環境の充実と活性化 ・山間部における緑豊かな自然環境の保全と集落の活力維持
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ○交通 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備による道路交通機能の強化 ・東部産業団地周辺の交通アクセス道路の整備促進 ・生活道路の整備や狭隘道路の解消 ・石動駅南改札口の整備や駅舎のバリアフリー化等による鉄道利用の利便性向上 ・市営バス利用の利便性確保（ルート検討、運行本数の充実等） ○公園 <ul style="list-style-type: none"> ・既存公園の適正な維持管理及び施設の充実 ・市街地内の緑やオープンスペースの確保 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の適正な維持管理
環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・西福町や埴生地区等の北陸街道沿いの歴史性を活かしたまちづくり ・石動駅周辺における玄関口にふさわしいシンボリックな景観形成 ・無電柱化や街路樹等による美しいまちなみ景観の形成 ・稲葉山・宮島峡県定公園や倶利伽羅県定公園等の優れた自然環境や歴史的資源の保全 ・小矢部川の優れた自然環境の保全と河川景観の形成
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・子撫川、渋江川における水害防止対策 ・山間部における土砂災害等の安全対策 ・密集市街地における防災機能の確保 ・災害時における適切な避難路や避難場所の確保

(4) 北エリアの将来像と基本方針

【将来像】

～ 多くの人々が集い、自然や歴史に触れ、

買い物・交流を楽しむ賑わいと活気にあふれた地域づくり ～

【基本方針】

① 玄関口にふさわしい機能と魅力を備えた石動駅周辺環境整備

石動駅周辺において、南北市街地の一体化と駅へのアクセス性向上、駅利用者の利便性向上と交通結節機能の強化、新図書館等の新たな拠点整備により、玄関口としての魅力と機能充実を図り、多くの人々が集う賑わいにあふれた拠点づくりを推進する。

② 広域集客・交流拠点として魅力ある商業エリアの形成

大型商業施設が立地する東部産業団地において、広域集客・交流拠点としてふさわしい基盤整備を推進し、多くの人々が訪れる魅力ある商業エリアの形成を図る。

③ 安全・安心して住み続けられる定住環境の整備推進

既存商店街の活性化や生活道路の整備、市営バス利用の利便性向上、水害・土砂災害対策、密集市街地の防災対策の強化等により、誰もが安全に安心して住み続けられる定住環境の整備を推進する。

④ 豊かな自然環境や良好な景観の保全・育成

稲葉山・宮島峡県定公園等の豊かな自然環境と緑あふれる景観や小矢部川、子撫川等の良好な水辺空間と清流景観の保全・育成を図るとともに、埴生地区等の北陸街道沿いの歴史性や寺の町として栄えた面影を残す寺院群等の歴史的建築物を活かしたまちづくりを進める。



東部産業団地の大型商業施設



宮島峡(二の滝)

(5) 北エリアの地域づくりの方針

① 土地利用の方針

ア) 住居系土地利用

- 石動地区の中心市街地において、空き地や空き家等の既存ストックの有効活用を図りつつ、住宅と商業業務施設等が調和した良好な居住環境の形成を図る。
- 土地区画整理事業が完了した石動駅南第一地区や石動駅南第二地区等の区域において、戸建住宅を基本とした緑豊かな住宅地の形成を図る。
- 石動東部地区において、良好な住環境の計画的な形成に向けた土地利用の検討を進める。
- 用途地域外の（都）第2千歩島線、（都）埴生野端線沿道の一帯において、土地の有効活用と計画的な住宅地の形成を図るとともに、土地利用コントロール手法の検討を行う。
- 山間部の既存集落地において、生活基盤の充実や農業生産基盤の保全を図り、良好な集落環境の維持・保全を図る。

イ) 商業・業務系土地利用

- 石動駅南北の商業地において、中心市街地の活性化対策等と併せて各種都市機能の集積を図るとともに、駅南北の連携強化により買い物客の利便性・回遊性の向上を図り、賑わいと活力あふれる商業地の形成を目指す。
- コンパクトなまちづくりやまちなか定住に向けた利便性と快適性を向上させるため、石動駅を中心として都市機能集約化や居住誘導に向けた適正立地の検討を行い、中心市街地の活性化を図る。
- 広域商業拠点地区として位置付けられる周辺の国道8号沿道については、東部産業団地に立地する大型商業施設を新たな商業核として活かし、市内外の交流を支えるための商業系土地利用や利便性の高い居住空間の形成に向けた土地利用を図る。
- 既に商業施設の立地が進行している（都）第2千歩島線沿線や（都）埴生野端線沿線において、既存商店街との役割分担等を考慮しながら、沿道商業・業務、生活サービス機能等の施設立地を誘導し、周辺の住環境と調和した土地利用を図る。

ウ) 工業系土地利用

- （都）新石動本線沿道の既存工業地において、操業環境の維持を図るとともに、周辺の住環境にも十分配慮しつつ、適正な土地利用により調和のとれた良好な工業地の形成を図る。

エ) 自然系土地利用

- 稲葉山・宮島峡県定公園、倶利伽羅県定公園等の優れた景勝地を有する丘陵地の豊かな自然環境の保全を図る。

② 都市施設整備の方針

ア) 道路・交通

- 大型商業施設が立地する東部産業団地周辺において、今後の交通量の増大に対応するため、国道8号の4車線化や県道小矢部伏木港線の改良整備を促進する。
- 石動市街地のあいの風とやま鉄道北側においては、あいの風とやま鉄道南側と国道8号を連絡する（都）寄島西中野線の整備を促進し、北側から市街地へ集散する交通の円滑化を図るとともに、これを軸として（都）桜町西福町線を配置することにより、周辺の良い市街地の形成に努める。
- あいの風とやま鉄道南側では、石動駅へのアクセス道路である（都）駅南本線や市街地の外郭を構成する（都）第2千歩島線の整備を推進するほか、市街地南北の一体利用を図るため（都）駅南中央線などの整備を推進する。
- 中心市街地を東西に貫き、市街地の骨格を形成する道路である（都）社内上野本線等の整備促進により、安全で円滑な放射環状道路ネットワークの構築を図る。
- クロスランドおやべなど他のエリアの交流拠点を結ぶ国道471号の機能強化に努めるとともに、石動市街地南側のバイパス機能強化を図り、市街地の外郭を構成する構想路線として（都）第2千歩島線について都市計画道路の延伸などを含め、長期的な事業熟度の高まりに応じて検討を進める。
- 公共交通の利便性向上を目指し、石動駅南駅前広場の整備を進めるとともに、パーク&ライド等に対応した駐車場の整備や南北自由通路、駐輪場等の整備など、石動駅の交通結節点としての機能向上に努める。

イ) 公園・緑地

- 城山公園は公園施設の長寿命化を図り、安全で安心して利用できる公園の提供に努める。
- 小矢部河川公園について、身近に憩い集える河川空間としての機能充実を図るとともに、綾子河川公園の整備充実を推進し、身近な市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての利用促進を図る。
- 稲葉山・宮島峡県定公園、俱利伽羅県定公園等の自然レクリエーション拠点のネットワーク化を推進し、豊かな自然とふれあえる緑のネットワークの形成を図る。
- 国道8号から城山公園へ至る散策路の整備など、緑の中で散策を楽しめる環境づくりを推進し、楽しくまち歩きができる緑のネットワーク形成を図る。



城山公園

③ 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

- 稲葉山・宮島峡県定公園の優れた自然環境を保全するとともに、広域的なレクリエーションに対応した自然ふれあい空間としての活用を図る。
- 俱利伽羅県定公園の豊かな自然、歴史・文化性を保全するとともに、歴史探訪の散策を楽しめる空間としての活用を図る。

④ 都市景観形成の方針

- 特徴的で美しい景観を有する宮島峡について、シークエンス（＝連続性）の誘導や谷地の自然的景観の保全と育成に努める。また、こうしたシークエンスを紹介する解説板やサインの設置など、来訪者に対する景観への意識付け等の取り組みを検討する。
- 小矢部川、子撫川等の良好な水辺景観の保全に努める。
- 石動駅周辺において、本市の顔にふさわしい魅力ある都市景観の形成を図る。
- 埴生地区など北陸街道の宿場の面影を残す町並みや城山の麓に静かにたたずむ由緒ある寺院群の歴史性を活かしたまちづくりに努める。また、エリア内に点在する石仏や歌碑、一里塚等の保全に努める。
- 国道8号沿道において、屋外広告物の秩序ある規制・誘導や建築物等の色彩・形態規制等により、賑わいと秩序ある沿道景観の形成に向けたルールづくりに努める。
- 国道8号から市街地へ至る幹線道路については、市街地へのもてなし回廊として、来訪者をまちなかに誘うにふさわしい沿道景観の形成に努める。

⑤ 都市防災の方針

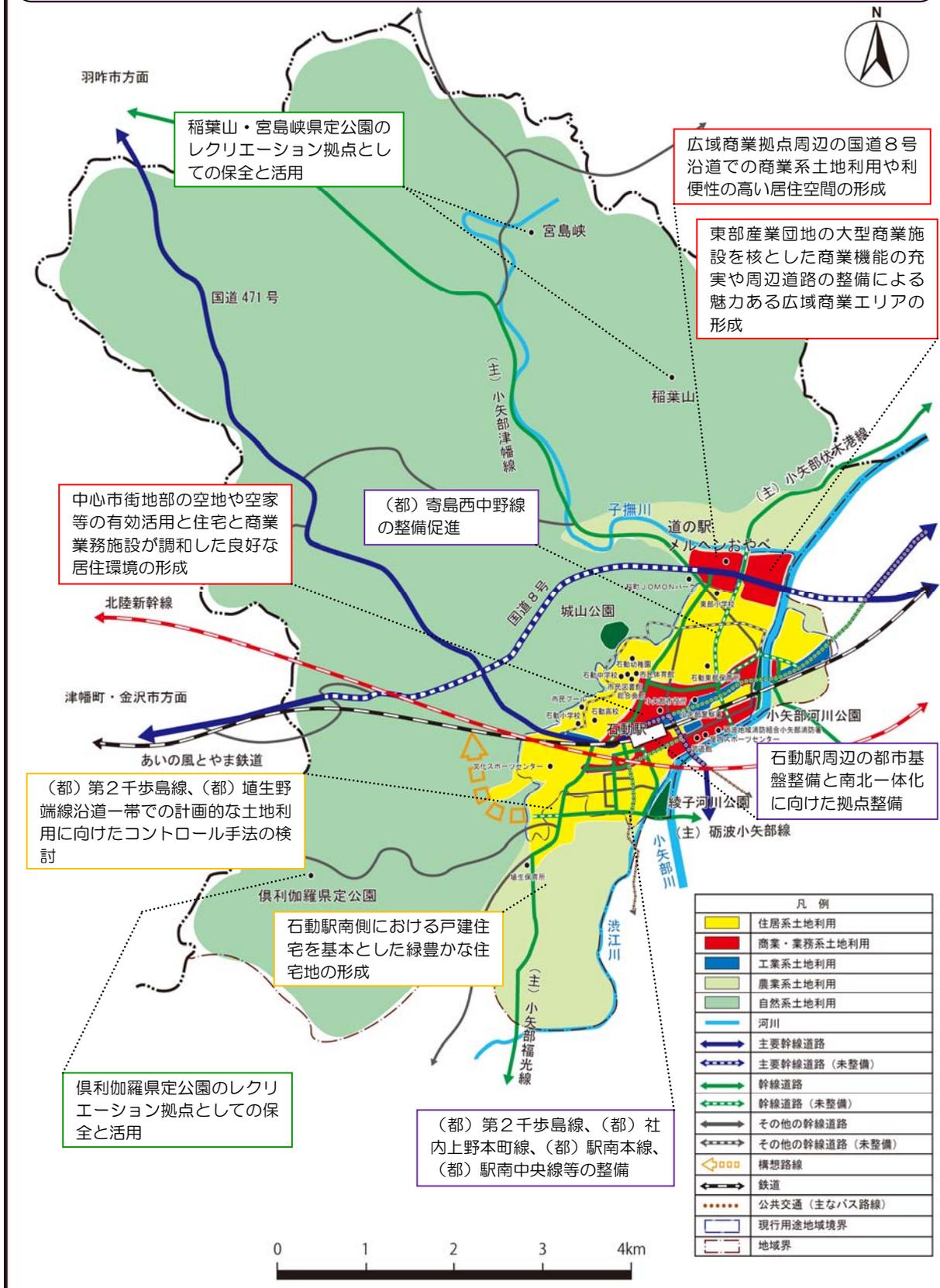
- 住宅等が密集する既成市街地の防災機能の強化を図るため、狭隘道路の解消や建物の不燃化、オープンスペース（ポケットパーク等）の確保等の整備を推進する。
- 小矢部川、子撫川等における浸水被害を防止するため、河川改修等の整備を推進する。
- 山間地部に点在する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策を推進し、土砂災害から住民の生命・財産を守る。

北エリアまちづくり方針図

【将来像】

～ 多くの人々が集い、自然や歴史に触れ、買い物・交流を楽しむ

賑わいと活気にあふれた地域づくり ～



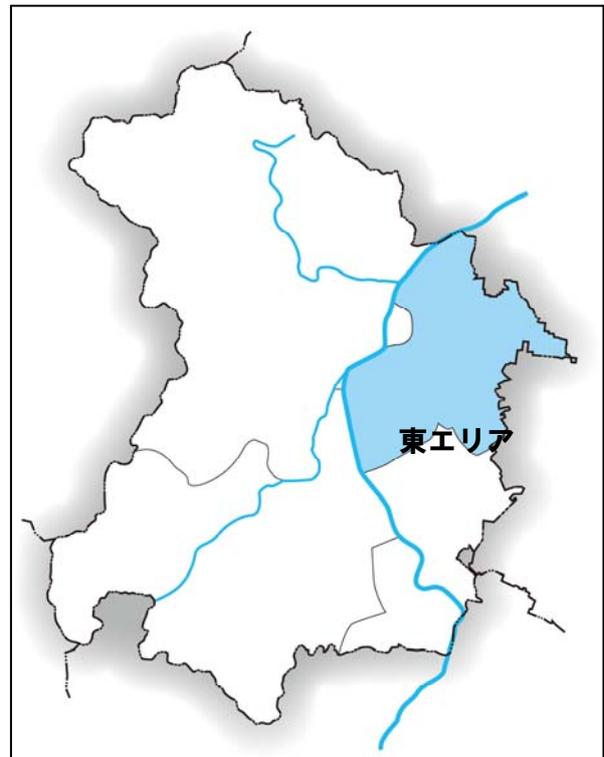
東エリア

(1) エリアの概況

① 位置・概況

東エリアは、市域の東端に位置し、砺波市、高岡市と接している。区域内を南北に能越自動車道が縦貫しており、小矢部東ICが立地している。

一方、区域北部には国道8号が東西に横断し、能越自動車道福岡ICに接続している。エリア内は、散居村を形成する農地が広がっているが、住宅や商業業務施設、工場、物流施設等も混在立地する。

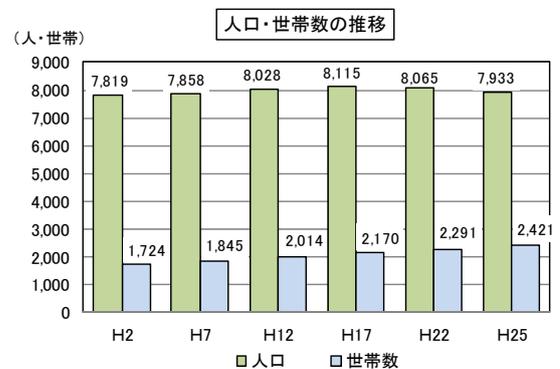


② 人口・世帯数

【人口世帯数の動向】

平成25年12月末現在の東エリアの人口は7,933人、世帯数は2,421世帯で、市全体に占める割合は、人口が25%、世帯数が24%となっている。

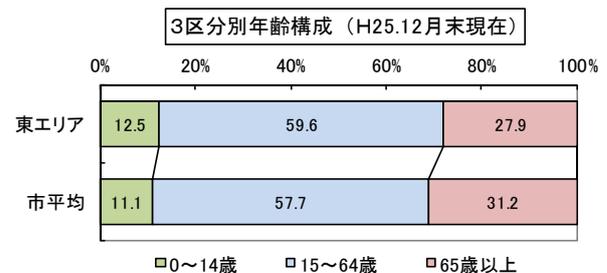
人口は微減傾向にあり、世帯数は緩やかな増加傾向にある。



資料：H2～22年は国勢調査、H25は住民基本台帳（12月末現在）

【少子高齢化の動向】

本エリアの年少人口（0～14歳）の割合は、市平均を若干上回っており、また、老年人口（65歳以上）の割合は市平均を下回っていることから、少子高齢化の進行は緩やかである。



資料：住民基本台帳（12月末現在）

③ 土地利用現況

- 小矢部川とあいの風とやま鉄道に挟まれた既成市街地の一画のみに用途地域が指定されており、エリアの大半は用途地域が指定されていない。
- 用途地域指定区域外における開発行為が活発であり、住宅や商業施設、工業施設等の立地が進んでいる。

④ 都市基盤整備状況

- 広域交流拠点となるクロスランドおやべが立地している。
- エリア内の道路には、歩車道の分離がなく、交通安全上の対策が必要な区間が存在する。

⑤ 主な都市施設の分布状況

- 主な公共施設
 - ・小矢部市総合保健福祉センター
 - ・大谷小学校、大谷中学校、小矢部園芸高校
 - ・松沢公民館、正得公民館、荒川公民館、若林公民館、松沢保育所、正得保育所、荒川保育所、若林保育所
- その他の施設
 - ・クロスランドおやべ、能越自動車道小矢部東 I C

(2) 東エリアの住民意向調査結果

■今後の土地利用の方針

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	産業を活性化し雇用の場をつくるため、工場や企業の誘致を進める	40.8%	43.4%	1
第2位	生活道路や公園、下水道などの整備を進め、身近な生活環境や暮らしやすさを高める	37.1%	32.7%	4
第3位	スポーツ・レクリエーション施設や医療・福祉施設などの整備を進める	36.2%	34.6%	2

■住宅地について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	空き家や空き地の積極的な活用を図る	38.5%	44.6%	1
第2位	新しい住宅地の開発を進め、住宅市街地の拡大を図る	21.1%	14.2%	2
第3位	建築基準などのルールづくりにより、良好な住環境を維持する	15.5%	13.1%	3

■商業地について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	幹線道路沿道に商業施設の立地を誘導し、商業環境を充実させる	34.3%	24.8%	1
第2位	大型商業施設を郊外に誘致し、商業環境の核として新しくまちづくりをする	26.3%	22.8%	2
第3位	石動駅周辺の商業環境を充実・活性化させる	15.5%	19.6%	3

■道路・交通の整備について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	歩道の設置や交通安全施設の充実など、安全性の高い道路を整備する	59.2%	52.8%	1
第2位	鉄道の利用を促進するため、石動駅周辺に駐車場や駐輪場を整備する	36.6%	37.9%	2
第3位	市街地や集落内における狭い道を拡幅する	30.0%	31.7%	4
	街路樹を配置するなど、まちなみや景観に配慮した道路を整備する	30.0%	25.0%	5

※表の網掛けは、市全体の傾向や他のエリアと比較して特にエリア個別で特徴的であると考えられる項目を示している。

■景観形成について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	公共施設や駅前など、シンボルとなる場の景観整備を進める	43.2%	38.9%	1
第2位	家の周りに花や緑が多いうるおいのある住宅地の景観整備を進める	35.2%	32.4%	3
第3位	山並みの緑などの自然景観や散居村などの田園景観を保全する	34.3%	34.9%	2

■防災について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	安全な避難場所や避難施設の整備を推進する	43.2%	41.4%	1
第2位	浸水被害を防止するため、河川改修や雨水排水施設の整備を推進する	39.0%	33.1%	3
第3位	電気、ガス、上下水道、電話などのライフラインの耐震化を促進する	37.6%	38.0%	2

※表の網掛けは、市全体の傾向や他のエリアと比較して特にエリア個別で特徴的であると考えられる項目を示している。

◇住民意向調査結果のまとめ

【求められるまちづくり】

- 生活道路や公園、下水道の整備等による居住環境の充実
- 新しい住宅地開発による住宅市街地の拡大
- 幹線道路沿道における、商業施設の立地誘導による商業環境の充実
- 歩道の設置等による安全性の高い道路、まちなみや景観に配慮した道路の整備
- 公共施設や駅前等のシンボルとなる場の景観整備
- 浸水被害防止のための河川改修

(3) 東エリアのまちづくりの課題

分 類	課 題
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域外における無秩序な宅地化の防止 ・無秩序な開発による住環境や自然環境の悪化防止 ・能越自動車道小矢部東 I C 周辺における秩序ある土地利用の推進 ・幹線道路沿道における商業施設の立地誘導による商業環境の充実 ・優良農地の保全と集落の活力維持
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ○交通 <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の整備や狭隘道路の解消 ・国道 8 号や主要地方道等の広域ネットワークの機能維持 ・市営バス利用の利便性確保（ルート検討、運行本数の充実等） ○公園 <ul style="list-style-type: none"> ・クロスランドおやべの機能充実 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・小矢部川の保全整備 ・河川改修等の整備
環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・散居村の屋敷林の保全 ・散居村を形成する田園景観の保全育成 ・国道 8 号の秩序ある沿道景観の形成 ・小矢部川の優れた自然環境の保全や河川景観の形成
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨や梅雨等による水害防止対策 ・災害時における適切な避難路や避難場所の確保

(4) 東エリアの将来像と基本方針

【将来像】

～ 緑豊かな田園環境と人々の営みが融合した

うるおいのある地域づくり ～

【基本方針】

① 田園環境と調和した秩序ある土地利用の推進

特徴ある散居村の風景を展開する優良な農地を保全するとともに、田園環境と調和した秩序ある土地利用を誘導し、居住環境と産業環境が共存した活力ある地域づくりを推進する。

② 緑豊かな田園集落環境の保全と住みよい住環境の形成

散居村を形成している田園集落環境の保全を図るとともに、住宅地の生活道路や身近な公園・広場の整備、市営バスの利便性向上、水害等の災害対策等により、周辺環境と調和した住みよい住環境の形成を図る。

③ 多くの人々や芸術・文化との交流を育む魅力ある拠点形成

多くの人々が集い、芸術・文化を通して交流を育む拠点として、クロスランドおやべの魅力向上と機能充実を図る。



散居村のたたずまい



クロスランドおやべ

(5) 東エリアの地域づくりの方針

① 土地利用の方針

ア) 商業系土地利用

- 広域商業拠点地区として位置付けられる周辺の国道8号沿道については、周辺の住環境や田園環境等に配慮しつつ、新たな商業核を活かし、市内外の交流を支えるための商業系土地利用や利便性の高い居住空間の形成に向けた土地利用を図る。

イ) 工業系土地利用

- 能越自動車道小矢部東IC周辺を新規工業地区として位置付け、基盤整備や新たな企業の誘致を促進し、優良農地の保全との調和を図りながら、周辺環境に調和した新たな産業・物流拠点の形成を図る。
- (都)新石動本線沿線の準工業地域指定地区において、今後も周辺の住環境に配慮した工業用地としての土地利用を推進するとともに、周辺住宅地との共生に努める。

ウ) 農業系土地利用

- 荒川、正得地区等の散居村が点在する水田地帯を田園環境保全地区として位置付け、農業振興地域整備計画の適正な管理により、今後も優良農地の保全を図る。
- 散居村を形成している集落地についても田園環境との調和を図りながら、今後とも保全を図っていく。

② 都市施設整備の方針

ア) 道路・交通

- 国道8号から石動市街地への円滑なアクセス性を確保するため、(都)新石動本線の機能強化を図る。
- 小矢部川渡河部の交通混雑緩和・石動市街地南側のバイパス機能強化を図り、市街地の外郭及び都市の骨格を構成する構想路線として(都)寄島西中野線及び(都)第2千歩島線について都市計画道路の延伸などを含め、長期的な事業熟度の高まりに応じて検討を進める。

イ) 公園緑地

- クロスランドおやべにおいて、市民の美術に関する知識や教養の向上を図り、芸術・文化環境の充実と賑わいの創出を図るため、アートハウスおやべを整備し、文化・交流拠点としての機能強化を図る。
- 綾子河川公園の整備充実を推進し、身近な市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての利用促進を図る。

③ 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

- 多面的な機能を有する散居村の田園環境を保全するため、無秩序な宅地化の抑制や散居村の景観に配慮した建築の誘導等を図る。

④ 都市景観形成の方針

- 杉木立に囲まれた農家が点在し、四季折々の風情が感じられる散居村の景観の保全・育成を図る。
- 国道8号沿道において、屋外広告物の秩序ある規制・誘導や建築物等の色彩・形態規制等により、賑わいと秩序ある沿道景観の形成に向けたルールづくりに努める。

⑤ 都市防災の方針

- 小矢部川における浸水被害を防止するため、河川改修等の整備を推進する。



アートハウスおやべ

東エリアまちづくり方針図

【将来像】

～ 緑豊かな田園環境と人々の営みが融合したうるおいのある地域づくり ～



広域商業拠点として位置付けられる周辺の国道8号沿道における商業系土地利用や利便性の高い居住空間の形成



優良農地の保全と四季折々の風情が感じられる散居村の景観の保全・育成

芸術・文化環境の充実と賑わいの創出に向けた、アートハウスやおやべの整備による文化・交流拠点としての機能強化

小矢部東IC周辺での基盤整備や新たな企業誘致の促進による周辺環境に調和した産業・物流拠点の形成

凡例	
	商業・業務系土地利用
	工業系土地利用
	農業系土地利用
	自然系土地利用
	河川
	広域幹線道路
	主要幹線道路
	主要幹線道路（未整備）
	幹線道路
	幹線道路（未整備）
	その他の幹線道路
	構想路線
	鉄道
	公共交通（主なバス路線）
	現行用途地域境界
	地域界



西エリア

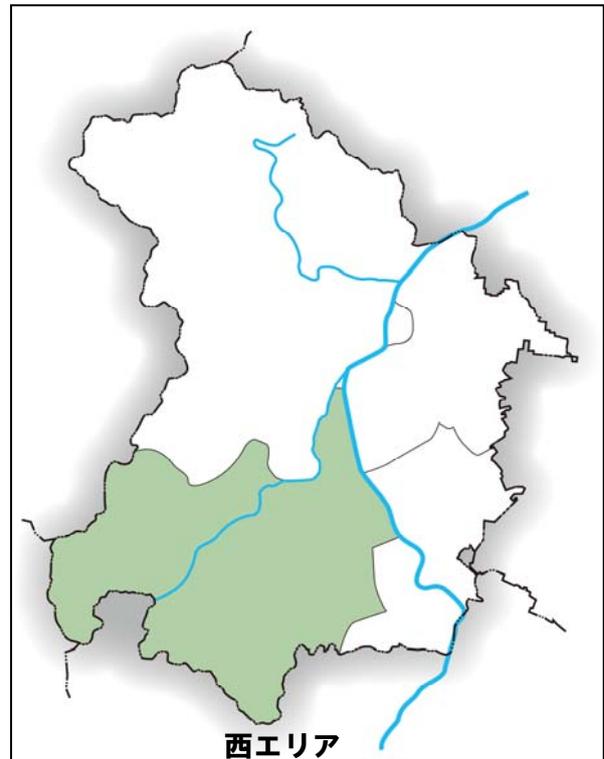
(1) エリアの概況

① 位置・概況

西エリアは、市域の西端に位置し、区域中央を北陸自動車道が東西に横断し、小矢部 I C が立地している。

エリア内には、高速交通アクセス利便性を活用した小矢部フロンティアパークが整備されている。

また、エリア内を富山庄川小矢部自転車道が通過し、丘陵地には運動公園や民間ゴルフ場が立地するなど、スポーツ・レクリエーションエリアの様相を呈している。

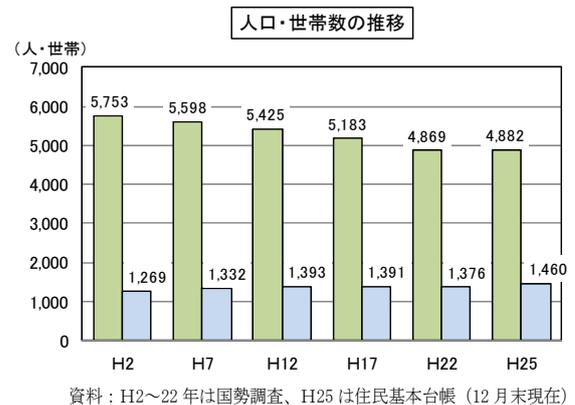


② 人口・世帯数

【人口世帯数の動向】

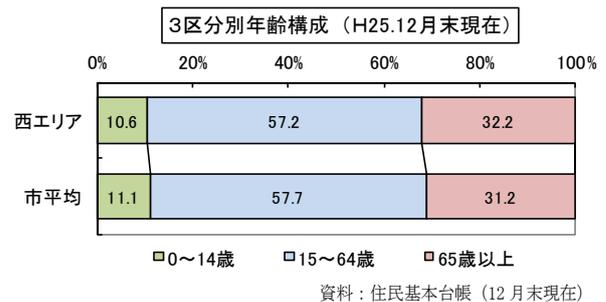
平成 25 年 12 月末現在の本エリアの人口は 4,882 人、世帯数は 1,460 世帯で、市全体に占める割合は、人口、世帯数ともに約 15% となっている。

人口は近年は概ね横ばい、世帯数は緩やかな増加傾向にある。



【少子高齢化の動向】

本エリアの年少人口（0～14 歳）及び老年人口（65 歳以上）の割合は、ほぼ市平均水準である。



③ 土地利用現況

- 産業拠点である小矢部フロンティアパークに用途地域が指定されている。
- エリア内の平坦部は、農地や農村集落を主体とし、丘陵部は小矢部運動公園や山村集落が点在するほかは樹林地となっている。

④ 都市基盤整備状況

- ものづくり産業の拠点として、小矢部フロンティアパークが整備されている。
- エリア内の道路には、歩車道の分離がなく、交通安全上の対策が必要な区間が存在する。

⑤ 主な都市施設の分布状況

○主な公共施設

- ・小矢部運動公園、小矢部ホッケー場、藪波スポーツセンター、北蟹谷スポーツセンター
- ・蟹谷小学校、蟹谷中学校
- ・北蟹谷公民館、藪波公民館、東蟹谷公民館、北蟹谷保育所、藪波保育所、東蟹谷保育所
- ・サイクリングターミナル

○その他の施設

- ・小矢部フロンティアパーク、北陸自動車道小矢部 I C

(2) 西エリアの住民意向調査結果

■今後の土地利用の方針

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	産業を活性化し雇用の場をつくるため、工場や企業の誘致を進める	48.4%	43.4%	1
第2位	石動駅周辺において、南北一体化と都市機能の集積を図り、魅力と賑わいにあふれた市街地を形成する	33.1%	32.9%	3
第3位	スポーツ・レクリエーション施設や医療・福祉施設などの整備を進める	32.3%	34.6%	2

■住宅地について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	空き家や空き地の積極的な活用を図る	39.5%	44.6%	1
第2位	新しい住宅地の開発を進め、住宅市街地の拡大を図る	16.1%	14.2%	2
第3位	住宅地と商業地や工業地が混在しないようにする	15.3%	11.5%	4

■商業地について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	大型商業施設を郊外に誘致し、商業環境の核として新しくまちづくりをする	29.8%	22.8%	2
第2位	石動駅周辺の商業環境を充実・活性化させる	23.4%	19.6%	3
第3位	幹線道路沿道に商業施設の立地を誘導し、商業環境を充実させる	21.8%	24.8%	1

■道路・交通の整備について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	歩道の設置や交通安全施設の充実など、安全性の高い道路を整備する	46.8%	52.8%	1
第2位	鉄道の利用を促進するため、石動駅周辺に駐車場や駐輪場を整備する	38.7%	37.9%	2
第3位	石動駅の南改札口の整備や駅舎のバリアフリー化など、鉄道の利便性を高める	35.5%	33.9%	3

※表の網掛けは、市全体の傾向や他のエリアと比較して特にエリア個別で特徴的であると考えられる項目を示している。

■景観形成について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	山並みの緑などの自然景観や散居村などの田園景観を保全する	40.3%	34.9%	2
第2位	公共施設や駅前など、シンボルとなる場の景観整備を進める	35.5%	38.9%	1
第3位	家の周りに花や緑が多いうるおいのある住宅地の景観整備を進める	33.9%	32.4%	3
	小矢部らしいメルヘンチックな景観づくりを進める	33.9%	27.1%	4

■防災について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	電気、ガス、上下水道、電話などのライフラインの耐震化を促進する	40.3%	38.0%	2
第2位	安全な避難場所や避難施設の整備を推進する	37.9%	41.4%	1
	浸水被害を防止するため、河川改修や雨水排水施設の整備を推進する	37.9%	33.1%	3

※表の網掛けは、市全体の傾向や他のエリアと比較して特にエリア個別で特徴的であると考えられる項目を示している。

◇住民意向調査結果のまとめ

【求められるまちづくり】

- 産業の活性化や雇用の場の創出に向けた、工場や企業の誘致
- 大型商業施設の郊外誘致等による、新たな商業環境を核としたまちづくり
- 自然景観や散居村等の田園景観の保全
- 浸水被害防止のための河川改修

(3) 西エリアのまちづくりの課題

分 類	課 題
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無秩序な開発による住環境や自然環境の悪化防止 ・ 小矢部フロンティアパークにおける企業立地の促進による良好な産業団地の形成 ・ 優良農地の保全と集落の活力維持 ・ 丘陵部の樹林地の保全
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ○交通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道設置等による通学路の安全な歩行空間の確保 ・ 国道 359 号や主要地方道等の広域ネットワークの機能維持 ・ 市営バス利用の利便性確保（ルート検討、運行本数の充実等） ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小矢部川の保全整備 ・ 河川改修等の整備
環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丘陵部の樹林地の保全
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丘陵地の防災対策 ・ 災害時における適切な避難路や避難場所の確保

(4) 西エリアの将来像と基本方針

【将来像】

～ 環境と調和した産業拠点・レクリエーション拠点の形成と

やすらぎのある暮らしを享受できる地域づくり ～

【基本方針】

① 自然や田園環境と調和し暮らしやすい居住環境の形成

集落地の安全な生活道路の整備や市営バスの利便性向上、防災対策の強化、良好な生活環境の保全等により、自然や田園環境と調和し、安全・安心でやすらぎのある居住環境の形成を図る。

② 良好な立地条件を活かした活力ある産業拠点の形成

交通の要衝として恵まれた立地条件を有する小矢部フロンティアパークにおいて、企業誘致及び産業集積を促進し、環境と調和した活力ある産業拠点の形成を図る。

③ 豊かな自然環境の保全と自然とふれあうレクリエーション拠点の形成

農地や森林の豊かな自然環境を保全するとともに、身近なやすらぎの場及び自然とふれあう場として、小矢部運動公園のレクリエーション機能の強化を図る。



小矢部フロンティアパーク

(5) 西エリアの地域づくりの方針

① 土地利用の方針

ア) 工業系土地利用

- 小矢部フロンティアパークにおいて、工業施設の集積促進により、産業系拠点としての機能充実を図る。
- 北陸自動車道小矢部 I C 周辺の国道 359 号沿道において、基盤整備や新たな企業の誘致を促進し、優良農地の保全との調和を図りながら、周辺環境に調和した新たな産業・物流拠点の形成を図る。

イ) 農業系土地利用

- 平田、渋江地区等の水田地帯を田園環境保全地区として位置付け、農業振興地域整備計画の適正な管理により、今後も優良農地の保全を図る。

ウ) 自然系土地利用

- 丘陵地に立地する小矢部運動公園周辺において、スポーツ・レクリエーション、交流の場としての施設整備を充実し機能強化を図る。

② 都市施設整備の方針

ア) 公園・緑地

- 小矢部運動公園の野球場、陸上競技場、テニスコートについて改修を推進し、施設の長寿命化を図り、安全で安心して利用できる公園の提供に努める。

③ 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

- 丘陵部の樹林地の保全や小矢部運動公園周辺の大規模な施設緑地の保全を図る。

④ 都市景観形成の方針

- 小矢部フロンティアパークにおいて、周辺の丘陵地や田園環境との調和への配慮に努め、良好な工業地景観の形成を図る。

⑤ 都市防災の方針

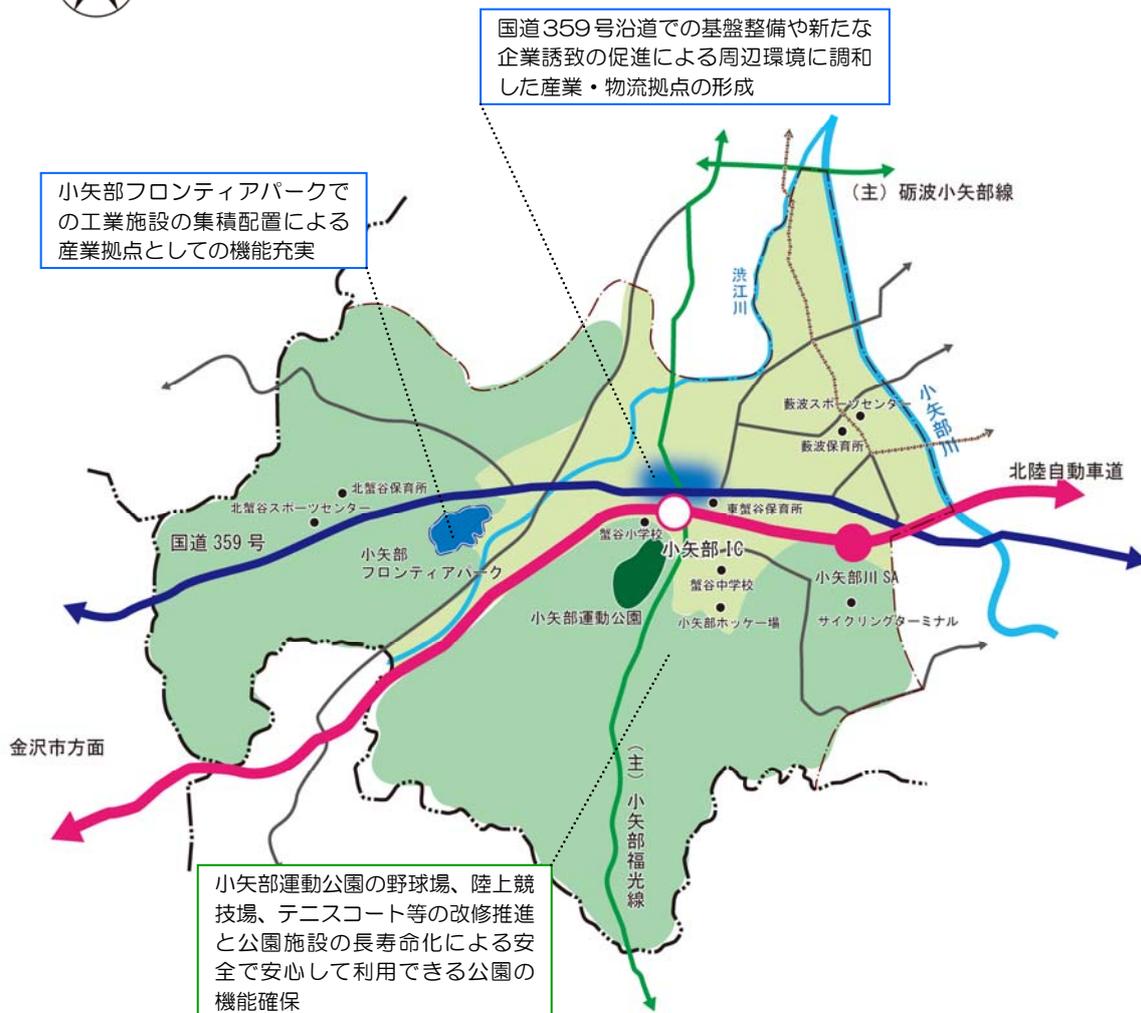
- 渋江川等における浸水被害を防止するため、河川改修等の整備を推進する。
- 北蟹谷地区の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策を推進し、土砂災害から住民の生命・財産を守る。

西エリアまちづくり方針図

【将来像】

～ 環境と調和した産業拠点・レクリエーション拠点の形成と

やすらぎのある暮らしを享受できる地域づくり ～



凡 例	
	工業系土地利用
	農業系土地利用
	自然系土地利用
	河川
	広域幹線道路
	主要幹線道路
	幹線道路
	その他の幹線道路
	公共交通（主なバス路線）
	現行用途地域境界
	地域界



南エリア

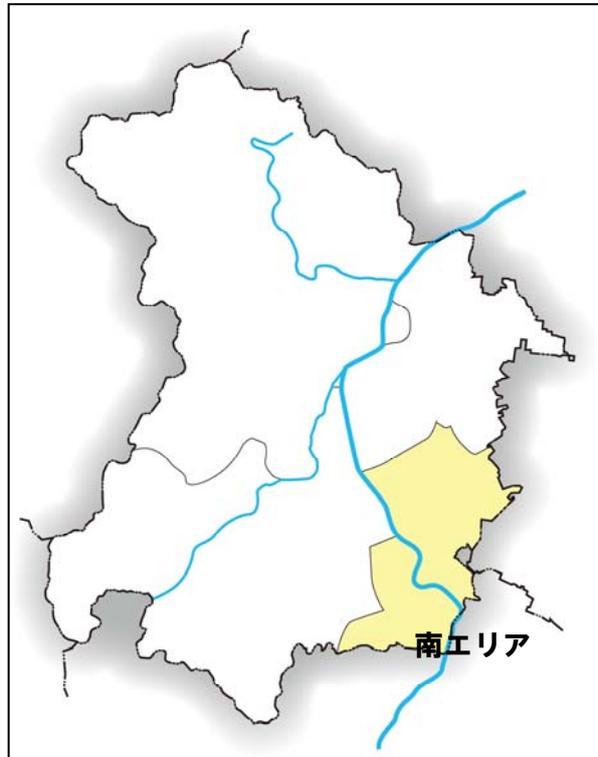
(1) エリアの概況

① 位置・概況

南エリアは、津沢市街地を中心とする地域で、市域の南東部に位置し、砺波市及び南砺市に接している。

区域中央を東西に北陸自動車道が横断し、さらに、東端を南北に東海北陸自動車道及び能越自動車道がそれぞれ縦断し、小矢部砺波JCTが立地するなど、高速交通体系の要衝として位置付けられる。

また、加賀藩の藩倉と運漕の町とした栄えた面影が残る街並みや津沢夜高行燈祭等の伝統芸能が継承されている歴史・文化の薫り高い地域である。

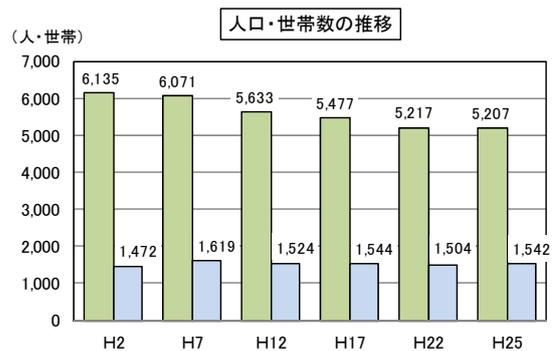


② 人口・世帯数

【人口世帯数の動向】

平成25年12月末現在の南エリアの人口は5,207人、世帯数は1,542世帯で、市全体に占める割合は、人口が約16%、世帯数が約15%となっている。

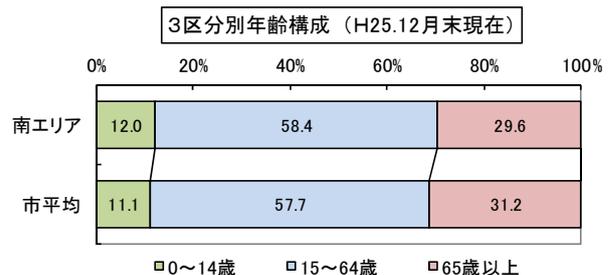
人口は緩やかな減少傾向にあり、世帯数は概ね横ばい傾向にある。



資料：H2～22年は国勢調査、H25は住民基本台帳（12月末現在）

【少子高齢化の動向】

本エリアの年少人口（0～14歳）の割合は、市平均を若干上回っており、一方で、老年人口（65歳以上）の割合は市平均を下回っており、少子高齢化の進行は緩やかである。



資料：住民基本台帳（12月末現在）

③ 土地利用現況

- 津沢市街地には用途地域が指定されているが、その他は用途地域の指定がなされていない。
- 津沢市街地を除くエリア内は、農地が広がり農村集落が点在している。

④ 都市基盤整備状況

- 都市計画道路の整備状況は約 52%となっており、小矢部東 I C へのアクセス不良や生活道路への通過交通の流入等がみられ、円滑な交通環境が確保されていない箇所がみられる。
- 都市計画公園・緑地は、津沢地区に 2ヶ所ある。

⑤ 主な都市施設の分布状況

- 主な公共施設
 - ・ 砺波地域消防組合津沢出張所
 - ・ 津沢コミュニティプラザ、水島スポーツセンター
 - ・ 津沢小学校、津沢中学校、となみ野高校
 - ・ 津沢公民館、水島公民館、南部公民館、津沢保育所、水島保育所
- その他の施設
 - ・ 小矢部東 I C、小矢部砺波 J C T、小矢部東インター口高速路線バス停留所

(2) 南エリアの住民意向調査結果

■今後の土地利用の方針

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	産業を活性化し雇用の場をつくるため、工場や企業の誘致を進める	50.0%	43.4%	1
第2位	生活道路や公園、下水道などの整備を進め、身近な生活環境や暮らしやすさを高める	43.0%	32.7%	4
第3位	スポーツ・レクリエーション施設や医療・福祉施設などの整備を進める	42.3%	34.6%	2

■住宅地について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	空き家や空き地の積極的な活用を図る	52.1%	44.6%	1
第2位	新しい住宅地の開発を進め、住宅市街地の拡大を図る	14.8%	14.2%	2
第3位	建築基準などのルールづくりにより、良好な住環境を維持する	10.6%	13.1%	3

■商業地について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	大型商業施設を郊外に誘致し、商業環境の核として新しくまちづくりをする	31.7%	22.8%	2
第2位	幹線道路沿道に商業施設の立地を誘導し、商業環境を充実させる	17.6%	24.8%	1
第3位	石動駅周辺の商業環境を充実・活性化させる	16.9%	19.6%	3

■道路・交通の整備について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	歩道の設置や交通安全施設の充実など、安全性の高い道路を整備する	54.2%	52.8%	1
第2位	鉄道の利用を促進するため、石動駅周辺に駐車場や駐輪場を整備する	43.7%	37.9%	2
第3位	石動駅の南改札口の整備や駅舎のバリアフリー化など、鉄道の利便性を高める	35.2%	33.9%	3

※表の網掛けは、市全体の傾向や他のエリアと比較して特にエリア個別で特徴的であると考えられる項目を示している。

■景観形成について

順位	項目	構成比	市全体	
			順位	構成比
第1位	公共施設や駅前など、シンボルとなる場の景観整備を進める	38.0%	38.9%	1
第2位	山並みの緑などの自然景観や散居村などの田園景観を保全する	33.1%	34.9%	2
第3位	家の周りに花や緑が多いうるおいのある住宅地の景観整備を進める	32.4%	32.4%	3

■防災について

順位	項目	構成比	市全体	
			構成比	順位
第1位	電気、ガス、上下水道、電話などのライフラインの耐震化を促進する	41.5%	38.0%	2
第2位	安全な避難場所や避難施設の整備を推進する	40.8%	41.4%	1
第3位	浸水被害を防止するため、河川改修や雨水排水施設の整備を推進する	40.1%	33.1%	3

※表の網掛けは、市全体の傾向や他のエリアと比較して特にエリア個別で特徴的であると考えられる項目を示している。

◇住民意向調査結果のまとめ

【求められるまちづくり】

- 産業の活性化や雇用の場の創出に向けた、工場や企業の誘致
- 生活道路や公園、下水道の整備等による居住環境の充実
- スポーツ・レクリエーション施設や医療・福祉施設等の整備
- 空き家や空き地の積極的な活用
- 大型商業施設の郊外誘致による、新たな商業環境を核としたまちづくり
- 鉄道の利用促進に向けた、石動駅周辺における駐車場や駐輪場の整備
- 浸水被害防止のための河川改修

(3) 南エリアのまちづくりの課題

分 類	課 題
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域内での適切な宅地化の誘導 ・旧来からの市街地形成のままとなっている混然としたまちなかの土地利用の整序 ・空家等の既存ストックの活用と暮らしやすい市街地整備による用途地域内への人口集積 ・利便性の高い商業環境の充実 ・国道 359 号沿道や国道 471 号沿道の秩序ある土地利用 ・優良農地の保全
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ○交通 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路未整備区間の整備推進 ・高速道路へのアクセス性向上 ・石動地区との連携を強化する道路網の整備充実 ・生活道路の整備や狭隘道路の解消 ・市営バス利用の利便性確保（ルート検討、運行本数の充実等） ○公園 <ul style="list-style-type: none"> ・既存公園・緑地の適正な維持管理及び施設の充実 ・市街地内の緑やオープンスペースの確保 ・地域の身近な公園・広場の整備 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修等の整備
環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・小矢部川沿いの旧船着場としての歴史性を活かしたまちづくり ・散居村の屋敷林の保全 ・散居村を形成する田園景観の保全育成 ・小矢部川の優れた自然環境の保全や河川景観の形成
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地における防災機能の確保 ・災害時における適切な避難路や避難場所の確保

(4) 南エリアの将来像と基本方針

【将来像】

～ 緑と歴史文化に包まれて

快適・良好な生活環境を実感できる地域づくり ～

【基本方針】

① 既存商店街の活性化と賑わいの創出

近隣型の商業施設の集積促進や地域の特色を活かした商店街づくりにより、既存商店街の活性化と賑わいを創出し、買い物の利便性を提供するとともに、地域の生活を支える機能の強化を図る。

② 快適性と利便性を備えた居住環境の形成

利便性の高い商業環境の充実をはじめ、広域道路や生活道路の整備、市営バスの利便性向上、身近な公園・広場の整備等の推進により、快適性と利便性を備えた居住環境の形成を図る。

③ 優良農地の保全と秩序ある適切な土地利用の誘導

四季折々の散居村の風景を展開する優良農地を保全するとともに、国道 359 号、471 号沿道における秩序ある土地利用を誘導し、都市的土地利用と自然的土地利用との調和のとれた魅力ある地域づくりを推進する。

④ 良好な景観や歴史的環境を活かしたまちづくり

小矢部川の水辺景観や舟着場跡、運漕の町とした栄えた歴史性を活かし、うるおい豊かで歴史的雰囲気漂う地域づくりを推進する。



津沢夜高あんどん祭

(5) 南エリアの地域づくりの方針

① 土地利用の方針

ア) 住居系土地利用

- 既成市街地は、旧来からの市街地形成のままとなっており、混然とした土地利用となっていることから、面整備等の検討も含め、良好な居住環境の形成に向けた土地利用の整序を図る。

イ) 商業系土地利用

- 既存商業地において、近隣型の商業施設の集積促進を図るとともに、国道 359 号からのアクセス性向上により、商業環境の活性化を図る。
- 国道 359 号（都）高木鷹栖線）や国道 471 号沿道において、既存商店街との役割分担等を考慮しつつ、沿道商業・業務、生活サービス機能等の施設立地を誘導し、周辺の住環境と調和した土地利用を促進する。

ウ) 工業系土地利用

- 能越自動車道小矢部東 I C 周辺を新規工業地区として位置付け、基盤整備や新たな企業の誘致を促進し、優良農地の保全との調和を図りながら、周辺環境に調和した新たな産業・物流拠点の形成を図る。
- （都）高木鷹栖線南側の準工業地域指定地区において、今後も周辺の住環境に配慮した工業用地としての土地利用を推進するとともに、周辺住宅地との共生に努める。
- （都）高木鷹栖線北側については、基盤整備や新たな企業の誘致を促進し、優良農地の保全との調和を図りながら、新たな産業団地の形成を図る。

エ) 農業系土地利用

- 水島、経田地区等の散居村が点在する水田地帯を田園環境保全地区として位置付け、農業振興地域整備計画の適正な管理により、今後も優良農地の保全を図る。
- 散居村を形成している集落地についても田園環境との調和を図りながら、今後とも保全を図っていく。

② 都市施設整備の方針

ア) 道路・交通

- 津沢市街地の骨格を形成する幹線道路である（都）蓑輪清沢線、（都）水島鴨島線、（都）小矢部東インター津沢線の整備充実を図り、計画的な市街地形成を誘導する。
- 石動地区との連携はもとより、隣接する砺波市や南砺市との連携強化に向けて、国道 359 号、国道 471 号の機能充実を図る。

③ 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

○多面的な機能を有する散居村の田園環境を保全するため、無秩序な宅地化の抑制や散居村の景観に配慮した建築の誘導等を図る。

④ 都市景観形成の方針

○杉木立に囲まれた農家が点在し、四季折々の風情が感じられる散居村の景観の保全・育成を図る。

○運漕の町の面影を留める小矢部川のせせらぎ、木造切妻造りの民家や商家が残る街並み、神社・仏閣等の歴史的建造物等の景観の保全を図る。

⑤ 都市防災の方針

○小矢部川において、治水事業の推進により浸水被害の防止を図る。

○南エリアの防災拠点ともなる、砺波地域消防組合津沢出張所の機能強化を図る。

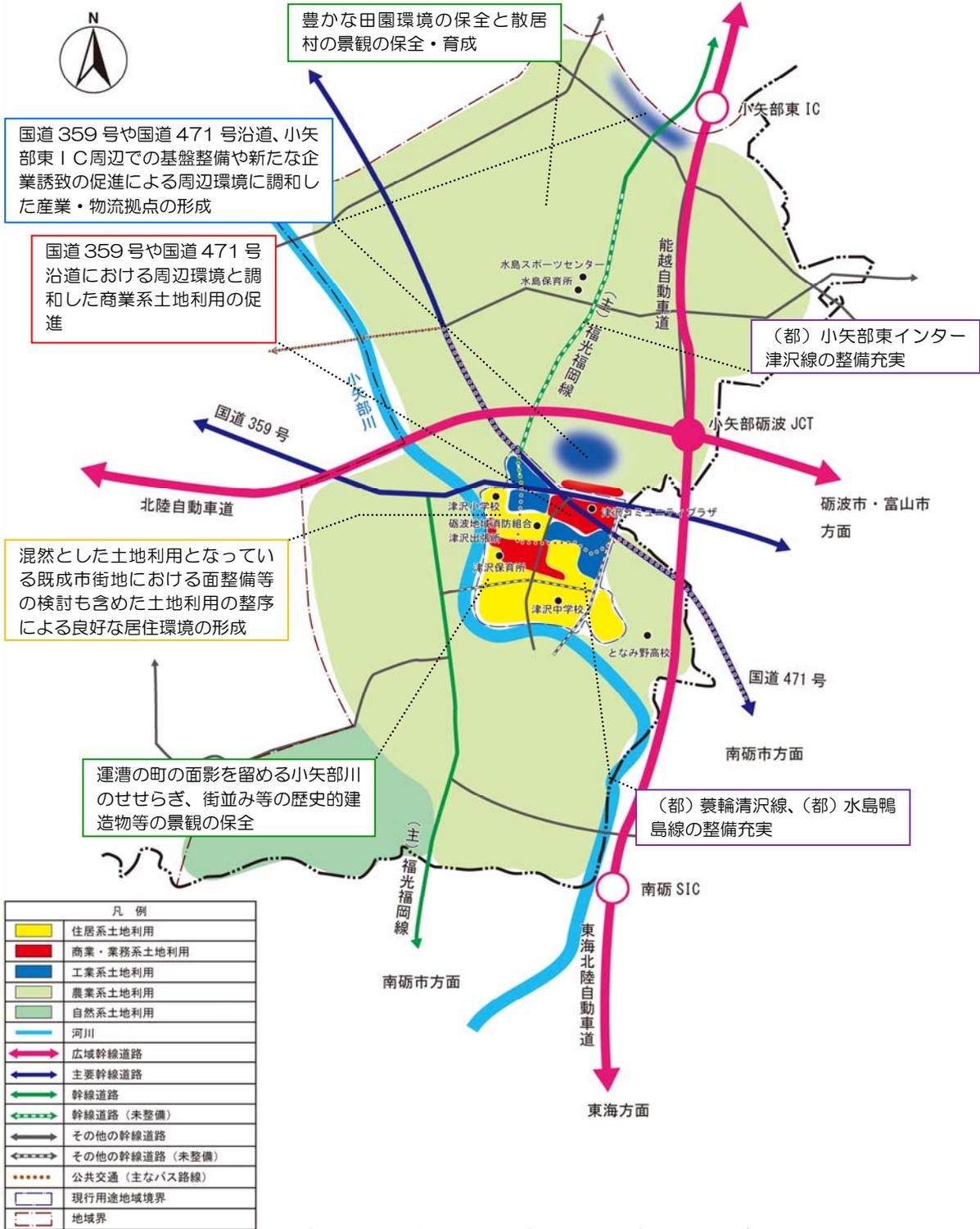


砺波地域消防組合津沢出張所

南エリアまちづくり方針図

【将来像】

～ 緑と歴史文化に包まれて快適・良好な生活環境を実感できる地域づくり ～



豊かな田園環境の保全と散居村の景観の保全・育成

国道359号や国道471号沿道、小矢部東IC周辺での基盤整備や新たな企業誘致の促進による周辺環境に調和した産業・物流拠点の形成

国道359号や国道471号沿道における周辺環境と調和した商業系土地利用の促進

混然とした土地利用となっている既成市街地における面整備等の検討も含めた土地利用の整序による良好な居住環境の形成

運漕の町の面影を留める小矢部川のせせらぎ、街並み等の歴史的建造物等の景観の保全

（都）小矢部東インター津沢線の整備充実

（都）蓑輪清沢線、（都）水島鴨島線の整備充実

第8章 協働のまちづくり

1. 参加と協働の方針

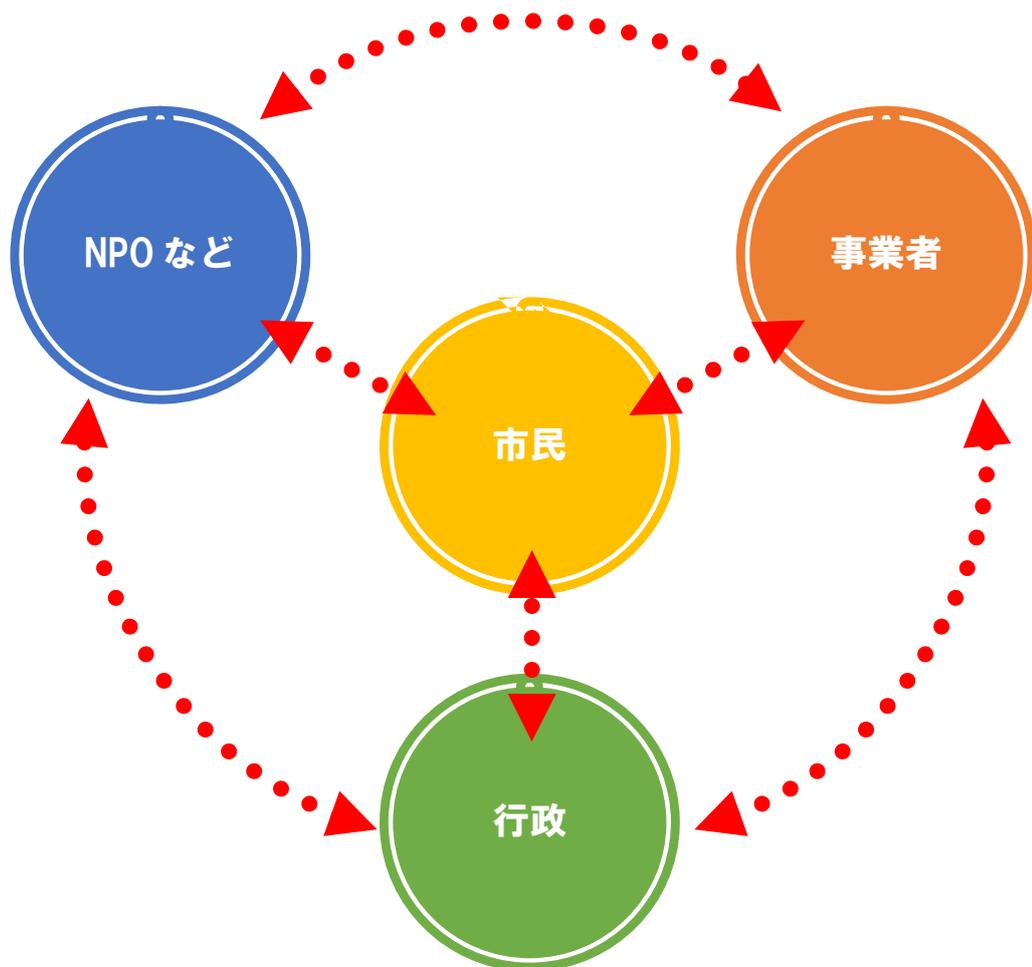
(1) 参画機会の充実

都市計画に関する各事業を計画・実施する際には、市民等からの事前提言や意見を十分に反映するため、市民、事業者、NPOなどが、計画策定に参画できる機会を増やす。

また、地域活動団体、市民活動団体、企業など、まちづくり活動に関わる団体・組織間のネットワークを強化・充実し、協働によるまちづくりを推進する。

計画検討や事業実施においては、市民、事業者、NPOなどの意向を十分に把握するため、必要に応じて、アンケート調査、パブリックコメント等の実施に努める。

多様な参画の体系



(2) 活動支援

都市計画マスタープランなどのまちづくり方針に基づき、地域の身近な課題に主体的に取り組むコミュニティ活動を支援するとともに、市民、ボランティア、NPO、企業、行政など多様で幅広い担い手がそれぞれの特性を活かしながら協働し、「わたしたちのおやべ」を実感できるまちづくりを積極的に支援する。

また、まちづくり活動を支える人材を育成するため、都市計画に関する各事業を計画・実施する際には、まちづくりワークショップの開催などを検討する。

<具体的な取り組み事例>

●コミュニティ活動推進協議会の設立

様々な組織・団体が個別にまちづくりに向けた課題を解決するのではなく、地区全体で意見を出し合い、連携・協力するための母体組織として設立される活動組織。こうした組織の設立に向けた支援を行政が行うもの。

●市民協働への意識醸成と地域における人材育成

市民や事業者が集まり意見交換できる場を用意するなどまちづくりに関する市民の意識を高めるために啓発活動を行うもの。また、まちづくりワークショップなどを通じて市民が主体的に協働を推進するための人材育成を行うもの。

●市民の市政への参画機会の拡充と推進

計画立案や実施、検証のいずれの段階においても市民が様々な形で市政に参画し、その意見を反映させることができる機会を設けるもの。手法としては以下のようなものが挙げられる。

- ◇ 市民提言制度の充実
- ◇ パブリックコメント手続き制度の充実
- ◇ 都市計画審議会等への公募委員の登用及び公開推進
- ◇ タウンミーティングの充実
- ◇ 市民参画条例等の制定検討



2. 運営・管理体制

(1) 協働体制の構築

道路、公園、下水道、防災などのハード事業に関しては、関係機関や庁内調整のもと、行政が進めるものであるが、公園の維持・管理などのソフト事業に関しては、市民・事業者との意見交換を随時行い、協力を求めながら、計画・各種事業の実現を図る。

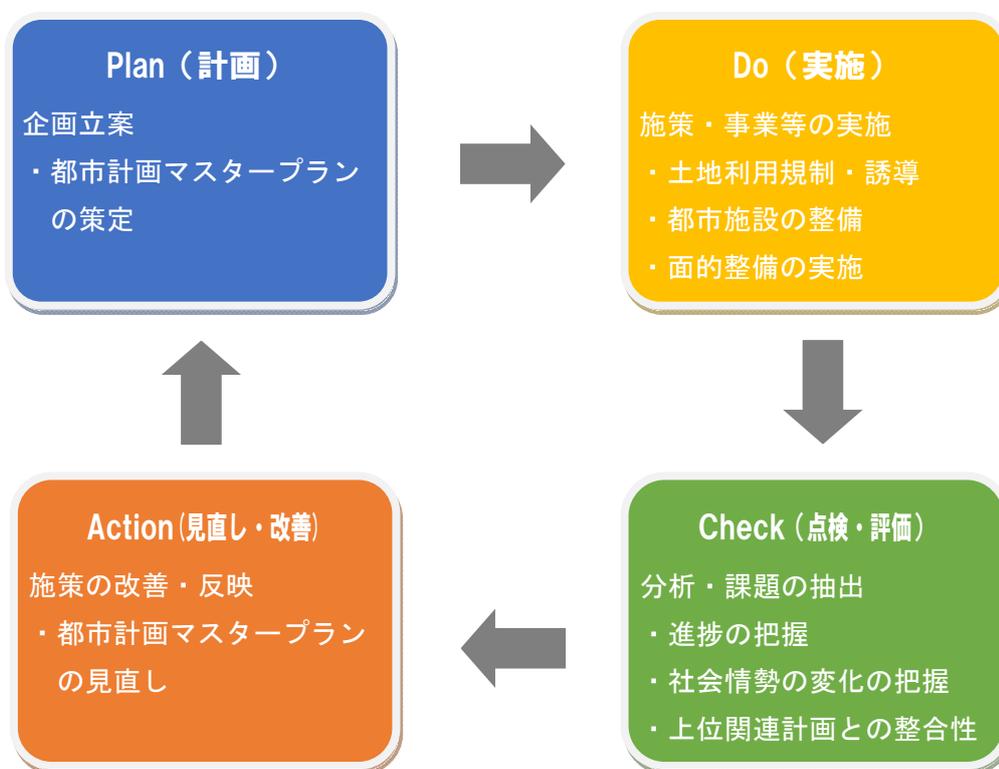
(2) 運営・管理体制の構築

都市計画に関する計画・事業は、時代の潮流や都市の変化に適切に対応し、計画的に推進するため、PDCA のサイクルに基づき、計画のローリングによって長期的な運用・管理を行う。

したがって、計画策定後は、おおむね 20 年後（平成 47 年度）を目標とし、道路、公園などの都市整備事業を推進するものであるが、定期的に計画・各種事業の進捗状況をチェックするため、運営・管理体制の構築を検討するとともに、小矢部市ホームページや広報などを活用し、市民に対して進捗状況や事業見込みなどの報告を行うことを検討する。

また、社会情勢の変化や法制度の改定等などの変化要因に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとする。

PDCA サイクルに基づく計画の運用・管理イメージ



1. 計画策定の組織体制

(1) 小矢部市都市計画マスタープラン策定検討委員会

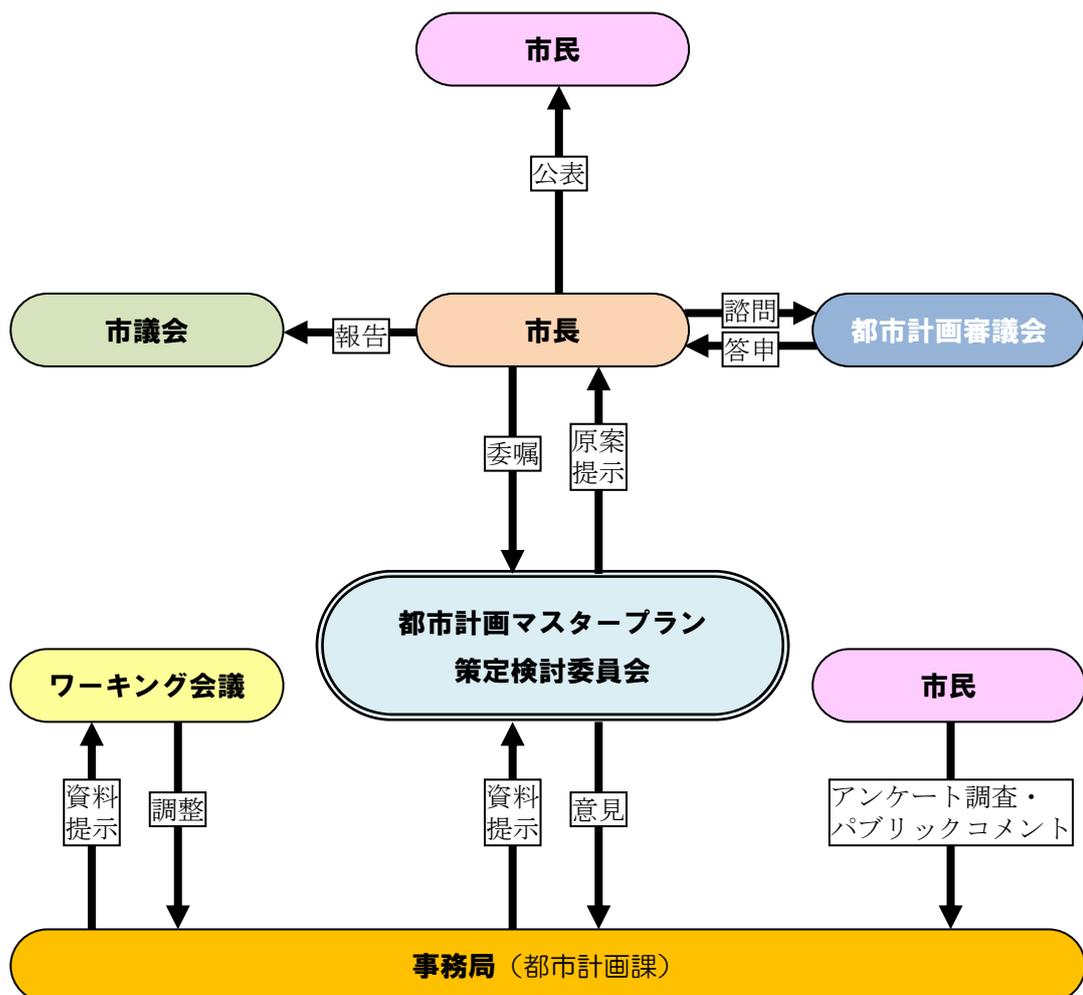
小矢部市都市計画マスタープランの策定にあたり、計画に関する提案や意見を求めるため、学識経験者、関係機関及び各種団体の代表者などにより構成された組織。

(2) 小矢部市都市計画審議会

小矢部市都市計画マスタープランに関し、市長より諮問を受けて、都市計画に関する専門的な見地から答申を求めるための組織。

(3) 小矢部市都市計画マスタープラン策定ワーキング会議

小矢部市都市計画マスタープランの原案を作成するにあたり、各種協議・調整を行うため、市の庁内の関係各課の代表により構成された組織。



2. 小矢部市都市計画マスタープラン策定の経緯

年月	内容
平成 25 年 10 月	第 1 回小矢部市都市計画マスタープラン策定ワーキング会議
平成 25 年 11 月	市民アンケート調査
平成 26 年 2 月	第 2 回小矢部市都市計画マスタープラン策定ワーキング会議
平成 26 年 2 月	第 57 回小矢部市都市計画審議会
平成 26 年 3 月	第 58 回小矢部市都市計画審議会
平成 26 年 5 月	第 3 回小矢部市都市計画マスタープラン策定ワーキング会議
平成 26 年 6 月	第 1 回小矢部市都市計画マスタープラン策定検討委員会
平成 26 年 6 月	第 59 回小矢部市都市計画審議会
平成 26 年 7 月	第 4 回小矢部市都市計画マスタープラン策定ワーキング会議
平成 26 年 9 月	第 2 回小矢部市都市計画マスタープラン策定検討委員会
平成 26 年 10 月	第 3 回小矢部市都市計画マスタープラン策定検討委員会
平成 26 年 11 月	第 60 回小矢部市都市計画審議会
平成 27 年 1 月	第 5 回小矢部市都市計画マスタープラン策定ワーキング会議
平成 27 年 2 月	第 4 回小矢部市都市計画マスタープラン策定検討委員会
平成 27 年 4 月	第 61 回小矢部市都市計画審議会
平成 27 年 8 月	パブリックコメント
平成 27 年 11 月	第 62 回小矢部市都市計画審議会

3. 小矢部市都市計画マスタープラン策定検討委員名簿

(敬称略、順不同)

委員氏名	備考
◎前田 正一	小矢部市都市計画審議会 会長
田原 雅夫	富山県高岡土木センター小矢部土木事務所 所長
渋谷 正明	小矢部市農業委員会 職務代理 (平成26年6月まで)
出合 正虎	小矢部市農業委員会 職務代理 (平成26年7月より)
高橋 幸雄	小矢部市自治会連合会 会長
林 説則	小矢部市商工会 会長
村西 更新	小矢部市企業協会 理事
宇佐見外行	小矢部市社会福祉協議会 会長
沼田 純子	富山県宅地建物取引業
吉田 與晴	小矢部市建設業協会 会長
加藤 明博	富山県建築士会砺波支部 支部長
中川 潔	小矢部市設計連合 代表
西尾 倫顕	小矢部市緑化造園土木協会 会長
飛田 久子	小矢部市連合婦人会 会長
西野 順子	小矢部市女性団体連絡協議会 副会長
今村 健	小矢部青年会議所 理事長
野手 貢	小矢部市PTA連絡協議会 会長

◎は委員長

4. 小矢部市都市計画審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

委員氏名	備考
◎前田 正一	学識経験者
岡本 欣司	学識経験者
渋谷 武	学識経験者
湊谷 直美	学識経験者
屋敷 良雄	学識経験者 (平成 26 年 6 月まで)
村上 茂治	学識経験者 (平成 26 年 8 月より)
尾山 喜次	市議会議員
吉田 康弘	市議会議員
嶋田 幸恵	市議会議員 (平成 27 年 8 月まで)
沼田 信良	市議会議員 (平成 27 年 8 月まで)
藤本 雅明	市議会議員 (平成 27 年 8 月まで)
福島 正力	市議会議員 (平成 27 年 9 月より)
石田 義弘	市議会議員 (平成 27 年 9 月より)
山室 秀隆	市議会議員 (平成 27 年 9 月より)
神埜 進	県職員 (平成 26 年 3 月まで)
田原 雅夫	県職員 (平成 26 年 4 月より平成 27 年 3 月まで)
舟田 浩志	県職員 (平成 27 年 4 月より)
宮島 昭宣	市民

◎は会長

5. 小矢部市都市計画マスタープラン策定ワーキング会議名簿

(敬称略、順不同)

委員氏名	備考
◎砂田 克宏	産業建設部都市計画課長
吉田 和隆	産業建設部農林課
川田 保則	産業建設部観光振興課 (平成26年3月まで)
明石 雅之	産業建設部観光振興課 (平成26年4月より)
瀬戸 吉夫	産業建設部建設課
高田 泰成	産業建設部上下水道課 (平成26年3月まで)
吉田 基宏	産業建設部上下水道課 (平成26年4月より)
野澤 正幸	総務部総務課
柿本 悠希	総務部財政課 (平成26年3月まで)
中山 良彦	総務部財政課 (平成26年4月より)
脊戸 栄	企画室企画政策課 (平成26年3月まで)
早助 昭	企画室企画政策課 (平成26年4月より)
笹本 克也	企画室商工立地振興課
砂川 美智代	民生部社会福祉課 (平成26年3月まで)
今村 優介	民生部社会福祉課 (平成26年4月より)
藤澤 雄一郎	民生部健康福祉課
東 健一郎	民生部生活環境課
居島 正樹	産業建設部都市計画課
上田 政勝	産業建設部都市計画課 (平成26年3月まで)
高田 泰成	産業建設部都市計画課 (平成26年4月より)
沼田 憲良	産業建設部都市計画課 (平成26年4月より)

◎は座長



小矢部市
平成 27 年 12 月